

開発課題に対する 効果的アプローチ

貿易・投資促進

開発課題に対する効果的アプローチ

〈貿易・投資促進〉

2003年9月

国際協力事業団



2003年9月
国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

03-11

開発課題に対する 効果的アプローチ

貿易・投資促進

2003年9月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

国際協力事業団の事業形態（スキーム）については、2002年度から「プロジェクト方式技術協力」「個別専門家チーム派遣」「研究協力」等の形態をまとめて「技術協力プロジェクト」という名称とすることになり、従来の形態名称と混在すると混乱を招く恐れがあることから、この報告書では2001年度以前に始まった案件についても現在の名称「技術協力プロジェクト」に表記を統一しております。

また、NGO等と連携して事業を実施するもの（旧開発パートナー事業等）については2002年度から「草の根技術協力」とされたため、この報告書では2001年度以前に始まった案件についても現在の名称「草の根技術協力」に表記を統一しております。

本報告書及び他の国際協力事業団の調査研究報告書は、当事業団ホームページにて公開しております。

URL: <http://www.jica.go.jp>

なお、本報告書に記載されている内容は、当事業団の許可無く転載できません。

発行：国際協力事業団 国際協力総合研修所 調査研究第二課

〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5

TEL : 03 3269 2357

FAX : 03 3269 2185

E-mail: jicaic2@jica.go.jp

序 文

現在、国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency: JICA）では国別事業実施計画の作成や課題別要望調査の実施、課題別指針の策定など、国別・課題別アプローチ強化の取り組みを実施しています。しかしながら、開発課題や協力プログラムのレベルやくり方には国ごとによりかなりの差異があるのが現状です。今後、国別事業実施計画を改善し、その国の重要開発課題に的確に対処していくためには、国ごとに状況・課題が異なることは前提としつつも、開発課題の全体像と課題に対する効果的なアプローチに対する基本的な理解に基づいて適正なプログラムやプロジェクトを策定していくことが必要となります。このためには、各開発課題に対するアプローチをJICAとして体系的に整理したものをベースに、各々の国の実情に基づいて、JICAとして協力すべき部分を明らかにしていかなければなりません。

そのため、2001年度の調査研究で課題別アプローチの強化を通じた国別アプローチ強化のための取り組みの一環として、4つの開発課題（基礎教育、HIV/AIDS対策、農村開発、中小企業振興）について課題を体系的に整理し、効果的なアプローチ方法を明示するとともに、計画策定・モニタリング・評価を行う際に参照すべき指標例についても検討いたしました。また、今までのJICA事業をレビューし、開発課題体系図をベースにJICA事業の傾向と課題、主な協力実績もまとめました。

他の課題についても同様の体系的整理を行うことへの要望が強かったため、2002年度においても別の課題について体系的整理を行う調査研究を実施することとなり、JICA内の関係部署との調整の結果、「貧困削減」「貿易・投資促進」「高等教育」「情報通信技術」の4課題について効果的なアプローチを体系的に整理しました。また、2001年度の調査研究成果をさらに拡充するために、新たに当該課題に対する主要ドナーの取り組みや地域別の傾向と課題についても調査し、まとめています。

この調査研究の成果については、今後JICA内では課題別指針に取り入れ、分野課題ネットワークによって発展させていく予定です。

本調査研究の実施及び報告書の取りまとめにあたっては、JICA企画・評価部企画課 加藤宏課長を主査とするJICA関係各部職員及び国際協力専門員、ジュニア専門員、コンサルタントからなる研究会を設置し検討を重ねるとともに、報告書ドラフトに対してJICA内外の関係者の方から多くのコメントをいただきました。本調査研究にご尽力いただいた関係者のご協力に対し心より感謝申し上げます。

本報告書が、課題別アプローチの強化のための基礎となれば幸いです。

平成15年9月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 金丸 守正

用語・略語解説

用語・略語	概 要
貿易・投資 関連用語	
AD	Anti-Dumping：アンチ・ダンピング。WTO*付属協定の一つであるAD協定は、国内販売価格よりも輸出向け価格が低い場合をダンピングとみなし、その製品の輸入国がダンピングの価格差を上限とする関税（AD税）を賦課することを認めている。
AFTA	ASEAN Free Trade Area：ASEAN*自由貿易地域。1992年の第4回ASEAN首脳会議において創設が決定された。域内貿易の活性化、域外からの直接投資と域内投資の促進及び域内産業の国際競争力強化を主要目的とする。
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation：アジア太平洋経済協力。環太平洋地域の多国間経済協力に関する協議機関で、1989年に創設された。2003年現在、21カ国が加盟している。
CAP	Common Agricultural Policy：共通農業政策。域内市場介入、域外輸出補助金を通じ、農産品の域内価格を安定させるEU*の共通政策。
DSU	Dispute Settlement Understanding：紛争解決に関する了解。WTO*付属協定において、一方的措置の禁止、紛争処理手続きの期限の設定等を規定している。
FDI	Foreign Direct Investment：外国直接投資。
FPI	Foreign Portfolio Investment：外国間接投資。
FTA	Free Trade Agreement：自由貿易協定。
FTAA	Free Trade Area of Americas：米州自由貿易地域。キューバを除く米州34カ国からなる経済圏の構想。
GATS	General Agreement on Trade in Services：サービスの貿易に関する一般協定。WTO*協定の一部で、サービス貿易に関する初の本格的な国際ルール。
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定。1948年より実施された、貿易に関する基本的な国際ルール。1995年にGATTを拡大・強化する形でWTO*が成立し、業務を引き継いだ。
HS分類	Harmonized System：商品の名称及び分類についての統一システム。1988年に関税協力理事会（Customs Co-operation Council：CCC）において策定された関税分類。HS条約加盟国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表をHS条約付属書の品目表（HS品目表）に適合させる義務があり、わが国においても関税定率表、関税暫定措置法の別表と輸出入統計品目表はこれに適合している。
IF	Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries：LDC*向け貿易関連技術支援のための統合的枠組み。効率的な協力を目指し1997年に発足した、世界銀行*、IMF*、WTO*、UNDP*、UNCTAD*、ITC*の6国際機関による共同イニシアティブ。
LAFTA	Latin American Free Trade Association：ラテンアメリカ自由貿易連合。1961年発足。
MERCOSUR	Mercado Comun del Sur：南米南部共同市場（メルコスール）。1995年に発足した関税同盟。ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国が加盟している。
MFA	Multi-Fiber Arrangement：繊維製品の国際貿易に関する取り決め。1960年代後半から1970年代初めにかけて繊維製品の貿易摩擦が激化した際に、GATT*の下で綿製品、人造繊維、毛製品に関する協議が行われ、1974年に繊維貿易独自のルールであるMFA協定が発効した。MFAの下では差別的輸入制限措置の適用が可能であったが、2004年末にはGATTの一般規律に統合される予定。
NAFTA	North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定。1994年にスタートした米国、カナダ、メキシコの3カ国間の自由貿易協定。
NTB	Non-Tariff Barrier：非関税障壁。国産品を保護するために外国品の輸入を制限する方策として関税以外にとられる措置のこと。WTO*で挙げられている非関税障壁には輸出補助金、相殺関税、関税評価手続、産業衛生・安全基準、貿易ライセンス、輸入課徴金等がある。
S&D	Special and Different Treatment：特別かつ異なる待遇。WTO*協定上、開発途上国に対して義務の免除や緩和、技術協力の供与といった「特別」または「（先進国とは）異なる」扱いが認められている。

用語・略語	概要
SITC	Standard International Trade Classification : 標準国際貿易分類。現在の代表的な商品分類国際標準体系の一つで国連が作成しているもの。SITC (1950年)は、国際連盟が1937年に発表した「貿易統計のための最少品目表」をベースに作られ、SITCオリジナル (SITC Origin) と呼ばれている。
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures : 衛生植物検疫措置。WTO*付属協定において定められている。
TBT	Technical Barriers to Trade : 貿易の技術的障害。WTO*付属協定で、国際規格、国際標準について規定している。
TRIMs	Trade-Related Investment Measures : 貿易に関連する投資措置に関する協定。輸入産品を課税、規則等の面で国内産品に比べ厳しく取り扱ってはならないとするGATT*第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカル・コンテンツ*要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限 (国内販売要求) といった措置を例示して明示的に禁止した。ウルグアイ・ラウンドで合意された。
TRIPs	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 貿易関連知的財産権に関する協定。特許、著作権、商標、意匠などの知的財産権の貿易関連の側面について国際ルールを定めている。
一般特惠関税制度 (GSP)	Generalized System of Preferences : 開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国が開発途上国の産品に対して、最恵国税率よりも低い関税率を適用する制度。
関税同盟	Customs Union : 関税同盟は、参加国間の貿易自由化に加えて、域外国への関税も共通化を図っている。代表例としては、MERCOSUR*、欧州連合 (EU)*がある。
共同市場	Common Market : 貿易自由化だけでなく、労働や資本といった生産要素の移動をも域内で自由化するもの。
経済同盟	Economic Union : 共同市場に加えて各国間の金融・財政などの経済政策の調整にまで踏み込む仕組みである。1993年に域外共同市場、1999年に通貨統合を果たした欧州連合 (EU)*は経済同盟といえる。
最恵国待遇原則 (MFN原則)	Most-Favored-Nation Treatment : いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという原則であり、WTO*協定の基本原則の一つ。
自由貿易地域 (圏)	Free Trade Area (Zone) : 2カ国以上の複数国間で、物品の貿易等を自由化する制度。代表例としては北米自由貿易協定 (NAFTA)*、ASEAN*自由貿易地域 (AFTA)*等。自由貿易地域では参加国間の関税など輸入障壁を撤廃して貿易を自由化する一方、域外国に対しては参加国が独自に関税などを設けている。
セーフガード	Safeguards : 緊急輸入制限。WTO*協定の一つとして、特定の産品の輸入増加による国内産業への深刻な打撃を回避するために、一時的にWTO上の義務を停止し、国内産業を保護する緊急避難的措置が認められている。
内国民待遇	National Treatment Principle : 自国民と外国民に同等の待遇を与えなくてはならないという原則であり、最恵国待遇原則と並んで、WTO*協定の基本原則の一つ。
ローカル・コンテンツ	Local Content : 現地調達率。海外に進出した製造企業が使用する現地産の材料、部品等が全投資額に占める割合。国によっては一定比率を義務として要求している。
開発・援助関連用語	
DAC新開発戦略	1996年のDAC上級会合*で採択された21世紀に向けた長期的な開発戦略「21世紀に向けて: 開発協力を通じた貢献 (Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Cooperation)」の通称。新開発戦略の3つの重点事項は、オーナーシップとパートナーシップの重要性、包括的アプローチと個別のアプローチの追求、具体的な開発目標の設置 (2015年までに貧困人口の半減等) となっており、社会的インフラへの支出割合を増加させ、援助国の実施体制の合理化、分権化を推進することをうたっている。
LDC	Least Developed Countries : 後発開発途上国。
NGO	Non-governmental Organization : 非政府組織。民間非営利団体。
ODA	Official Development Assistance : 政府開発援助。
OOF	Other Official Flows : その他の政府資金。政府資金による開発途上国への経済協力のうち、ODA*に含まれないもの。
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper : 貧困削減戦略ペーパー。HIPC (Heavily Indebted Poor Countries : 重債務貧困国) の債務救済問題に対し、1999年の世界銀行*、IMF*の総会でその策定が発案され、合意された戦略文書。この戦略により債務救済措置により生じた資金が適切に開発と貧困削減のために充当されることを目的としている。

用語・略語	概要
TICAD	Tokyo International Conference of African Development : アフリカ開発会議。アフリカ諸国が自らの開発を加速化すること及び国際社会がそうした努力を支援することを目的として、日本政府が呼びかけ、国連、アフリカのためのグローバル連合と共同で1993年に東京で開催した会議。1998年に第2回が開催され、2003年10月には第3回の開催が予定されている。
WSSD	World Summit on Sustainable Development : 持続可能な開発に関する世界首脳会議。
オーナーシップ	Ownership : 開発途上国が自らの経済社会開発のために行う自助努力。
キャパシティ・ビルディング	Capacity Building : 組織・制度づくり (Institution Building) に対して、それを実施・運営していく能力を向上させること。実施主体の自立能力の構築をいう。
政府開発援助に関する中期政策	通称ODA中期政策。1999年より5年程度にわたるODAの進め方を体系的・具体的にまとめたもので、援助の効果的・効率的な実施を目指している。
政府開発援助大綱	通称ODA大綱。冷戦終結の過程で、援助を対外戦略の一環としてとらえるべきとの見方が強くなり、1992年に4つの基本理念と4つの原則を掲げる「政府開発援助大綱」が閣議決定された。
セーフティ・ネット	Safety Net : 社会的弱者に対する保護対策。食料価格補助、雇用保障制度、公的社会保障制度などの政策がある。
セクター・プログラム	Sector Program (SP) : 途上国政府のオーナーシップの下、ドナーを含む開発関係者が参加、調整して策定したセクターないしはサブセクター規模のプログラム。
ツー・ステップ・ローン	借款の供与形態の一つで、開発途上国の開発金融機関に対し、直接またはその国の政府を通して資金を供与し、その資金がさらにその国の中小企業や農業部門に貸し出される仕組み。
ニュー・エイド・プラン	New Asian Industries Development (AID) Plan : 1987年に田村通商産業相がタイのバンコクで表明した日本の援助パッケージ。貿易、投資、経済協力を組み合わせた「三位一体型の経済協力」により総合的にASEANの輸出産業を育成するプラン。
マスタープラン調査	国全体または特定地域での総合開発計画や、セクター別の長期開発計画を策定するための調査。
ミレニアム開発目標	Millennium Development Goals (MDGs) : 新開発戦略 [*] の延長線上にあり、2000年9月の国連総会の合意を経て、より拡充した目標として採択された。2015年までに達成すべき目標として、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、ジェンダーの平等、女性のエンパワメントの達成、子どもの死亡率削減、妊産婦の健康の改善、HIV/AIDS、マラリアなどの疾病の蔓延の防止、持続可能な環境づくり、グローバルな開発パートナーシップの構築が設定された。
国際機関・援助機関	
ADB	Asian Development Bank : アジア開発銀行。
AfDB	African Development Bank : アフリカ開発銀行。
AOTS	Association for Overseas Technical Scholarship : (財) 海外技術者研修協会。
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations : 東南アジア諸国連合。
DAC	Development Assistance Committee : 開発援助委員会。OECD [*] (経済協力開発機構) の対途上国援助政策を調整する機関。貿易委員会、経済政策委員会と並ぶOECD三大委員会の一つ。2002年現在、23メンバーが加盟。
DAC上級会合	年1回、各国のハイレベル援助関係者が出席し開催され、特に重要な開発問題の討議や勧告等の採択がなされる。1996年OECD [*] のDAC上級会合においては、2015年までに極端な貧困人口割合を1990年の半分に削減する採択がなされた。
DFID	Department for International Development : 英国国際開発省。
ECA	Economic Commission for Africa : アフリカ経済委員会。1958年に国連経済社会理事会の決議に基づき設立された国連地域経済委員会。2003年現在、域内53カ国が参加している。
EU	European Union : 欧州連合。
ISO	International Organization for Standardization : 国際標準化機構。
ITC	International Trade Center : 国際貿易センター。1965年にGATT [*] 貿易センターとして設立され、その後UNCTAD [*] の活動と調整を行うためGATT/UNCTAD共同貿易センターとして拡充された。さらに、WTO [*] の発足とともにWTO/UNCTAD共同の貿易センターとなった。LDC [*] を中心とする開発途上国の輸出拡大及び輸入業務改善のための努力を支援することを目的とする。
IMF	International Monetary Fund : 国際通貨基金。1944年発足。世界銀行と並んで戦後の国際金融を支えてきた機構。世界銀行が復興開発を目的とした資金供与を担当し、IMFは固定レート制と通貨安定化に必要な資金を融資する役割を果たしてきた。

用語・略語	概要
JBIC	Japan Bank for International Cooperation : 国際協力銀行。1999年に日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合して発足。
JETRO	Japan External Trade Organization : 日本貿易振興会。
JICA	Japan International Cooperation Agency : 国際協力事業団。2003年10月1日より独立行政法人「国際協力機構」に変更予定。
JODC	Japan Overseas Development Corporation : (財)海外貿易開発協会。
NEXI	Nippon Export and Investment Insurance : 日本貿易保険 (独立行政法人)。
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development : 経済協力開発機構。欧州経済復興のため1948年に発足したOECE (Organization for European Economic Co-operation) が改組され、1961年に発足。経済成長、開発途上国援助、多角的な自由貿易の拡大を目的とし、2002年現在、30カ国が加盟している。
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development : 国連貿易開発会議。
UNDP	United Nations Development Programme : 国連開発計画。
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization : 国連工業開発機関。
USAID	United States Agency for International Development : 米国国際開発庁。
WCO	World Custom Organization : 世界税関機構。
WIPO	World Intellectual Property organization : 世界知的所有権機関。
WTO	World Trade Organization : 世界貿易機関。142カ国・地域が加盟する国際貿易の中核機関で、1995年1月に発足した。
World Bank (世界銀行)	一般に、国際復興開発銀行 (IBRD) と国際開発協会 (IDA) の2つの機関を指すことが多い。これに国際金融公社 (IFC)、多数国間投資保証機関 (MIGA)、国際投資紛争解決センター (ICSID) を併せたものを世界銀行グループと呼んでいる。
JICA援助スキーム用語	
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers : 青年海外協力隊。1965年に発足した20歳から39歳までの青年を対象とするボランティア制度。これまで、途上国76カ国に延べ約2万3千人が派遣されている。
開発パートナー事業	多様化する開発途上国の地域レベルのニーズへの対応、住民に対する草の根レベルのきめ細やかな援助を実施する方法として、そうした国際協力の経験やノウハウを持つ日本のNGO、地方自治体、大学などにJICAが委託して行う事業。2002年度から「草の根技術協力」に名称が変更された。
開発福祉支援事業	母子保健、高齢者・障害者・児童の福祉、貧困対策などの援助をJICAが対象としている地域で活動している現地のNGOに委託して実施する援助。1997年より実施。2002年度から「技術協力プロジェクト」として実施。
技術協力プロジェクト (技プロ)	一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、その成果と投入・活動の関係を論理的に整理した協力事業で、専門家派遣、研修員受入、機材供与などを目的に応じて組み合わせる協力形態。
草の根技術協力	JICAがODAの一環として、国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を支援する事業で、人を介した「技術協力」であること、復興支援等の緊急性の高い事業/対象地域であること、日本の市民に対して国際協力への理解・参加を促す機会となること、の3点を特に重視している。
草の根無償資金協力 (草の根無償)	開発途上国の地方公共団体や現地のNGOなどからの要請により、一般の無償資金協力では対応が難しい小規模案件を支援することを目的に、わが国の在外公館を通じて行われる無償資金協力。
現地国内研修 (第二国研修)	日本の技術協力の成果が、途上国内で普及することを促進するために途上国で行う研修。
在外開発調査	簡易な開発基本計画の策定とこれに関連する各種基礎データの解析、公式統計の不備を補うための小規模な調査。在外事務所主導で実施。
小規模開発パートナー事業	よりきめ細かく迅速な協力を展開するため、事業実施期間を1年以内、1件当たりの事業規模を1000万円未満とし、NGO、地方自治体、大学などにJICAが委託して行う事業。2002年度から「草の根技術協力」に名称が変更された。
第三国研修	途上国の中でも比較的進んだ段階にある国を拠点にして、日本の技術協力を通して育成した開発途上国の人材を活用し、他の途上国から研修員を招いて行う研修。

用語・略語	概 要
プロジェクト方式技術協力 (プロ技)	3～5年程度の協力期間を設定し、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を組み合わせ、計画の立案から実施、評価までを一貫して実施する技術協力の形態を指すが、2002年度からいくつかの形態をまとめて「技術協力プロジェクト」という名称に変更された。
マスタープラン調査	国全体または特定地域での総合開発計画や、セクター別の長期開発計画を策定するための調査。

* 印は用語・略語解説があるもの。

出所：国際開発ジャーナル社『国際協力用語集』、外務省「外務省用語説明集」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/pr/yogo/index.html>)を参考に作成。

開発課題に対する効果的アプローチ 貿易・投資促進

目 次

序 文

用語・略語解説	i
調査研究概要	xi

貿易・投資促進に対する効果的アプローチ概観（要約）	xv
--	-----------

第1章 開発と貿易・投資

1-1 開発における貿易・投資の現状と重要性	1
1-1-1 途上国の開発における貿易・投資の重要性	1
1-1-2 開発援助における貿易・投資関連協力の意義(貿易関連協力のメインストリーム化)...	1
1-2 貿易及び投資の定義	2
1-2-1 貿易	2
1-2-2 投資	3
1-3 国際的動向	4
1-4 わが国の援助動向	7

第2章 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2-1 貿易・投資促進に対する協力目的	9
2-2 開発課題体系図に関する留意点	11
2-3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ	14
開発戦略目標1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化	14
開発戦略目標2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング	25
開発戦略目標3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング	34

第3章 今後の協力に向けた留意点及び方向性

3-1 今後の協力に向けた留意点	40
3-2 今後の検討課題	43
3-3 今後の協力の方向性	44
3-3-1 発展段階に応じた協力の実施	44
3-3-2 課題横断的な視点での協力の実施	46

付録 1. 主な協力事例	47
1 - 1 産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案 / 助言	48
1 - 2 個別施策の実施	49
1 - 2 - 1 法制度の整備	49
1 - 2 - 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化（法履行・運用能力強化）	50
1 - 2 - 3 民間セクター競争力強化	51
1 - 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化	53
1 - 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備	54
別表 貿易・投資促進関連案件リスト（代表的な例）	55
付録 2. 主要ドナーの取り組み	61
2 - 1 世界銀行グループ	61
2 - 1 - 1 支援方針及び支援の特徴	61
2 - 1 - 2 主な協力事例の概要	62
2 - 2 WTO等国連グループ	63
2 - 2 - 1 支援方針及び支援の特徴	63
2 - 2 - 2 主な協力事例の概要	64
2 - 3 米国国際開発庁	66
2 - 3 - 1 支援方針及び支援の特徴	66
2 - 3 - 2 主な協力事例の概要	67
付録 3. 基本チェック項目	68
付録 4. 地域別の現状と優先課題	70
4 - 1 世界の貿易・投資の概観	70
4 - 2 東南アジア地域・中国	72
4 - 2 - 1 ASEAN諸国の概況	72
4 - 2 - 2 中国の概況	74
4 - 2 - 3 課題	75
4 - 3 南西アジア地域	75
4 - 3 - 1 地域の概況	75
4 - 3 - 2 課題	77
4 - 4 中東地域	77
4 - 4 - 1 地域の概況	77
4 - 4 - 2 課題	79
4 - 5 アフリカ地域	80
4 - 5 - 1 地域の概況	80

4 - 5 - 2 課題	80
4 - 6 欧州地域	82
4 - 6 - 1 地域の概況	82
4 - 6 - 2 課題	83
4 - 7 中南米地域	84
4 - 7 - 1 地域の概況	84
4 - 7 - 2 課題	85
付録5. 日本の通商政策と投資政策	89
5 - 1 戦後復興から貿易・資本の自由化へ向けた取り組み（終戦～1960年代）	89
5 - 1 - 1 貿易の自由化	91
5 - 1 - 2 資本（対内直接投資）の自由化	93
5 - 2 近年の日本の通商・投資政策の取り組み（2000年頃～）	94
引用・参考文献・Webサイト	96
巻末資料 貿易・投資促進 開発課題体系全体図	103

調査研究概要

1. 調査の背景・目的

本調査研究は、2001年度に実施した調査研究「国別・課題別アプローチのための分析・評価手法」のフェーズ2である。調査研究「国別・課題別アプローチのための分析・評価手法」は、課題別アプローチの強化を通じて国別アプローチの強化を図ろうとしたものであり、ここでは4つの開発課題（基礎教育、HIV/AIDS対策、中小企業振興、農村開発）について課題を体系的に整理し、効果的なアプローチ方法を明示するとともに、課題体系図に基づいた国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency: JICA）事業のレビューを行い、その成果を「開発課題に対する効果的アプローチ」報告書として取りまとめた。

ほかの課題についても同様の体系的整理を行うことへの要望が強かったため、2002年度においても別の課題について体系的整理を行う調査研究を実施することとなった。2002年度については、JICA内の関係部署との調整の結果、「貧困削減」「貿易・投資促進」「高等教育」「情報通信技術」の4課題を調査研究の対象課題とした。

本調査研究の成果の活用方法としては以下のことが想定されている。

- ・ JICA国別事業実施計画の開発課題マトリクスを作成・改訂する際の基礎資料とする。
- ・ プロジェクト形成調査や案件形成、プログラム策定の際の基礎資料とする。
- ・ プログラム評価や国別評価を行う際の基礎資料とする。
- ・ JICA役職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場においてJICAの課題に対する考え方を説明する際の資料とする。
- ・ 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチをJICA内で共有する。

2. 報告書構成¹

第1章 当該課題の概況（課題の現状、定義、国際的援助動向、わが国の援助動向）

第2章 当該課題に対するアプローチ（当該課題の目的、効果的アプローチ）

* アプローチを体系的に整理した体系図を作成し、それを基に課題に対するアプローチの解説やJICAの取り組みレビューを行っている。

第3章 JICAの協力量針（JICAが重点とすべき取り組みと留意点、今後の検討課題）

付録1. 主な協力事例

付録2. 主要ドナーの取り組み

¹ 調査研究の成果は課題別指針に活かすとの位置付けから、報告書の構成は今後作成される課題別指針の標準構成と整合するようにしている。

付録 3 . 基本チェック項目 (主要指標含む)

付録 4 . 地域別の現状と優先課題

引用・参考文献・Webサイト

3 . 開発課題体系図の見方

本調査研究では、それぞれの開発課題について下記のような開発課題体系図を作成した。

開発課題体系図の例 (情報通信技術の例)

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
1 . IT政策策定能力の向上	1-1 電気通信政策の確立	競争原理の投入	× 外資導入政策の策定支援 × 民間投資の促進政策支援
IT国家戦略の策定	サービス加入者数 電気通信産業の規模 自由化の進展度	新規参入事業者数 電気通信産業規模 通信サービス価格	× 参入規制の緩和支援 競争市場の形成支援

主な指標

* ~は主要な指標

* 「プロジェクト活動の例」の、等のマークはJICAの取り組み状況を表すもの。

(多く取り組んでいる) (いくつかの協力事例はある) (プロジェクト活動の一部として実施している例がある) × (ほとんど取り組みがない)

上図の「開発戦略目標」、「中間目標」、「中間目標のサブ目標」は各開発課題を分類したものである。

開発課題体系図は、課題の全体像を示すために開発戦略目標及び中間目標をまとめたものと、各戦略目標別にプロジェクト活動の例まで盛り込んだものを本文中の該当個所に入れた。また、開発戦略目標からプロジェクト活動の例まですべてを網羅した全体図を巻末資料として添付している。

なお、開発課題体系図と国別事業実施計画の関係については、国や分野によってケースバイケースで対応せざるを得ないと思われるが、体系図でいう「開発課題」は国別事業実施計画・開発課題マトリクスの「援助の重点分野」に当たり、また、体系図の「開発戦略目標」、「中間目標」、「中間目標のサブ目標」は国別事業実施計画の開発課題マトリクスの「問題解決のための方針・方向性 (開発課題)」に対応するものと考えられる。(どのレベルの目標がマトリクスの「開発課題」に当たるかは国や分野により異なる。)

開発課題体系図と国別事業実施計画・開発課題マトリクスの対応

開発課題体系図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
(体系図の「開発課題」)			
援助の重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	問題解決のための方針・方向性 (開発課題)	JICAの協力目的 (具体的な達成目標あるいは指標)
			JICAの協力プログラム名

国別事業実施計画・開発課題マトリクス

4. 実施体制

本調査研究の実施体制は下記のとおりである。課題別に担当グループを形成して原稿を作成するとともに、全体研究会で各課題の原稿の検討を行った。また、調査研究の中間ドラフトに対しては在外事務所や専門家、本部などからもコメントをいただき、それを基に原稿を修正して最終報告書を作成した。

研究会実施体制

主査	企画・評価部 企画部企画課 課長	加藤 宏
貧困削減	社会開発協力部 社会開発協力第一課 課長	乾 英二
	企画・評価部 環境・女性課 課長代理	大川晴美
	企画・評価部 環境・女性課 ジュニア専門員	濱口俊典（～2003年3月）
	アジア一部 計画課	河添靖宏（貿易・投資促進兼）
	社会開発協力部 社会開発協力第二課 ジュニア専門員	石橋裕子
	無償資金協力部 監理課 課長代理	田和正裕（2003年1月～）
	国際協力総合研修所 調査研究第二課	足立佳菜子（事務局兼）
	国連代表部	石沢祐子（～2002年12月）
	グローバルリンクマネージメントコンサルタント	飯田春海（2002年12月～2003年2月）
	分野課題ネットワーク「貧困削減」支援ユニット	大石美都子（～2003年3月）
高等教育	横浜国際センター 業務課課長	萱島信子
	社会開発協力部 社会開発協力第一課 課長代理	佐久間 潤
	社会開発協力部 社会開発協力第二課 ジュニア専門員	山口直子
	国際開発センター コンサルタント	増田知子（2002年11月～2002年12月）
	分野課題ネットワーク「教育」支援ユニット	島田啓子（～2003年3月）
貿易・投資促進	鉱工業開発調査部 工業開発調査課 課長	小池誠一
	鉱工業開発調査部 工業開発調査課 課長代理	片山裕之
	鉱工業開発調査部 計画課	宮崎清隆
	鉱工業開発調査部 工業開発調査課	田村えり子
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課	山田実
	国際協力総合研修所 調査研究第二課	田中章久
	国際協力専門員	石田滋雄
	分野課題ネットワーク「民間セクター開発」支援ユニット	西丸 崇（～2003年3月） 佐藤盛彦（2003年4月～）
情報通信技術 (執筆協力者)	人事部 給与課 課長代理	稲村次郎
	総務部 情報管理課 課長代理	辻 尚志
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室	永見光三
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課	山王丸浩子
	国際協力専門員	合田ノゾム
	分野課題ネットワーク「情報通信技術」支援ユニット	後藤 晃
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課 課長	寺西義英
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室 室長	池城 直
	鉱工業開発協力部 計画・投融資課 課長代理	飛田賢治
	総務部 情報管理課	新井和久
	中南米部 南米課 ジュニア専門員	中村 謙
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室 ジュニア専門員	宮坂俊夫
	総括タスク	国際協力総合研修所 調査研究第一課 課長代理
企画・評価部 企画部企画課		吉田英之
事務局	国際協力総合研修所 調査研究第二課 課長	半谷良三
	国際協力総合研修所 調査研究第二課 課長代理	佐藤和明
	国際協力総合研修所 調査研究第一課 研究員	松本歩恵（～2003年3月）
	国際協力総合研修所 調査研究第一課 研究員	山本靖子（2003年4月～）

貿易・投資促進に対する効果的アプローチ概観（要約）

1．開発と貿易・投資

1 1 開発における貿易・投資の現状と重要性

貿易・投資の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発、流入をもたらし、経済発展に重要な役割を果たす。貿易も投資も民間部門が主体となることから、途上国政府の役割は民間の経済活動の促進や活性化のための環境整備が主要なものとなる。

ただし、近年、経済のグローバル化が急速かつ不可逆的に進展する中で、多くの途上国はグローバル化の流れに乗ることなくして経済成長を果たすことは困難であり、途上国政府にとって世界貿易機関（WTO）に代表される国際的自由貿易体制への適切な統合を果たすことにより、十分な利益を得ることが喫緊かつ重要な課題となっている。

国連ミレニアム開発目標（MDGs）に示されているように、国際社会及び援助コミュニティともに途上国開発の最大の課題は貧困削減という共通の認識が形成されている。この課題達成のためには、限られた資源で具体的な成果を発現するために援助の焦点を直接的な形で貧困対策に当てておくべきという考え方と、貧困削減と経済成長は不可分であり、貧困削減を達成するためには対症療法的な手法にとどまらず、貿易、投資やインフラ整備といった成長志向型の協力も重視すべきという考え方に大別される。

日本の政府開発援助（ODA）が東アジア諸国の経済成長に果たした役割は高く評価されており、その結果として、これらの地域で貧困削減が進んだ事実から、わが国は従来より後者の考え方に重きを置いている。また、近年の開発を巡る国際会議の議論においても、ドナーによっては前者から後者へ考え方をシフトするなど、これまでに比べ貧困削減のためにも貿易、投資等の成長志向の協力が重視される傾向がうかがえる。

しかし、途上国の国内資金やODAなどの公的資金のみではMDGs達成に必要な開発資金がまかなえないことが現実問題となっており、開発資金需要を満たす必要からも開発における民間協力が不可欠のものと認識されている。直接投資等の民間資金を途上国の開発に動員するための環境整備にODAを活用するという観点から、ODAによる投資関連協力の意義が再評価されている。

1 2 貿易及び投資の定義

「貿易」は商取引が国境を超えて行われることと定義される。従来、貿易といった場合、一般的に商品（モノ）の貿易を意味する 경우가多かったが、近年ではサービス貿易の比重と重要性が増している。

「投資」とは国際的な資本の移動と定義され、直接投資と間接投資に大別される。直接投資は資金の移動に加え、技術や経営のノウハウの移転を伴うことから、開発の観点からは直接投資の役割が重要視されている。

1 3 国際的動向

経済のグローバル化の進展に伴い、途上国間で、自由化の恩恵を享受する勝者とそうでない敗者との格差が現れてきている。各ドナーは、途上国がWTOに代表される多角的通商体制の中で適切に義務を履行し、権利を行使できるようになること、さらには経済自由化のメリットを享受できるように国内体制を整備することを目標とした協力を展開している。1999年11月にシアトルで行われた第3回WTO閣僚会議は先進国、途上国間の利害対立への配慮が十分でなく、通商交渉新ラウンドの立ち上げに失敗した。その反省を受け、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会議においては、途上国の立場に配慮がなされ、採択された閣僚宣言においては途上国産品に対する市場アクセスの改善に言及されたほか、途上国への技術協力の必要性がうたわれた。

ドナーは貿易振興や投資誘致そのものを目標とするのではなく、民間の経済活動を支える事業環境の整備（いわゆるenabling environmentの創出）を活動の主眼としている。これらの協力においては、途上国政府が自ら多角的通商ルールに整合的な政策・制度を築き、運用していくことが可能となるような「キャパシティ・ビルディング」を進めることが極めて重要であるとの認識が強まっている。効果的なキャパシティ・ビルディングのためには、2001年4月に採択されたOECDガイドラインに見られる以下の諸点が重要であるとのコンセンサスがドナー間で共有されている。包括的アプローチ、stakeholdersの関与を可能にするオーナーシップの確保、協力プロセスの重視、ニーズに沿ったオーダーメイドの協力、ドナー間協調、ドナー自身のキャパシティ強化。

1 4 わが国の援助動向

1980年代後半に策定された「ニュー・エイド・プラン」、1990年代に策定された「政府開発援助大綱」（1992年）、「政府開発援助に関する中期政策」（1999年）には、ODAと民間の直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施されることで、総体として開発途上国の発展を促進するような方向性が示されている。また、「開発の視点」での動向に加え、近年では多角的貿易体制維持の観点から「通商の視点」での協力も実施されている。均衡がとれ、十分かつ広範な議題の下に新ラウンドを立ち上げる必要性から、途上国のWTO体制への適度な参加を目指し、キャパシティ・ビルディングを図ることが重要な課題となっている。その観点から日本政府はAPEC域内途上国に向けたWTO上の義務実施に関する能力構築プログラム（「戦略的APEC計画」）の作成を提案し、JICAでは2002年からタイ、インドネシア等ASEAN 4カ国に対して開発調査「APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」を実施している。

2 . 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2 1 貿易・投資促進に対する協力目的

貿易・投資分野の活動主体は民間セクターであり、政府の果たす役割は民間の活動を促進するような環境整備を進めることである。経済発展に不可欠な基盤（基本的な法制度、ルール、物的インフラ）の下で、貿易・投資促進の観点から個別分野に直結した課題に取り組むことが効果的なアプローチと考えられるが、多くの途上国では経済発展に不可欠な部分、また貿易・投資により関連した部分でも多くの課題を抱えている。そうした問題意識の下、本アプローチでは途上国が抱える課題を「経済発展に向けた基盤の未整備」と「貿易・投資に関する対応能力の不足」の2つに分け、開発戦略目標を設定した。

2 2 開発課題体系図に関する留意点

日本の政府系機関において、技術協力の分野ではJICA以外にも日本貿易振興会（JETRO）、海外貿易開発協会（JODC）といったさまざまな機関が、また資金協力の面では国際協力銀行（JBIC）等が活動を実施している。これらの機関の協力活動の範囲も今回の開発体系図に含めた。

2 3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化

中間目標 1 1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備

法制度が整備され、かつ各種の法律が相互に整合性を保つことは、その国の国民生活、経済社会の安定化の大前提であり、また適切な法体系が整備され、着実に執行されることは、その国の信頼性という面で海外から評価を受ける一面である。

経済インフラの整備は、貿易プロセス全体の効率化と投資環境整備のための極めて重要なファクターである。輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー、金融システム、基準認証制度、統計等のハード及びソフト両面でのインフラ整備が必要である。

国内産業の事業環境整備は、競争力のある製品の開発、生産、販売のため、また信頼性の高い部品や原材料が供給できるよう裾野産業を育成するためにも重要な要素である。

人材育成は貿易・投資のみならず、すべての分野において最も重要な課題である。優秀な労働力の存在は産業振興、貿易振興、投資促進にとって不可欠であり、技術的な能力のみならず、法に沿った企業活動、行政手続きの実行がその国の投資環境を下支えし、ひいてはその国の産業競争力強化につながるといえる。

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

途上国は貿易・投資促進が自国にもたらすメリット、デメリットを正しく理解し、自国の経済発展に資する政策を選択していく必要がある。貿易・投資自由化の世界的な潮流の中で、途上国がWTOをはじめとする世界的な貿易・投資システムを利用できるようにするための支援が求められている。

WTO加盟国は145カ国に上り、30カ国近くが加盟申請中である。世界的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、未加盟国、加盟申請中の国においてもWTO体制を所与の条件として経済政策を立案・実施していく必要がある。WTO加盟支援は、加盟準備段階によってニーズが異なるため、各国の状況に応じたアプローチを用いるべきである。

WTO体制への参加を通じて途上国がメリットを享受するためには、WTO協定の内容を十分に理解し、国内法によって履行していくこと、すなわちその権利と義務を適切に行使していくことが必要であり、支援内容としてはWTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備支援、WTO体制に整合的な政策・制度の運用、執行面に関する支援、WTO等の進展に即応した組織整備及び人材育成の支援等が代表例として挙げられる。

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

途上国が自国の国益に合致した形で自由貿易体制に参加し、継続的に利益を享受するためには、中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施が不可欠である。しかし、多くの途上国では、WTO協定等の国際ルールの理解と自国貿易政策への反映という知識面の欠如やそれを実現するための国内行政体制の脆弱さゆえに、自国産業を国際ルールに適合させて育成する戦略とそれを実現する政策策定の能力が十分でないことが多い。

途上国においては、高い関税障壁や非関税障壁の存在により民間セクターの活動が阻害されているという問題があるが、そうした問題の背景には、中長期的視野に立った政策がないという問題に加え、政府内部においてWTO協定や経済法全般における人材不足や政策の実現に適切な法の規定内容に関する知識の不足等の要因が挙げられる。国内法・規則がWTO協定に整合的でない場合及び国内法の履行が確保されていない場合、他国から紛争処理案件として指摘される可能性もあり、法制度の分野における支援ニーズは高まっているといえる。

法、規則、制度自体の問題に加え、輸出入に関わる制度や手続きの運用が煩雑かつ不透明であり、結果として民間企業の取引費用を高くしているといった問題も、途上国が抱える重要な問題として指摘されている。こうした貿易円滑化の分野は、国内の産業政策との兼ね合いが問題になる貿易の自由化とは異なり、その推進に途上国からの異論は少ないといえる。加えて、取引費用の削減により貿易を促進するといった観点では、支援の効果が高い分野といえる。

中間目標 2 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

多くの途上国企業において、人材不足、海外市場に関する情報不足のため、単独での海外市場開拓が困難な状況にある。その観点から、海外のマーケット情報 / 海外の貿易制度・手続き・商習慣等の情報提供、通商政策全般に関する情報提供、輸出振興策や金融サービスに関する情報提供、といった活動により政府が民間セクターの活動をサポートすることは有益である。

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成

途上国の企業では人材、技術、経営ノウハウ、資金・設備不足といった要因の結果、生産能力の面で問題を抱え、企業としての競争力が不足している（輸出競争力がない）場合が多い。しかしながら、途上国が自由貿易体制による利益を享受するためにも貿易の自由化・円滑化に向けた環境整備のほかに、途上国の民間セクター自身が前述の問題点を克服し競争力をつけるサポートをするための協力といった視点も必要である。しかし、協力の結果が実際の輸出拡大につながるまでには長時間を有し、国際市場の状況等外部条件に大きく依存するため、輸出の拡大自体を目標とするのではなく、中小企業・裾野産業の育成及び農業開発の枠組みの中での中小・零細企業振興に関する協力活動の一つとして輸出競争力強化を位置付けることが望ましい。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

外国直接投資については、受け入れ促進を政策に掲げている途上国が多いものの、適切な施策を策定するための行政知識、人的資源が不足しているのが現状である。投資を促進するには、自国の産業政策、貿易振興政策と整合性のとれた包括的な投資促進政策を策定した上で、各種法制度の整備・改善を行う必要がある。制度整備については、まず投資や競争を制限するような既存の政策・制度を改善し、投資の自由化を促す法整備が必要である。

さらに政策及び法制度については、急激な変更を避けるなど一貫性を保ち、実施の段階でも紛争処理制度の整備や腐敗の撲滅など、透明性を高め市場からの信頼を得ることが必要である。そのほか、投資した企業が、原材料を国内外から調達、製品を製造、輸送・輸出するまでの一連のプロセスがスムーズに実施していくための制度整備の必要がある。

また、特に政策的な裏付けの下で輸出加工区を設置し、ハードとソフトの投資優遇策をパッケージ化することは、投資家に効率的に魅力的な投資環境を提供することを可能にするばかりでなく、自国における地域振興の観点からも有効である。

中間目標 3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

投資を促進するためには、途上国政府としては潜在的な投資家に対し、適切かつ効果的、魅力的に自国の投資環境を発信することが重要である。また市場のニーズに合った投資環境の整備のためには、国際的な市場動向や、投資企業が存在する国の経済・産業動向を十分に把握する必要がある。他方で、多くの途上国では、産業統計など自国の投資環境に関する情報が十分に整備されていないばかりか、どのような情報を整備することが投資促進にとって必要であるかという知識も不足しているのが現状である。このような観点から、潜在的投資企業に対する投資関連情報やサービスの提供が有効である。また、提供する情報の質も重要であり、信頼性の高い統計の整備と維持管理体制の整備も必要である。

3 . 今後の協力に向けた留意点及び方向性

JICAが本分野での協力を実施する上での基本的な考え方は、自由貿易体制下での貿易・投資に関する国際的な動向に調和する方向で協力していくとともに、相手国の経済の発展段階や社会的状況などを十

分に考慮した上でニーズを見極めつつ、日本側のリソースの問題等を勘案しながら個別的な支援策を検討していくことである。

3 1 今後の協力に向けた留意点

(1) 国家開発戦略・PRSPとの整合性の確認

協力案件形成時には相手国の国家戦略の中における貿易・投資問題の位置付けを確認し、貿易・投資の自由化の利益が途上国の開発と貧困削減に結び付くという視点も考慮しながら協力内容を組み立てる必要がある。

(2) 相手国の取り組み状況 / 発展段階に応じた支援

協力の対象となる国の発展度合いは国ごとにさまざまであり、体系図の中間目標等の重要度は各国の状況により異なる。また、WTOや地域協定への加盟状況や取り組み姿勢によっても異なってくる。従って国ごとの取り組み状況 / 発展段階を踏まえた上で、適切な案件形成を図ることが重要である。

(3) 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容との調和

案件形成の際には相手国が参加あるいは加盟している国際機関 / 組織、国際 / 地域協定の内容やその場での取り組み状況を把握し、それらと調和のとれる協力内容を検討していくことが不可欠である。また、WTO体制の維持発展を掲げる日本政府の立場にも留意することが肝要である。

(4) ドナー協調への配慮

貿易・投資という課題では、世銀、WTO等による統合フレームワーク（IF）に代表されるドナー間の協調が進んでおり、各ドナーの支援の方向性を参照しつつ、ドナー協調に配慮する必要がある。相手国やドナーとの協議を踏まえた上で、日本が強みを発揮でき、かつ、対象国側が十分受け入れ可能なプロジェクトとする視点が重要である。

(5) 民間セクターとの連携強化

民間セクターやNGOとの連携・強調を協力のプロセスとして取り込む重要性がドナーにも十分認識されているのが現在の状況では、民間と政府の両方の役割を有機的に結び付けた協力内容の検討が、今後は有効になってくるものと考えられる。

(6) 日本の関連機関との調整

貿易・投資促進に資する活動ではJICA以外にJETROやJODCなどさまざまな機関が存在しており、現場の活動レベルでは重複することもあるため、日本の関連機関との密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

3 2 今後の検討課題

(1) 国内リソースの有効活用及び拡大

本分野の協力に関しては通商政策に関する部分、また政策の下で実施する運用・手続き面についても日本において知見を有しているのは実際に日本において実務を行っている各省庁の行政官や現場の職員である。また学者のリソースという観点でも、WTO協定等の国際経済法の分野や国際的な貿易・投資ルールの下での経済政策のあり方といった観点での国際経済・貿易政策に精通した人材が現時点では限られているといえる。そうした状況下においてJICAとして本分野の協力を拡大するためには、国内リソースの有効活用といった観点からは国内省庁の国際協力展開の考え方・方針とどのように協調・調整していくかといった視点や、特に人材の裾野の拡大という観点では大学との連携が今後の本分野での協力の展開を考える上で重要な点であると思われる。

(2) 指標・評価手法の開発

本分野の協力実施の結果を評価する指標としては、例えば外国からの投資件数の増加やある産業、製品の輸出額の増加等が考えられるが、本分野でのメインプレイヤーは民間セクターであり、JICAの活動

は原則として相手国政府を通じて間接的に支援するといった部分に限られることや、貿易・投資の増減には国際経済の不景気の波などむしろ協力以外の外部要因の影響が圧倒的に大きく、協力の成果を測る適切な指標とはいい難い側面を有している。しかしながら、協力の評価を実施しないとその成果はアピールしにくく、国内納税者等の理解が得にくい。この分野における評価手法の開発はドナー共通の課題であり、ドナー間のノウハウの共有化が必要と考えられる。

3 3 今後の協力の方向性

3 3 1 発展段階に応じた協力の実施

(1) 中所得国

WTO協定に整合的な法制度の整備は進んでいるが、実際にその制度を運用・執行する部分では問題を抱えており、制度の運用・執行を支援するような協力が考えられる。

また、投資や貿易に関する諸手続きの簡素化・適正化を通じた取引費用の削減や所要時間の短縮など、貿易円滑化に関する支援のニーズは高いと考えられる。加えて、南南協力のリソースとしても重要である。

(2) 低所得国

中所得国の下位に位置する発展段階の国々のうちWTO未加盟国に対しては、加盟交渉や加盟のための自由化約束の履行に対する支援（WTO加盟支援）がまずニーズとして挙げられるが、その一環として、その国が貿易・投資の自由化によりどれほどの経済的インパクトを受けるかを推定し、負のインパクトを最小化するような形での自由化のタイミングや順序を検討したり、セーフティ・ネット構築等の提言を行い、自由化に向けた政策を支援する協力は重要である。また、既加盟国においてもWTO協定に整合的な国内法制度の整備や制度の運用・執行面で問題を抱えているケースが多い。ASEAN地域では、WTO協定の履行や権利の行使に関する基本的な内容の理解促進のための支援が有効である。そのほか、一般的な貿易手続きに関する行政能力の向上支援や貿易実務者人材育成などを含めたトータルな貿易振興政策等の協力も重要である。

(3) 後発開発途上国

地域としてはアフリカが想定され、貿易・投資の現状では経済のグローバル化あるいは多角的通商体制からの利益を享受することが困難な地域と認識されており、貧困削減という共通の戦略の中に貿易・投資の開発を位置付ける包括的なアプローチが最も必要とされる地域である。短期的には、自由化の負のインパクトを最小化していくための支援や主要産品である農産物の競争力強化、輸出振興に向けた支援が必要といえる。長期的には、初中等教育や生産技術等の基礎的な人材育成と並んで産業振興政策に関する支援などを通じて貿易・投資の担い手となる産業界の育成に着手することが必要である。

3 3 2 課題横断的な視点での協力の実施

貿易・投資の自由化を一国の経済成長や貧困削減につなげていくためには、例えば産業・企業の淘汰による失業者の増大といった短期的にもたらされる経済的、社会的な不安定性への対策といった視点が必要となる。

一方、長期的には貿易・投資の自由化によってもたらされる成長の恩恵を一部の富裕層や都市部住民のみが享受するのではなく、より広く貧困層も含め国民が享受するための制度・政策づくりへの支援が重要となる。具体例として、教育機会の拡充等、教育の充実に努めることが重要なポイントである。

「貿易・投資関連の協力」、「貧困削減関連の協力」、「教育関連の協力」といった課題ごとの案件形成ではなく、相手国の開発政策や貧困削減政策の中でその大きな目的を達成するといった大局的な見地に立ち、複数課題を組み合わせる案件を形成する可能性を有していることが、幅広い分野を網羅しているJICAの特長を活かした協力といえる。

第1章 開発と貿易・投資

1 1 開発における貿易・投資の現状と重要性

1 1 1 途上国の開発における貿易・投資の重要性

(1) 貿易・投資と経済成長

貿易・投資分野の協力は
成長志向型協力

貿易及び直接投資の受け入れの促進は雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発、流入をもたらすとされ、経済の発展に重要な役割を果たす。途上国に対する貿易・投資関連協力は最終的には途上国の経済成長を目的とする典型的な成長志向型の協力である。

(2) 経済のグローバル化と途上国政府の役割

途上国政府にとって国際
的自由貿易体制への適切
な統合が重要な課題

貿易も投資も民間部門が主体となることから、貿易・投資促進における途上国政府の役割は民間の経済活動の促進や活性化のための環境整備が主要なものとなる。ただし近年、経済のグローバル化が急速かつ不可逆的に進展する中で、多くの途上国はグローバル化の流れに乗ることなくして経済成長を果たすことは困難であり、途上国政府にとっては、WTOに代表される国際的自由貿易体制への適切な統合を果たすことにより十分な利益を得ることが喫緊かつ重要な課題となっている。

なお、自由貿易体制に適切に統合するためには、途上国政府は国内の状況や自国の置かれた国際経済環境を分析し、貿易・投資自由化の順序やスピードを検討した適切な経済自由化スケジュールを策定すること、自由貿易体制のルールに対応するための国内執行体制を整備すること、グローバル化に伴う短期的な負のインパクトを最小化する国内施策を実施すること等の総合的な政策の策定、実施が求められる。

1 1 2 開発援助における貿易・投資関連協力の意義

(貿易関連協力のメインストリーム化)

(1) 貧困削減と成長志向型協力

経済成長は貧困削減の必
要条件

国連ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) に具体的に示されているとおり、国際社会、援助コミュニティともに途上国開発の最大の課題は貧困削減であるという共通の認識が形成されている。この課題を達成するためには、限られた資源で具体的な成果を発現すべく援助の焦点を直接的な形で貧困対策に当てるべきという考え方と、貧困削

減と経済成長は不可分であり、貧困削減を達成するためには対症療法的な手法にとどまらず貿易、投資やインフラ整備といった成長志向型の協力も重視すべきという考え方に大別される。

日本の政府開発援助（ODA）が東アジア諸国の経済成長に果たした役割は高く評価されており、その結果としてこれら地域で貧困削減が進んだという事実から、わが国は従来からより後者の考え方に重きを置いている。また、モンテレイ国連開発資金国際会議（2002年3月）、持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development: WSSD）（2002年8月）等、近年の開発をめぐる国際会議の議論においても、ドナーによっては前者から後者へ考え方をシフトするなど、これまでに比べ、**貧困削減のためにも貿易、投資等の成長志向の協力を重視する傾向**がうかがえる。

（2）開発における投資関連協力の再評価

開発資金需要への対応に必要な民間投資

上記のとおり、国際社会はMDGs達成に向けた取り組みを行っているが、途上国の国内資金やODA等の公的資金のみでは目標達成に必要な開発資金がまかなえないという現実の問題がある。従来から直接投資によりもたらされる生産及び経営技術の途上国への移転効果は評価されていたが、**MDGs達成に向け、開発資金需要を満たす必要からも、開発における直接投資を含めた民間協力が不可欠なものと認識**されている。直接投資等、民間資金を途上国の開発に動員するための環境整備にODAを活用するという観点から、ODAにおける投資関連協力の意義が再評価されている。

（3）持続的経済成長のための自由貿易体制の維持

WTOは持続的な経済成長を支える国際公共財

環境協力が代表されるように、途上国一国の開発にとどまらず、地球規模の課題に対応することがODAの重要な役割となっている。WTO体制については、現状ではさまざまな評価があるが、**地球規模での持続的な経済発展を確保するためには、国際社会にとって不可欠な国際公共財としての性格を有している**。途上国がWTO体制に適合するよう先進国が協力することは、自由貿易体制を維持、発展させるという観点からも重要である。

1 2 貿易及び投資の定義

1 2 1 貿易

（1）貿易

「貿易」を簡潔に定義すれば、**国境を超えて商取引が行われることと定義**できる。従来、貿易といった場合、一般的に商品（モノ）の貿易を意味

する場合が多かったが、近年では経済のサービス化の進展に伴い、輸送、旅行、通信、金融等のサービス貿易の比重¹と重要性が増している。

(2) 貿易自由化と貿易円滑化

「貿易自由化」は保護主義の対峙概念として広く多様な意味で使われるが、一般的には、**国際貿易の発展を目的とし、貿易の障害となる高率の関税の低減や貿易制限を目的とした非関税障壁を除去することと定義できる。**

一方、「貿易円滑化」は、例えば煩雑な輸出入手続きを簡素化、簡易化するなど、関税及び非関税障壁以外の措置や手続きで**貿易の疎外要因を除去し貿易の促進を図っていくこと**であり、貿易に関する取引コストを軽減し、透明性や予見可能性を高めることが期待される。このため各国の政策や利害の調整が必要な貿易自由化とは異なり、貿易円滑化の方向性に異議を唱える国はないが、多くの途上国は人的・財源的資源不足やインフラの不足を理由に貿易円滑化のルール作成（規律策定）には消極的になっている実態がある。こうした現状から、開発途上国の貿易円滑化のニーズと優先課題の特定、適切な技術支援、及びキャパシティ・ビルディングに対する支援を確保することが求められている²。

1 2 2 投資

投資（海外投資）とは国際的な資本の移動と定義され、通常投資といった場合は直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）と間接投資（Foreign Portfolio Investment: FPI）を指す。

概念上、「直接投資（海外直接投資）」は国境を超える長期資金移動で資金の出し手が相手国内（外国）で経済活動を行うこと、あるいは企業が経営に関与する目的で海外の企業の株式を取得したり、貸し付けを行う行為と定義される。一方、「間接投資（証券投資、ポートフォリオ投資）」は所有や経営等の経済活動を目的とせず、債券や証券を購入し、配当や株の値上がり益を目的とするもの³と定義される。

直接投資は資金の移動に加え技術や経営のノウハウの移転（経営資源の移転）を伴うことから、開発の観点からは直接投資の役割が重要視されている。

¹ 2000年のサービス貿易（輸出額ベース）は1兆4350億ドルとなり、世界貿易（モノ及びサービス貿易の合計額）の18.8%を占めている。（出所：WTO（2001））

² 第4回WTO閣僚会議（2001年11月）ドーハ閣僚宣言 第27節

³ 概念上の明確さに比べ統計的には曖昧で、定義は国や機関により異なる。一般的に株式や出資金の10%以上を取得する場合を直接投資、それ以下を間接投資として両者を区別している。

また、投資の自由化(規制の除去)と保護を目的とした国際的な投資ルールづくりの場においては、対象範囲を直接投資に限定するか、間接投資も含めるかで議論となることが多い。

なお本報告書においては、特に断らない場合、投資とは直接投資を対象とする。

1 3 国際的動向

各ドナーとも途上国が自由化のメリットを享受できるようにするための協力を展開

経済のグローバル化の進展に伴い、途上国の中で、自由化の恩恵を享受することのできる勝者と、そうでない敗者との格差が明確に現れてきている。このような状況を踏まえ、各ドナーは、途上国がWTOに代表される多角的通商体制の中で適切に義務を履行し権利を行使できるようになること、さらには経済自由化のメリットを享受できるように国内の体制を整備することを目標とした協力を展開している。

国際会議の流れ：
シアトルWTO閣僚会議における新ラウンド立ち上げ失敗
ドーハWTO閣僚会議における途上国支援の重視
DDAGTFにおける各ドナーの途上国支援に対するプレッジ

多角的通商交渉の場においても途上国への配慮は重要性を増している。1999年11月にシアトルで行われた第3回WTO閣僚会議は先進国、途上国間の利害対立、とりわけ貿易自由化に反対する市民社会グループへの配慮が十分でなかったことから、通商交渉新ラウンドの立ち上げに失敗した。この反省を受け、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会議においては途上国の立場に配慮がなされ、交渉の結果として採択された閣僚宣言では、途上国産品に対する市場アクセスの改善に言及されたほか、随所に途上国への技術協力の必要性がうたわれることになった。ドーハ閣僚会議を受けて途上国に対する技術協力のための基金(Doha Development Agenda Global Trust Fund: DDAGTF)が設立され、2002年3月にジュネーブで行われたプレッジング会合においては、各国から約22億円の拠出(わが国は約1億1千万円)が宣言された。このように多角的通商交渉の場においても途上国への配慮の必要性が明示的に認識されるという政治的背景もあり、各ドナーの貿易・投資分野における協力に対する関心は近年ますます強まっている。

Enabling environmentの創出を可能にするキャパシティ・ビルディングが協力の主眼

貿易や投資といった経済活動の主体は基本的に民間企業であることから、多くのドナーは、貿易振興や投資誘致そのものを目標とするというよりも、このような民間の経済活動を支える事業環境の整備(いわゆる“enabling environment”の創出)を活動の主眼としている。WTO等における多角的通商交渉を担当する政府部門の人材育成、市場に親和的かつ多角的通商ルールに整合的な政策・制度の導入、運用などが具体的な活動事例である。

近年、このような協力においては、先進国主導で通商関連の政策・制度

を途上国に当てはめるのではなく、**途上国政府が自ら政策・制度を築き、運用していくことが可能となるような「キャパシティ・ビルディング」を進めることが極めて重要である**との認識が強まっている。効果的なキャパシティ・ビルディングのためには、2001年4月に採択されたOECDガイドライン⁴に見られるように、以下に示す諸点が重要であるとのコンセンサスがドナー間で共有されており、わが国の貿易・投資分野における協力の方向性を検討する上でも参考にすべきものと思われる。

効果的キャパシティ・ビルディングのための留意点：

- ・ 包括的アプローチ
- ・ stakeholdersの関与を可能にするオーナーシップの確保
- ・ 協力プロセスの重視
- ・ ニーズに沿ったオーダーメイドの協力
- ・ ドナー間協調 / ドナー自身の機能強化

(1) 包括的アプローチ

従来の貿易・投資分野の協力においては、例えば輸出産品の開拓や税関事務の改善といった、単発的でいわば「国境」に着目した(“ at the border ” の)プロジェクトが主流であった。しかし、**真に貿易・投資を促進していくためにはこれだけでは不十分で、「国境の背後」**(“ behind the border ”)にも注目して**包括的に協力活動をデザインすることが重要である**と認識されている。すなわち、例えばWTO関連協定に代表される国際ルールに整合的な国内の政策・制度の構築や、さらには経済の自由化が国内経済に与える負のインパクト(貧富の拡大、環境問題、労働条件の悪化など)への配慮といった視点を持つべきであるとされている。このような**包括的アプローチを担保するためには、途上国の国家開発計画あるいは貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)といった全体的な計画の中で、貿易の視点を主流化(mainstreaming)していくことが必要**とされている。別言すれば、貿易・投資の促進自体を目的とするよりは、開発のための手段としてこれらの経済活動を位置付けていくという視点が重要である。

(2) stakeholdersの参画、オーナーシップ

こうした包括的アプローチを実質的に機能させるためには、**官民学に加え、NGO、市民社会⁵といったstakeholdersを巻き込むことが重要であり、そのためには途上国自身のオーナーシップが必須**である。なお、政府部門については、従来の協力の中心であった貿易関連省庁に加え、財政当局や他の各省庁の関与も重要であると認識されている。

(3) 協力プロセス

これらstakeholders間の**コミュニケーションを深め、国内政策・制度に**

⁴ OECD (2001)

⁵ 漠然とした概念ではあるが、例えば労働組合、消費者団体、マスコミ等が想定される。

ついでに合意を形成していくこと自体が協力活動の主眼といえ、この意味では協力の「プロセス」が重要である。投入重視から成果重視へという開発援助をめぐる考え方の大きな変化の中で、いかにして成果を達成するかというプロセスも近年ますます重視されるようになった点が指摘できよう。

(4) ニーズに沿った協力

グローバル化の影響が国ごとに異なるのと同様に、**発展段階、経済構造等の諸条件に応じて、貿易・投資分野の援助に対するニーズも多様であり、途上国側の個別のニーズに応えたオーダーメイドの協力が必要である**という点がしばしば強調されている。ニーズに沿った協力を行うことは、オーナーシップを確保するため、また、おそらくは「先進国が援助を通じて自らの主張を押し付け、多国間通商交渉を自らの利益にかなうように運ぼうとしている」との印象を与えることを避け、政治的中立性を確保するために特に重要である。

(5) ドナー間の協調、ドナー自身のキャパシティ強化

上述の包括的アプローチを効果的に進めるためには、各ドナーの限られた援助リソースを有効に組み合わせることが効果的であり、また、ドナー自身が経験を重ね、貿易・投資分野の援助を提供するための機能強化を図っていくことが重要であると認識されている。

Box 1 1 WTOとは？

1948年、貿易に関する基本的な国際ルールとして関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）が誕生して以来、GATT体制によって国際貿易ルールが議論されてきたが、GATT体制の強化の要請に応え、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATTを拡大発展させる形で新たな貿易ルール（WTO協定）を作るとともに、このルールを運営する国際機関（WTO）を設立することが決定し、1995年1月1日にWTOが設立された。

いわゆる「WTO協定」とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその付属書に含まれている協定の集合体を意味する。付属書1～3については、WTO設立協定と一体のものであり、WTO加盟国となるためには、WTO設立協定と付属書1～3のすべてを一括して受諾しなければならない。付属書4については、各加盟国がこれらの協定を受諾するかしないかを選択することができ、これらの協定は受諾国の間でのみ効力を有する。

WTO協定に定められた基本概念としては以下の3点が挙げられ、ルールに基づいた国際貿易秩序を形成している。

1) 最恵国待遇：Most-Favored-Nation Treatment = MFN原則

輸出入の際の関税等について、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同様の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない。

2) 内国民待遇：National Treatment = NT

輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

3) 透明性

貿易活動に影響を与える行政のプロセスを明らかにすることを求める。法律・規則を正しく定め、それに基づいて実施することが要求される。

WTO協定（WTO設立協定及びその付属協定）一覧

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）

付属書 1

(1) 付属書1A：物品の貿易に関する多角的協定

- (A) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994年のGATT）
- (B) 農業に関する協定
- (C) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS協定）
- (D) 繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定（通称：繊維協定）
- (E) 貿易の技術的障害に関する協定（通称：TBT協定）
- (F) 貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）
- (G) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（通称：アンチ・ダンピング（AD）協定）
- (H) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（通称：関税評価協定）
- (I) 船積み前検査に関する協定
- (J) 原産地規則に関する協定
- (K) 輸入許可手続きに関する協定
- (L) 補助金及び相殺措置に関する協定
- (M) セーフガードに関する協定

(2) 付属書1B：サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）

(3) 付属書1C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPs協定）

付属書 2：紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（通称：紛争解決了解（DSU））

付属書 3：貿易政策審査制度

付属書 4：複数国間貿易協定

- (A) 民間航空機貿易に関する協定
- (B) 政府調達に関する協定
- (C) 国際酪農品協定（1997年末に終了）
- (D) 国際牛肉協定（1997年末に終了）

わが国の援助動向：

- ・貿易・投資を促進する環境整備
- ・途上国のWTO体制参加を目指したキャパシティ・ビルディング

1 4 わが国の援助動向

貿易・投資に関する協力は、活動の主体が民間企業であることから、民間企業による貿易活動や直接投資を促進するための環境整備を進めるといった観点で実施されてきた。1980年代後半に策定された「ニュー・エイ

ド・プラン⁶ (New Asian Industries Development (AID) Plan)、1990年代に策定された「政府開発援助大綱(1992年)」、「政府開発援助に関する中期政策(1999年)」の中でODAと民間の直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施されることで、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める旨の方向性が示されている。加えてODA以外の政府資金(Other Official Flow: OOF)や民間部門との連携強化を図ることに配慮がなされている。政府開発援助に関する中期政策では、以下のような点が掲げられている。

開発の効果を高めるためには、開発途上国、先進国、国際機関、民間部門、民間援助団体(Non-governmental Organization: NGO)など、あらゆる主体の持つ利用可能な資源との役割分担と連帯を図る包括的取り組みが必要である。

特に近年はアジアや中南米をはじめとして開発途上国の開発における貿易や投資等民間部門の役割が増していることを踏まえ、民間活動の促進と民間資金の流入が促されるよう環境整備を図るとともに、公正かつ効率的な資源配分や格差是正等に留意し、民間資金が流入しにくい部分への支援を重視する。

こうした「開発の視点」での動向に加え、近年では多角的貿易体制維持の観点から「通商の視点」での協力も実施されている。

均衡のとれた十分かつ広範な議題の下で新ラウンドを立ち上げる必要性から、途上国のWTO体制への適正な参加を目指してキャパシティ・ビルディングを図ることが重要な課題となっている。そうした観点から、日本政府は2000年のアジア太平洋経済協力(Asia Pacific Economic Cooperation: APEC)貿易担当大臣会合の場でAPEC域内途上国に向けたWTO上の義務実施に関する能力構築プログラム(「戦略的APEC計画」)の作成を提案し、同年のAPEC首脳会合において承認された。これを受けてJICAでは、2002年からタイ、インドネシア等ASEAN4ヵ国に対して開発調査「APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」を実施している。

⁶ 援助・直接投資・輸入が三位一体となった協力パッケージ。1987年田村通産大臣がタイのバンコクにおいて表明した日本の援助パッケージ。相手国による投資環境整備の自助努力を前提としつつ、日本の民間企業による直接投資、日本への輸入という民間ベースの協力と、これらの基盤を整備するためのハード、ソフト、資金等の多面的な政府ベースの援助とを、総合的・計画的に連携しながら進めていくプラン。

第2章 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2.1 貿易・投資促進に対する協力目的

活動主体は民間セクターであり、政府の果たす役割は民間の活動を促進するような環境整備を進めること。

効果的アプローチ：

- ・ 経済発展に不可欠な基盤（基本的な法制度・ルール、物的インフラ）を整備し、貿易投資促進の観点から個別分野の課題に取り組むといった視点が重要。

途上国が抱える課題：

- ・ 経済発展に向けた基盤の未整備
 - 経済/産業基盤の未整備
 - 国際経済環境への適合の遅れ
- ・ 貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足（政府の課題）
 - 中長期的視野に立った政策の未整備
 - 国内法制度の未整備
 - 煩雑かつ不透明な手続き・運用（民間の課題）
 - 経営資源の不足
 - 市場情報の不足

貿易・投資の分野の活動主体はあくまで民間セクターであり、政府の果たす役割は、そうした活動を促進するような環境整備を進めることである。

民間セクターの活発な活動には、各企業が市場において公正・自由な活動を行うための基本的な法制度やルールが整備されていることと物の取引や生産活動が活発に行われるための交通網や電力等の物的インフラが整っていることが重要な要素となる。そうした経済発展に不可欠な基盤を整備し、貿易投資促進といった観点から個別分野に直結した課題に取り組むことが効果的なアプローチと考えられる。しかしながら多くの途上国では経済発展に不可欠な部分、また貿易・投資により関連した部分でも多くの課題を抱えている。

そうした問題意識の下、本アプローチでは途上国が抱える課題を「経済発展に向けた基盤の未整備」と「貿易・投資に関する対応能力の不足」の2つに分け、以下のように整理を行い、開発戦略目標を設定した。

（1）経済発展に向けた基盤の未整備

1）経済/産業基盤の未整備

輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー施設等の物的なインフラや法制度/政策体系の整備、人材の育成といったものは、民間セクターの活発な活動にとって重要な要素である。しかしながら途上国においては、そうした経済活動や産業育成の基盤となる部分において量の不足や質の低さのために、民間セクターの持続的・効率的な経済活動が制約されているケースがある。

以下のような問題が一般的に指摘されている。

- 法制度/政策体系の未整備
- 経済インフラ（運輸交通インフラ、エネルギー、金融、基準認証、統計等）の不足/未整備
- 技術力の低さ
- 教育水準の低さ

2) 国際経済環境への適合の遅れ

現在の国際的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、**既加盟国のみならず未加盟国、加盟申請中の国においても、WTO協定との整合性を意識して経済政策を立案・実施していくことが必要である**（つまり、WTO等の既存の国際ルールの理解や適切な履行といった課題は、近年の国際経済の状況下では途上国が必然的に対応しなければならない基本的な要件となってきている）。特に、途上国等の国々においては、国際ルールの変化による影響は甚大であり、安定した成長・発展を遂げるためには、そうした影響を最小限に食い止め、かつそうした変化を成長の機会ととらえることが重要なポイントとなり、そのためにもWTO協定をはじめとする国際的な枠組みを理解した上で自国の産業振興を図ることが必要となる。

また他の国との通商交渉の場で、自国にとって不利益な約束事をしないためにも、そうした国際的なルールに対する理解の向上が重要な課題となっている。

(2) 貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足

途上国が(1)で述べた経済発展に不可欠な部分の整備といった点から一歩進み、貿易・投資自由化の流れの中でいかに利益を享受するかといった視点で**政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題**（政府の立場としては、民間セクターの取り組みをサポートすることが課題となる）の2つに大別できる。

1) 政府が主体的に取り組むべき課題

現在の国際的動向では、従来の、例えば関税率の削減や税関事務の改善といった部分（いわゆる“at the border”）**での協力から“behind the border”を重視する方向に変化**しており、WTO協定に代表される国際的なルールに整合する国内の政策・制度の構築の必要性が強調されている。

本報告書においても同様の考えに則り、途上国政府が**取り組むべき課題**を大まかに以下のように整理した。

- 長期的な視野に立った政策の立案・実施
- 国内法制度の整備（国際ルールとの整合性）
- （法に基づいた）手続きの簡素化及び適切な実施

2) 民間セクターが主体的に取り組むべき課題

一方で途上国の民間セクターが貿易・投資の自由化から恩恵を得るためには、個々の企業や事業者が競争力をつけることが不可欠である。現在、

途上国の民間セクターが取り組むべき課題としては以下の点が考えられる。

- 個々の企業の経営資源（人材、経営／技術ノウハウ、資金等）の充実
- 市場情報の確保

しかしながら多くの途上国においては個々の民間企業の力のみではこうした課題に取り組むことができないため、そうした課題を克服するためのサポートを行うことが政府の取り組むべき課題として必要になる。

以上の課題を踏まえ、本報告書では経済／産業基盤の未整備と国際経済環境への適合の遅れといった2つの課題に対しては「**国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応能力強化**」を開発戦略目標として掲げ、貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足に関する課題に対しては、貿易と投資に分け、「**貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング（能力構築）**」、「**投資促進のためのキャパシティ・ビルディング**」の2つを開発戦略目標に掲げた。またこれら2つの開発戦略目標の構成として政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題（政府の立場ではそうした民間セクターの取り組みをサポートすることが取り組む課題となる）の2つに大別し、貿易ではさらに民間セクターの取り組みをサポートする役割を情報提供サービスの充実と活力ある民間セクターの育成に細分化している。

3つの開発戦略目標：

- ・「国際的枠組みの中での貿易・投資促進への対応能力強化」
- ・「貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング」
- ・「投資促進のためのキャパシティ・ビルディング」

2.2 開発課題体系図に関する留意点

開発課題体系図に関する留意点：

(1) 対象範囲

- ・「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」といった課題は所与の問題として整理し、取り上げない。

(2) 貿易・投資を促進する他の日本の機関

（技術協力）

JICA、JETRO、JODC、AOTS等

（資金協力）

JBIC、NEXI等

（1）対象範囲

貿易、投資に大きく影響を与える要素としては「政治情勢」「治安」「マクロ経済の情勢」「ガバナンス」といった問題が考えられ、民間企業の活動には極めて大きな影響をもたらすものである。

しかしながら本アプローチでは、その重要性は十分に認識するものの、あくまで貿易・投資促進に向けたアプローチであるという観点から、そうした問題については所与のものと考え、取り上げないこととする。

（2）貿易・投資を促進する他の日本の機関

前述したように本分野での主体は民間セクターであり、政府の役割、ひいてはドナーの役割はそうした活動を促進するような環境整備を進めることにある。

一方、民間セクターの活発な活動を促すような環境整備といった観点で

は、日本の政府系機関においてJICAがすべての分野を所掌しているわけではなく、**技術協力の分野でも日本貿易振興会（JETRO）や財海外貿易開発協会（JODC）、財海外技術者研修協会（AOTS）等の機関がさまざまな活動を実施している。**

また途上国への資金協力の面では国際協力銀行（JBIC）がその役割を果たしており、また日系企業の進出支援及び円滑化といった形を通じて途上国の貿易及び投資誘致促進に資するような活動はJBICや日本貿易保険（NEXI）が実施している。

途上国の貿易・投資促進に関係する業務を実施している代表的な日本の政府機関としては表2-1のような機関が存在する⁷。2-3の各開発戦略目標体系図では各サブ目標を達成するためのプロジェクト活動の例を示しており、×が付いているものについてはJICAでは活動実績がないが、他の機関で実施されている事例もある（資金協力自体は開発戦略目標1の体系図には含んでいないが、**国際協力銀行や日本貿易保険が輸出信用、投資金融という形で途上国における民間企業の活動支援を実施している**）。

表2-1 貿易・投資促進関係の日本政府機関

形態	機関名	関連する主な業務
技術協力	日本貿易振興会（JETRO）	・日本企業の海外進出支援 ・現地の裾野産業育成等支援
	海外貿易開発協会（JODC）	・途上国のローカル企業、日系企業等へ専門家派遣
	海外技術者研修協会（AOTS）	・海外の産業技術研修者の受け入れ及び研修事業を実施
資金協力	国際協力銀行（JBIC）	・円借款（途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付） ・輸出金融（日本企業のプラントや技術の途上国向け輸出を対象とした融資） ・海外投資金融（日本企業の途上国向け海外投資に対する融資）
	日本貿易保険（NEXI）	・民間企業の海外プロジェクトや輸出などに対する保険の引き受け

⁷ 各機関の業務の詳細及びJICAとの違いについては各機関のホームページ（P.98）参照。

表2-2 貿易・投資促進 開発戦略目標・中間目標

開発戦略目標	中間目標
<p>1. 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化</p>	<p>1-1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備</p> <p>民法における経済活動に関する既述の有無または商法の有無及び内容 不動産登記、会社登記に関する法律の有無、内容 破産手続きに関する法律の有無、内容 経済活動に対する競争性確保に関する法律の有無、内容 外国人の出入国、居住登録に関する法律の有無、内容 空港・港湾の整備状況及びそれらにつながる道路の整備状況 電力の供給状況及び計画停電や事故停電等の有無 通信回線の整備状況 直接金融市場 / 間接金融市場の整備の状況 外国為替に関する銀行業務の状況、効率性 基準認証に関する制度の有無、国際的基準との調和 基礎統計（国民経済計算、産業センサス、動態統計等）の有無 知的財産権保護に関する制度の有無、制度執行の状況 国家的 / 地域的な産業振興政策の有無、内容 基本的生産技術のレベル 産業技術教育制度の有無、内容 民間での企業従業員訓練サービスの有無、内容及び政府からの補助の有無 高等教育の内容</p> <p>1-2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化</p> <p>WTOへの加盟ステータス（加盟済 / 交渉中 / 未加盟） 担当行政官の理解度、WTO協定履行上の問題点</p>
<p>2. 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング</p>	<p>2-1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備</p> <p>中長期的な視野に立った産業・貿易政策の有無 WTO協定等の国際的ルールとの整合性の確認 諸外国政府・産業界等から当該国に対する貿易上の問題点の指摘の数 貿易・投資関連の行政サービスについて民間企業への質問調査 輸出加工区を利用する民間企業へのアンケート調査 貿易・投資環境に関する民間企業への質問調査 貿易手続き所要時間調査 国内規格・基準の整備状況 計量・標準 / 試験検査機関の有無とパフォーマンス調査 模造品の水際での取り締まり件数 、 、 、 、 については3-1の指標ともなりうる。</p> <p>2-2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実</p> <p>民間企業からの照会・アクセス件数 サービスに対する民間企業への質問調査 貿易振興機関から提供されるコースの件数、受講者数 海外企業との契約成立件数</p> <p>2-3 活力ある民間セクターの育成</p> <p>各種支援制度に対する民間企業への満足度・活用度調査 公的支援機関の提供するコース数、受講者数 民間企業に対する企業診断調査 当該製品の付加価値生産額・粗生産額の推移 売上高、輸出額、輸出先の推移</p>
<p>3. 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング</p>	<p>3-1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備</p> <p>投資関連法制度整備状況・変更頻度 規制緩和件数 投資優遇措置・制度策定状況 投資企業と現地企業との合併・下請け契約数の推移 投資企業の現地役員・管理職登用数・率の推移 投資企業の企業内研修実施数の推移 投資企業の現地部品調達率の推移 投資企業の研究開発部門の現地移転数の推移 輸出加工区投資件数・投資額 輸出加工区周辺地域の失業率、所得上昇率、会社設立数の推移</p> <p>3-2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実</p> <p>民間企業からの照会・アクセス件数 サービス活用企業の投資件数・投資額の推移 投資セミナー実施回数・参加企業数 登録企業データ数の推移</p>

開発戦略目標 1
国際的な枠組みの中
での貿易・投資促進
への対応力強化

中間目標 1.1
貿易・投資促進のため
の基礎条件整備

会社設立・契約・外国
人の出入国等経済活動
に関する最も基本的な
法制度整備

運輸交通、電力、通信
などの物理的インフラ
及び金融や知的財産権
などの制度インフラの
整備

2.3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への
対応力強化

中間目標 1.1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備

(1) 商取引に関する法制度整備

法制度が整備され、かつ各種の法律が互いに整合性を保つことがその国の国民生活、経済社会の安定化の大前提であることには、論をまたない。また適切な法体系が整備され着実に執行されることは、その国の信頼性という面で外国から評価を受ける一面でもある。

外国との商取引（貿易）や海外からの直接投資においては、その国において商取引に関する法制度のみならず外国人の経済活動に関係する制度が整備されているかどうか、またその法制度が国際的に調和のとれた内容であるか否かということは、貿易や投資の実行を判断する上で重要な視点となる。

上記の事情から、途上国の経済開発及び貿易・投資の促進を念頭に置いた場合、以下のような基本的な法制度整備及び各種法律間の整合性確保が必要となる。

民法（経済活動を規定する最も基本的な法律）

商法（商取引一般、企業会計等を規定する法律）

登記法（会社設立、不動産登記に関する法律）

更生・再生・破産法（会社更生、再生、破産に関する法律）

独占禁止法

出入国管理法及び外国人登録法

(2) 経済インフラの整備

貿易・投資の促進のためには、貿易プロセス全体の効率化と投資環境整備のための物的インフラ及び関連制度拡充が極めて重要な要素といえ、以下のようなハード及びソフトのインフラ整備が必要である。

1) 運輸交通インフラ整備

ここでいう運輸交通インフラ整備とは、貿易に必要な港湾・空港インフラ整備及び空港・港湾と経済活動が行われる商業・産業エリアをつなぐ道路インフラ整備を指す。運輸交通インフラの拡充は物流の効率化を向上するための重要な施策の一つであり、投資規模は莫大なものとな

るが、貿易や投資の促進、ひいてはその国の経済発展のためには欠かせない。

2) 電源及び送配電インフラ整備

途上国では、日常的な計画停電や事故的な停電など経済活動に影響する電力事情を有する国もあり、特に外資が投資を検討する場合、**安定した良質な電力が供給されるかどうか**は重要な判断材料の一つである。

3) 通信インフラ

通信は貿易・投資のみならず、国民の一般的な社会生活にも不可欠なインフラである。通信の発展については、**国営企業としての通信会社設立、国営企業の民営化、民間企業の参入に関する規制緩和、の流れが一般的であり、各途上国の通信分野の発展の具合に応じ、通信基盤としての国営企業経営強化、その次のステップとして、国営企業民営化、さらに、通信分野における規制緩和などが施策として必要となる。**

4) 金融システムの整備

経済のグローバル化の中で、**国際的な基準に調和した銀行法、証券取引法、外国為替法など金融分野の基本的な法制度整備が重要**であり、また、金融サービスを提供する金融機関は、貿易や投資を仲介する機関としての位置付けが極めて重要であり、透明性の高いサービスを提供する義務があることから、**コーポレート・ガバナンス⁸の問題は国際的な金融業務を行う上で重要であり、そのための人材育成は必須**である。金融機関の人材育成と並んで、**金融監督行政における人材育成も極めて重要**である。

5) 基準認証制度の確立

自国で生産する工業製品が国際的な市場で評価されるためには**標準、計量など基準認証分野の制度整備及び技術向上が必要**で、投資の面でも制度や基礎技術が整備された国に優先度がある。一般的に、この分野に対する政府の意識が低い国が多いことが問題であり、**国際的な基準に適合しない低品質な物品の国内への輸入、投資先としての魅力の欠如等、その国にとって不利益となる要因を抱えることになる。**

⁸ 「企業統治」と一般的に訳され、会社をめぐる利害関係者である株主、経営陣、監督機構、従業員、会社債権者の相互の関係がどうあるべきかということの意味する。

6) 知的財産権の確立

模倣品の氾濫はその国の国際競争力を弱める主因の一つとして認識されるべきであり、WTO体制の中で知的財産権保護は今後ますます重要視されていく課題である（前述の基準認証から比べれば、一般的に政府の意識の度合いは高いといわれている）。

7) 統計の整備

統計の整備は産業の現状や産業連関の概要を知るための重要な指標の一つであり、外資の進出の際やその国の政府が産業政策を検討する際の重要な参考資料となる。よってその国の産業界においても投資受け入れや産業振興政策検討及び実施上の有用な資料となるものであり、官民協力の下、**地域別、業種別、品目別、企業規模別等の産業統計データが整備されていくべきである。**

貿易・投資受け入れの
実施主体である国内産
業の活動を支援する政
策・制度の整備

(3) 国内産業の事業環境整備

貿易振興及び海外直接投資受け入れの両面について、国内産業が最も主要な担い手の一つであるといえる。競争力のある製品の開発・生産・販売は輸出による外貨獲得のために重要であり、また、信頼性の高い部品や原材料が供給できる裾野産業が存在することは投資企業にとって大きな魅力の一つである。

輸出企業と裾野産業の振興のためには、**新規参入促進のための各種規制緩和による産業の活性化、金融制度整備等による産業振興など企業活動に対する制度整備や大学を含めた研究開発活動の振興、中小企業に対するビジネスサービスへの支援**といった政策が重要である。

貿易・投資受け入れを
下支えする、基礎的な
産業人材育成

(4) 人材育成

人材育成は貿易・投資のみならず、すべての分野の開発において最も重要な課題である。

優秀な労働力の存在は、産業振興、貿易振興、投資促進には不可欠であり、技術的な能力のみならず、企業活動や関連行政の透明性が以前にも増して求められる今日のビジネス社会においては、**法に則った企業活動、行政手続きの実行がその国の投資環境を下支えし、ひいてはその国の産業競争力強化につながるものである。**

こうした観点から、貿易・投資を下支えする人材育成として、以下の必要性が考えられる。

高等教育の拡充による専門技術者養成。

初中等レベルでの理数科教育及びIT教育拡充による将来の優秀な技術者の育成。

英語教育の拡充による国際的な人材の育成。

企業活動や行政の透明性確保に向けた、教育課程からの法的判断力の定着化。

技術士制度など技術者のインセンティブを高めるための資格の制定。

職業訓練、職業マッチングなど労働市場機能の整備。

バランスのとれた労使関係の構築に向けた努力。

JICAの取り組み

(1) 商取引に関する法制度整備

法制度自体を対象とした協力実績は少ないが、近年インドシナの3カ国において、経済活動にかかわる各種法制度の整備支援に関する協力を行っている。

1) ベトナム

民商事法、会社法、ASEAN投資法、民事訴訟法、民事執行法、海事法、独占禁止法、証券取引法、知的財産権等の整備に関する司法長官との政策対話、ワークショップ、セミナー、研修員受入等を行っている。

2) カンボジア

民法、民事訴訟法の草案作成、司法長官との政策対話、セミナー、ワークショップや法務行政、検察業務、裁判制度、弁護士会活動等に関する研修員受入等を実施している。

3) ラオス

民法、商法に関するセミナー、ワークショップの実施、研修員受入を実施している。

(2) 経済インフラの整備

1) インフラ整備

運輸、交通、電力、通信インフラ建設に向けた、政策助言、開発調査(マスタープラン策定、フィージビリティ調査) 維持管理技術向上のための技術協力プロジェクト、研修等を数多くの国で実施している。

2) 金融

主に専門家派遣を通じて、外国為替、資本市場整備に関する政策助言活動及び研修などによる協力を行っている。

3) 基準認証・知的財産権・産業統計

WTOキャパシティ・ビルディングにおける貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade: TBT)、知的所有権の貿易関連の側面 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS) 分野への支援、知的財産権行政能力向上、計量標準、産業統計整備等への技術協力 (技術協力プロジェクト、開発調査、研修等) を行っている。

(3) 国内産業の事業環境整備

JICAにおける国内産業の事業環境整備に向けた協力は**中小企業振興支援**という形で主に実施されてきた。被援助国の**経済閣僚に対する政策提言活動** (専門家派遣、タイやインドネシアへの提言) を行ってきたほか、技術協力プロジェクト、開発調査、研修等により産業振興に必要な事業環境整備に関する支援を行ってきた。

(4) 人材育成

制度整備や生産技術の向上などを下支えする基本的な協力として人材育成は最も重要であり、これまでに、**貿易研修センター、税関行政能力向上、高等教育拡充、初中等理数科教育拡充、職業訓練、労働行政能力向上支援**などに対し、専門家派遣、技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力、研修等あらゆるスキームを組み合わせ対応してきている。

中間目標 1 2
WTO等の国際的な
貿易・投資ルールへの
対応能力強化

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上

経済のグローバル化が進展し、国境を超えた財やサービスの取引が活発化している。貿易・投資促進による、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の流入等の効果が認識される一方、自国の貿易・投資自由化に反対を示す途上国は少なくない。その代表的な理由として、下記の事項が挙げられる。

- 弱者の切り捨てに対する懸念。
- 貿易・投資自由化によるメリットが実感できない。
- 経済的なインプリケーションを含むWTO協定等の貿易・投資自由化

経済のグローバル化の中で、途上国が貿易・投資の自国にとってのインパクトを理解できるような支援が必要

関連協定の内容に対する理解不足、WTO体制への不信（協定が複雑、義務が多い）

- ルール策定のための交渉能力不足。
- 貿易・投資自由化関連協定等ルールを自国の産業政策の中で適切に位置付ける政策立案能力不足。
- 産業政策との抵触（特に国内産業保護政策）国内産業からの反発。
- 先進国の基準（貿易・投資ルールのほか、付随する環境、労働基準等も含む）をそのまま押しつけられることへの反発等。

途上国は、**貿易・投資促進が自国にもたらすメリット、デメリットを正しく理解し、自国の経済発展に資する政策を選択していく必要がある。**貿易・投資自由化の世界的な潮流の中で、途上国がWTOをはじめとする世界的な貿易・投資システムを利用できるようになることが必要である。

（2）WTO等の国際的な規律への加盟支援

WTO等への加盟支援は、対象国の加盟準備段階によって異なるアプローチを用いるべきである

WTO加盟国は2003年1月15日時点で145カ国に上り、30カ国近くが加盟申請中である。**世界的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、未加盟国、加盟申請中の国においても、WTO体制を所与の条件として経済政策を立案・実施していく必要がある。**

途上国がWTO加盟を検討する場合、まず政策レベルがWTO加盟により国内経済・産業が受けるインパクトを理解し、政策の中でWTO加盟をどのように位置付けるかが課題となる。

加盟準備段階になると、関係官庁の実務担当者がWTO協定の主要な条文、権利義務、加盟手続きを十分に理解、自国の経済・産業に与えるインパクトを分析し、自国に利益をもたらす戦略を立案することが必要となり、短期的な交渉官、行政官の人材育成が求められる。加盟交渉の進捗に応じ、WTO協定整合的な法制度・組織体制の整備、特に法制度における透明性の確保といったニーズも生じてくる。併せて加盟によって新設、改訂した関連国内法制度を国民に周知徹底させる必要も生じてくる。

（3）WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上

WTO既加盟国に対しては、各ルールの適切な利用・遵守を促す支援を検討する

WTOは世界的な貿易体制の基本的な枠組みであり、WTO体制への参加を通じて途上国がメリットを享受するためには、WTO関連各協定の内容を十分に理解し、国内法によって履行していくこと、その権利と義務を適切に行使していくこと、すなわち、

- WTO協定もしくはWTOの掲げる原則を国内経済政策・産業政策に適

表 2 3 地域別のWTO協定加盟国・地域一覧

2003年1月現在

	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	アフリカ	オセアニア
W T O 加 盟 国 ・ 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・バーレーン ・バングラデシュ ・ブルネイ ・香港 ・インド ・インドネシア ・日本 ・大韓民国 ・クウェート ・マカオ ・マレーシア ・ミャンマー ・パキスタン ・フィリピン ・シンガポール ・スリランカ ・タイ ・トルコ ・イスラエル ・モルディブ ・キプロス ・カタール ・アラブ首長国連邦 ・モンゴル ・ヨルダン ・オマーン ・中国 ・台湾 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア ・ベルギー ・チェコ ・デンマーク ・E C ・フィンランド ・フランス ・ドイツ ・ギリシャ ・ハンガリー ・アイスランド ・アイルランド ・イタリア ・ルクセンブルク ・マルタ ・オランダ ・ノルウェー ・ポルトガル ・ルーマニア ・スロバキア ・スペイン ・スウェーデン ・英国 ・ポーランド ・スイス ・スロベニア ・リヒテンシュタイン ・ブルガリア ・キルギス ・ラトビア ・エストニア ・グルジア ・アルバニア ・クロアチア ・リトアニア ・モルドバ ・アルメニア 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンティグア・バーブーダ ・バルバドス ・ベリーズ ・カナダ ・コスタリカ ・ドミニカ ・ホンジュラス ・メキシコ ・セントルシア ・セントビンセント・グレナディーン ・スリナム ・米国 ・アルゼンチン ・ブラジル ・チリ ・ガイアナ ・パラグアイ ・ペルー ・ウルグアイ ・ベネズエラ ・トリニダード・トバゴ ・ドミニカ共和国 ・ジャマイカ ・キューバ ・コロンビア ・エルサルバドル ・グアテマラ ・ニカラグア ・ボリビア ・エクアドル ・ハイチ ・セント・クリストファー・ネーヴィース ・グレナダ ・パナマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワール ・ガボン ・ガーナ ・ケニア ・モーリシャス ・モロッコ ・ナミビア ・ナイジェリア ・セネガル ・南アフリカ共和国 ・スワジランド ・タンザニア ・ウガンダ ・ザンビア ・ジンバブエ ・チュニジア ・ボツワナ ・中央アフリカ ・ジブチ ・レソト ・マラウイ ・マリ ・トーゴ ・ギニアビサウ ・モーリタニア ・ブルキナファソ ・エジプト ・ブルンジ ・シエラレオネ ・モザンビーク ・ギニア ・マダガスカル ・カメルーン ・ベナン ・ルワンダ ・チャド ・ガンビア ・アンゴラ ・ニジェール ・コンゴ民主共和国 ・コンゴ共和国 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア ・ニュージーランド ・フィジー ・パプアニューギニア ・ソロモン諸島
	(145)	(28)	(37)	(34)	(41)
W T O 加 盟 申 請 中 の 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ブータン ・カンボジア ・ラオス ・レバノン ・ネパール ・サウジアラビア ・ベトナム ・イエメン 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンドラ ・アゼルバイジャン ・ベラルーシ ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・カザフスタン ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 ・ロシア ・ウクライナ ・ウズベキスタン ・ユーゴスラビア ・タジキスタン 	<ul style="list-style-type: none"> ・バハマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルジェリア ・セーシェル ・スーダン ・カーボヴェルデ 	<ul style="list-style-type: none"> ・トンガ ・バヌアツ ・サモア
	(27)	(8)	(11)	(1)	(4)
					(3)

切に反映させること

- 交渉中の諸問題に関しては、国内政策に沿った成果を目指し交渉を行うこと
- 既存のWTO義務を国内法において実現すること
- 上記国内法の適正な履行を確保すること

等が必要となる。そのためには、以下のような取り組みが必要となる。

- WTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備。
- WTO整合的な政策、制度の運用、執行面に関する支援。
- WTO等の交渉の場における交渉能力強化。
- WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）等。

JICAの取り組み

（1）貿易・投資自由化の意義の理解向上

「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」キックオフセミナーでは、WTO体制を前提とした貿易・投資自由化の意義について、国内の幅広い層（学界、NGO、国会議員）に対する啓発活動を実施している。内容としては、貿易・投資自由化の意義、WTO協定全般、個別協定に関する基礎情報の提供が中心であり、幅広い層の理解・支持を得ることによって、適切な貿易・投資政策立案、実施のための基盤整備を狙いとしている。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・ 中立性の確保
- ・ 実証的なデータの提供

中立性の確保

WTO新ラウンド交渉が進捗中であり、セミナーや講義の内容によっては、わが国の交渉に対する立場を前面に打ち出しているとの印象を先方と与えかねない。特に投資等、わが国と途上国の立場に大きな隔たりがある機微な分野に関しては、**関連分野の交渉の現状、先方の政策を十分把握した上で、協力内容を検討し、中立的な立場で話すことのできる講師を選定**する等の留意が必要である。

実証的なデータの提供

貿易・投資の自由化によって経済成長を果たした途上国の事例紹介、特徴的な途上国の政策と経済成長の関連についての分析、複数の途上国の政策の比較等、**実証的なデータを提供しつつ、貿易・投資自由化の効果を説**

明すると、説得力があり効果的である。

(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援

未加盟国に対し、国別特設研修（カザフスタン、ベトナム等）・個別専門家派遣（カンボジア、カザフスタン、ベトナム等）の実施により、WTO協定にかかる基礎知識を行政官にセミナー形式で移転している。中国に対しては、WTO加盟前後に政策立案の参考となるよう、**農業、サービス各分野（自由職業、流通、交通等）における日本の制度紹介、日本における現状視察**を行った。この分野への支援は往々にして途上国にとっては喫緊の課題であり、わが国の対応も個別の支援要請に応じたものになっている。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：
・タイムリーな支援

タイムリーな支援

特に加盟申請国においては、二国間交渉が進行中である場合が多く、既加盟国から浴びせられる多数の質問に短期間で回答する必要に迫られる場面が少なくない。**刻々と展開する加盟交渉の過程に応じた支援**は、高く評価される。

(3) WTO等の国際的に対する履行能力向上

WTO関連協力はJICAにとって極めて新しい課題であり、(1)の「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」や複数の個別協定（農業/SPS、AD、TBT、DS）を扱った**国別・地域別特設研修**を2000年度に実施する以前は、ほとんど実績がなかった。

「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」は2000年度からタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンを対象としており、JICAにとって初めての包括的なWTO関連協力であり、次の内容が含まれている⁹。

- 各主要協定についての理解向上のためのセミナー、ワークショップの開催。
- 組織体制強化のための、WTO協定主管官庁における情報共有システム構築。
- 協定実施体制強化のための教材作成（TRIPS）。
- 継続性確保のためのトレーナーズ・トレーニング（TRIPS）。
- WTO協定と自国制度の整合性調査（TBT）。

⁹ 国際協力事業団（2002a）

- 主要国の約束表及び関連国内法令の比較分析（GATS）。
- パネルのシミュレーション（DS）。
- 今後途上国が自国でキャパシティ・ビルディングを行っていく上での提言。

また、2000-2001年度に設置した「WTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」では、主にAPEC地域の開発途上国に対するWTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する協力について有効な方策と効果的な協力を検討し、検討結果を報告書として取りまとめた。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・ 支援対象協定ごとの対象層の特定
- ・ オーナーシップの確保
- ・ 継続性・持続性への配慮
- ・ 適切なリソース確保

支援対象協定ごとの有効な対象者の特定、設定

WTO関連各協定の性格、各国における協定ごとのカウンターパート機関の特性、協定実施能力、国内関係機関の現状等により、支援対象層はおのずと異なってくる。協力開始前に、十分な現状把握・分析を行い、各国の実情に即した最適な処方箋（協力内容）を適用すべきである。

相手側オーナーシップ¹⁰の確保、カウンターパート機関との連携

この分野の協力に限ったことではないが、協力実施時には、例えばセミナー、ワークショップ実施時に途上国側からスピーカーを出す、ステアリング・コミッティ（関係者連絡会議）を運営させるといったような仕掛けにより、途上国が受け身ではなくオーナーシップを持ってドナーの支援を受けることが期待できる。

継続性・持続性の確保を目的とした活動項目の設定

途上国側カウンターパート機関との共同作業による研修教材の開発、トレーナーズ・トレーニングの実施、特定課題についての関係者連絡会議の設置といった活動は、支援を一過性のものとして終わらせないだけでなく、途上国側の継続的な取り組みを容易にするものである。協力内容の検討にあたっては、JICAからの協力実施中に、協力終了後に相手側の継続的な活動を円滑にする活動を盛り込むことが有益である。

支援分野・形態に合わせた人的支援リソースの確保

特にWTO等の場で多国間交渉が進んでいる分野においては、国際機関

¹⁰ ownership：開発途上国の自助努力。

職員等、中立的な組織に所属する専門家の協力を仰ぐのも一法である。また、例えば日本はアンチ・ダンピング (Anti-Dumping: AD)¹¹の被発動国となる経験は豊富であっても、発動する側の経験はそれほど多くないため、ADのケースに携わったことのある第三国の弁護士の知見を借りるといった工夫も検討すべきである。

いずれにせよこの分野における日本国内の支援リソースは極めて限定的であるため、協力の実施方法とともに支援リソースの確保方法にも工夫をこらす必要がある。

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化

中間目標 1 1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
商取引に関する法制度整備	商法等の整備 (個別立法作業の助言、現行法令の鳥瞰図作成、法曹養成等)	10、12、41、42	・市場経済化に関する法整備支援
経済インフラの整備	空港・港湾・道路等物流インフラの整備計画支援 電力セクター政策立案、電源開発計画の策定支援 ITに関する政策・制度整備 銀行セクター、資本市場整備 金融分野における人材育成 標準化に関する能力・技術向上 計量、試験に関する能力・技術向上 統計整備に対する支援 知的財産権の確立、整備に対する支援	46 44 25、45 45 43 11	・インフラ整備 (無償・開調) ・WTOキャパシティ・ビルディング (開調)
国内産業の事業環境整備	産業振興マスタープラン策定 中小企業振興、裾野産業育成政策策定 基盤技術 (金型、鋳造等) の育成、基礎研究、R&D	2、4、5、7、47、48、49	
人材育成	公的セクターの人材育成 (貿易・投資自由化の意義の理解向上プログラム、国際経済・貿易に関する教育の質の向上等) 民間セクターのビジネス人材の育成 (日本センター、貿易研修センター等) 労働者の質の向上 (理数科教育の充実、職業訓練・産業技術教育の充実等)	22、23、34	・WTOキャパシティ・ビルディング (開調) ・日本センター、貿易研修センター (無償、技プロ)

¹¹ ダンピング輸入された製品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差を上限とする関税 (AD税) を賦課すること。

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
貿易・投資自由化の意義の理解向上	WTO協定全般、貿易・投資自由化の意義の理解向上 官民の対話促進	4、5、34～36、39、40	・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開調） ・WTO加盟支援（専門家、研修）
WTO等の国際的な規律への加盟支援	WTOに整合的な通商政策、国内法制度整備、新規権利義務の理解向上（WTO加盟支援プログラム） WTOが国内経済・産業に与えるインパクト理解向上 加盟手続きに関する理解向上 WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成） × 加盟交渉に関する個別具体的助言	4、5、9、13、34～36 4、5 35、36 34	・法制度整備支援（開発調査） ・日本のシステム紹介（研修） ・WTO加盟支援（専門家） ・経済政策支援（開発調査） ・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開調）
WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上	WTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備 整合的な政策、制度の運用、執行面に関する支援 個別協定に関する理解向上 × WTO等の交渉の場における交渉能力強化 × WTO等の交渉に関する個別具体的助言 各国のWTO協定履行状況に関する調査 WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）	4、5、9、13、37～40 34、37、38 34、37、38 34 34	・法制度整備支援（開発調査） ・日本のシステム紹介（研修） ・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開発調査） ・個別協定に関するセミナー、研修（専門家、研修）

*「事例番号」は付録1の別表の案件リストの番号に対応

プロジェクト活動の例：	JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動
-------------	--

技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣 開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力 JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア 集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修

開発戦略目標 2
貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1
貿易関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備

- 取り組むべき課題：**
- ・中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施
 - ・貿易関連法、規則、制度の整備
 - ・貿易関連手続きの簡素化

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備

貿易活動の主体は民間セクターであり、民間セクターが効率よく活動できるような国内政策・制度の整備により貿易活動を促進することが政府の役割として必要である。しかしながら多くの途上国においては、ルールが十分に整備されていなかったり、過度の規制の存在や運用の不備等により民間企業の貿易活動を阻害しているケースが多く見られる。

(1) 中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施

途上国が自国の国益に合致した形で自由貿易体制に参加し、継続的に利益を享受するためには、**中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施**が不可欠である。中長期的な政策立案には、まず**途上国が自国産業に関し、国際競争力・貿易の現状と将来性を把握**することが求められ、その上

で産業・貿易政策を立案・実行するとともに、許容可能な範囲・ペースでWTO協定を実施していくという視点が重要である。

しかしながら、多くの途上国では、WTO協定等の国際ルールの理解と自国貿易政策への反映という知識面の欠如とそれを実現するための国内行政体制の脆弱さゆえに、自国の産業をいかに国際ルールに適合させて育成すべきかという戦略づくりとそれを実現していくための政策策定能力が十分でないことが多い。

(2) 貿易関連法、規則、制度の整備

途上国においては、高い関税障壁や非関税障壁の存在により、民間セクターの活発な活動が阻害されているという問題が挙げられる。前者に関してはWTOを中心とする自由貿易体制に整合的な国内法・規則の整備が遅れているといった問題があり、後者についてはWTO等の国際ルールに整合的な法制度・規則の整備は進んでいるものの、制度の運用・執行面で課題を抱えているという問題がある。

そうした問題の背景には前述した中長期的な視野に立った政策が不備であるという問題に加え、政府内部におけるWTO協定や経済法全般に対して精通する人材の不足や政策の実現に適切な法の規定内容に関する知識の不足、国内法・規則に関する理解の不足が挙げられる。

国内法・規則がWTO協定に整合的でない場合（または、その恐れがある場合）及び国内法の履行が確保されていない場合、他国から紛争処理（Dispute Settlement: DS）案件として指摘されることもあり、法制度の分野における途上国の支援ニーズは高まっているといえる。

また輸出振興を図りたい途上国としては、輸出振興策の策定に関する法、規則、制度の設計に対するニーズは高い。

(3) 貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施

法、規則、制度自体の問題に加え、輸出入にかかわる制度・手続きの運用が煩雑かつ不透明であり、結果として民間企業の取引費用を高くしているといった問題も途上国が抱える重要な問題として指摘されている。

こうした問題の背景には、関係機関内外の情報の伝達ルールが不十分であったり、現場の職員の能力不足により、法、規則、制度自体は整っているものの実際の運用ではそのとおりにはいかず、各担当職員により手続きが不透明であったり、恣意性が残存しているといった問題や、そもそも業務に必要な分析機材が不足しているといった問題がある。

こうした貿易円滑化に関する分野は貿易の自由化¹²とは異なり国際ルー

¹² 「貿易自由化」、「貿易円滑化」の用語の定義についてはp.3参照。

ルは存在していない分野であるが、国内の産業政策との兼ね合いが問題になる貿易の自由化とは異なり、その推進を図ることに途上国からの異論は少ない分野といえる。加えて、途上国にとっても企業間の取引費用が削減され貿易を促進するといった観点では効果が高い分野といえる。

JICAの取り組み：

- ・貿易振興策及び輸出振興策の提言
- ・貿易に関連する分野での手続きの適切化/簡素化や人材育成

JICAの取り組み

貿易促進に関するJICAの取り組みとしては、上記(1)中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施、及び(3)貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施については、ASEAN諸国を中心に **貿易振興策及び輸出振興策の提言**や **貿易に関連する分野(知的財産保護、基準認証、試験・検査、税関、検疫、貿易金融等)**での手続きの適切化/簡素化、人材育成といった貿易に関連する機関の能力強化を目的とした協力を中心に行っている。

については、これまでは日本側コンサルタントによる貿易振興策や輸出振興策を提言するといった協力が主であったが、近年では日本の学者・研究者を動員し、相手国と政策対話を行いながら一国の開発戦略を総合的に診断し、総合的・具体的な長期開発戦略を策定するといった**共同研究型の協力**も行われており、その中で貿易自由化への助言、輸出振興策の提言等を行っている(ベトナム市場経済化支援開発政策調査、ミャンマー経済構造政策支援等)。

に関しては、p. 32~33(開発戦略目標2体系図)からも分かるように、JICAでは比較的多くの協力実績を有している。協力内容としては**行政機関のキャパシティ・ビルディングが中心**である。

一方、(2)貿易関連法、規則、制度の整備に関しては**輸出振興という観点での協力実績はあるものの、貿易に関連する法・規則の策定そのものを扱ったJICAの協力実績は少ない**。協力実績が少ない理由としては法・規則に関する問題は機微な問題であり要請ベースでの技術協力の案件となりにくい、日本側のリソースが少ないといったことが考えられる。しかしながら日本の経験を伝える形での研修はこれまでも比較的多く実施されており、また多くはないが近年、**税関や競争政策の分野において相手国による法、規則、制度の策定のための取り組みに対して助言するといった形での協力実績がある**。

この課題に関する案件形成上の留意点は次のとおり。

国際経済環境の変化及び世界銀行等による支援との関係への配慮

1980年代後半のニュー・エイド・プランの下でのASEAN諸国に対する輸出振興策の提言を皮切りにこれまで、ASEAN諸国を中心に日本の経験

案件形成上の留意点：

- ・国際経済環境の変化及び世界銀行等による支援との関係への配慮
- ・途上国の中長期的な開発の視点

を下に産業振興策、輸出振興策に関する政策提言の協力実績がある。しかしながらその後のWTOでの議論の進展により、これまで国内政策とされていた部分（知的所有権、補助金、相殺関税及び貿易関連投資に関する規則等）にまで範囲が拡大するなど広くルール化が進んでいることや紛争解決方式の整備が行われたことにより、産業振興策、輸出振興策及び制度の策定の際にはWTO協定に整合的な形での設計が必要である。つまりS&D条項¹³を活用しながらWTO協定に整合的な形での振興策を検討する必要がある¹⁴。

またWTO協定との整合性のほかにも、開発援助の世界における援助の方法論に関する議論にも十分に留意する必要がある。この分野での協力として、JICAでは特定産業育成のための政策や産業を特定した輸出振興策の提言といった形での協力を多く行ってきたが、世界銀行等では特に政策金融や政府による特定産業振興のための積極的な介入についてはその有効性に疑問を呈しており、政策の立案といった協力を行う場合は、そうした議論にも留意する¹⁵とともに早い段階からJICA側の考え方を示しつつ協力を実施するという姿勢も必要である。

以上のような留意点はあるものの、かつて日本¹⁶や韓国、ASEAN諸国が経験した世界市場への積極的な進出を通じた経済発展及びその際に政府が実施した政策が、今後、貿易促進を考える途上国及びドナーにとって重要な参考となることには変わりないといえる。

途上国の中長期的な開発の視点

貿易関連のキャパシティ・ビルディングは、途上国において、貿易・投資環境整備を促進し、国内外の企業の経済活動を活性化させるとともに、貿易・投資の促進を通じて開発を実現するために必要なさまざまな能力の向上を図ろうとするものである。特に組織能力強化、人材育成等といった協力は短期的な投入による成果が表れにくいものであるため、中長期的な息の長い取り組みで支援を行う必要がある（また同時にそういった視点で相手国と話をしていくことが必要である）。

¹³ 「Special & Differential Treatment」と呼ばれ、途上国に対して義務の免除や緩和、技術協力の供与等の「特別」または「（先進国とは）異なる」扱いをWTO協定上認めている条項。

¹⁴ Kimura（2001）ではベトナムを事例にそうした検証を実施している。

¹⁵ 世界銀行（1993）では輸出振興のための介入以外の政府介入、多くの東アジアの政府が実施した特定部門に対する産業政策（主に貿易保護や低利融資）は日本を除いて、産業の構造変化や生産性の変化率にも影響を及ぼしたという証拠はほとんど見られないとその有効性に疑問を呈している。

¹⁶ 戦後からこれまでの日本の通商政策の変遷について付録5でまとめている。

中間目標 2 2
民間セクターに対する
情報提供サービスの
充実

中間目標 2 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

多くの途上国の企業は、人材不足、海外市場に関する情報不足のため企業単独での海外市場開拓が困難といった状況にある。

そうした観点から途上国企業に対し **海外のマーケット情報 / 海外の貿易制度・手続き・商習慣等の情報提供**といった活動により政府が民間セクターの活動をサポートすることは有益である。また貿易を促進するために政府が用意した各種政策が民間企業に利用されないといった問題もあり、

通商政策全般に関する情報提供、輸出振興策や金融サービスに関する情報提供といった視点も併せて必要である。

加えて**見本市や产品展示会の開催**も、途上国の貿易活動を促進する上では有益な協力の一つと考えられる。

JICAの取り組み：
・公的な貿易振興機関
の機能強化

JICAの取り組み

これまでJICAはこの分野での協力を積極的に実施してきており、協力内容は**公的な貿易振興機関の機能強化**を中心に、公的機関の強化を通じて民間セクターに対する貿易関連情報提供の強化を図ってきた。貿易振興機関では主に前述 を中心にサービス提供を行っている。しかしながら途上国が抱える問題として、 の情報が民間企業に普及せず、せっかく策定した政策が活用されないという問題は、こうした協力を実施するには重要視すべきポイントの一つである。また 、 の情報提供に加え、商品展示といったサービスの提供に対する協力も公的な貿易振興機関への支援を通じて行っている。この点は、直接途上国の産品の見本市等を開催しているJETRO（日本貿易振興会）の活動と異なる点である。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：
・相手国の実情とニーズ
に応じた対応
・類似活動のレビュー
を踏まえた案件形成

相手国の実情とニーズに応じた対応

この分野の協力は、民間企業がある程度積極的に活動している国において政府がその活動を促進するための触媒となる活動である。よって主に中所得国に対する協力のアプローチといえる。

この分野の活動内容は、民間企業の商業ベースの活動となりうる可能性があり、そうしたマーケットが既に存在する国においては公的な情報提供サービスを開始すると民間企業との間で競合が起こる危険性があるため、**民間企業の有効活用を図ることにも配慮しつつ公的機関の役割や対象範囲を慎重に検討する**といった観点での案件形成が必要である。

日本には情報提供サービスに関し種々の支援施策が存在するが、これを途上国に適用しようとする際には、まず有効性の確認とともに、補完する

制度の有無もチェックする必要がある。具体的には、これらの政策が実際にどのように使われたか、実際に使った人はこの制度をどのように評価しているか、どれが一番効果的であったかを分析・評価した上で、相手国の実情を踏まえて取捨選択する必要がある。一方で、こうした**情報提供サービスの充実を通じて貿易を促進するといった協力はWTO協定に違反するといった心配がなく、かつ輸出促進の有効なメカニズムに資する有効な協力分野である**といえる。

類似活動のレビューを踏まえた案件形成

公的な貿易振興機関への協力を通じ民間企業の貿易活動を支援するといった協力は、これまで技術協力プロジェクトという形でインドネシア、フィリピン等4カ国に対する実績がある。従って日本国内の種々の支援施策に加え、そうした**過去の類似案件の活動の成果を客観的に評価し、必要な支援内容やアプローチを検討する必要がある**¹⁷。

また多くのドナー、国際機関でも市場情報へのアクセス改善には積極的に取り組んでいる。しかしながら機関や組織（輸出促進センター等）への支援にあたっては政府が直接的に運営に携わるのではなく、民間のイニシアティブと参画を得て運営する方式を重視している。また、こうした機関や組織に対する活動では、サービスの有料化を通じた自立化と組織強化のための技術移転が支援の中心になっている。

**中間目標 2 3
活力ある民間セクターの育成**

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成

途上国の企業では人材、技術、経営ノウハウ、資金・設備不足といった問題を抱え、その結果、生産能力の面で問題を抱えることになり、そもそも企業としての競争力が不足している（輸出競争力がない）場合が多い。しかしながら途上国が自由貿易体制による利益を享受するためにも、貿易の自由化・円滑化に向けた環境整備のほかに途上国の**民間セクター自体が前述した問題点を克服し競争力をつけることをサポートするための協力**といった視点も必要である。

しかしながら協力の結果が実際の輸出拡大につながるまでには長時間を要し、また国際市場の状況等外部条件に大きく依存するため、輸出の拡大そのものを目標とすることは困難であり、**中小企業・裾野産業の育成及び農業開発の枠組みの中での中小・零細企業振興の一つとして輸出競争力強化を位置付けることが望ましい**と考えられる。この分野に対するこれまで

¹⁷ p. 60 (Box A1-2) にて4カ国における貿易研修センターの概要を示しているので参照願いたい。

のJICAの協力も、そうしたアプローチが主である。

JICAの取り組み

これまでのJICAの支援実績としては、主に**中小企業・裾野産業振興に関する支援の中の活動の一つとして途上国における輸出能力強化の視点での協力**を行っているケースが多い。

JICAの取り組み：

- ・主に中小企業・裾野産業振興に関する支援の枠組みの中で実施
 - 公的機関の能力向上
 - クラスタアプローチ
- ・農業開発の枠組みの中でも輸出競争力の観点から一次産品の競争力強化や農産品加工技術訓練を実施

中小企業・裾野産業振興の分野では、JICAの協力として直接的に民間企業に対し支援を行うことは少なく、主に企業の指導やサービスを提供する公的機関（職業訓練校、経営技術支援機関等）の能力向上を通して、結果として企業の競争力強化を図るといった形をとっている。

近年は、中小企業のニーズにより適切に応えるという見地から、中小企業診断士の育成及びそのための制度づくりを支援する案件も実施されている。また民間ベースを含め中小企業へのコンサルティングサービスの質を高める見地から中小企業向けコンサルタントの資格認定制度の構築に関する制度整備協力も実施している。

また、個々の企業の経営資源強化に加え、同業種企業または異業種企業をまとめて組織化を図ったり、産業集積の活性化を図り、その外部効果を利用することにより個々の中小企業の経営効率を高めるアプローチもあり、クラスタ¹⁸アプローチを活用した調査も実施している。

農業開発の中でも協力活動の一つとして一次産品の輸出競争力強化の視点や輸出能力向上のための農産品加工技術訓練が実施されている¹⁹。この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

類似活動のレビューを踏まえた案件の形成

途上国の場合、支援対象は中小企業が主になるが、中小企業に対する支援はJICAも含めこれまで多くのドナーが取り組んできたため、**過去の類似活動のレビューを踏まえた上での支援が必要**である。

JICAでは直接企業への支援を行うことは少なく、主に企業を指導したり、サービスを提供する公的機関の能力向上を通して企業の競争力強化を図っている。一方、近年世界銀行や複数の援助国では、ドナーの支援を受けた公的機関による企業へのサービス提供は持続可能性等の点で問題があるとし、市場経済の枠組みに則って行われるべきと主張している。（個々の企業の経営資源強化に加え、）同業種企業または異業種企業をまとめて

案件形成上の留意点：

- ・類似活動のレビューを踏まえた案件形成
- ・WTOにおける市場アクセスに関する議論動向への配慮

¹⁸ クラスタ：その地域の競争優位の産業を核として周辺産業が集積されている状態。ある特定の地域に特定の産業の群が集積され、地域の産業が活性化されている状態を指す。

¹⁹ 多くの途上国にとって主要な輸出産品である農産物等の一次産品の価格は一般的に下落傾向にあり、また価格変動も大きいことから、そうしたリスクに対応するという観点からも競争力強化、輸出振興に向けた支援は重要といえる。

組織化を図ったり、産業集積の活性化を図り、その外部効果を利用することにより個々の企業の経営資源を高めるアプローチもある。

WTOにおける市場アクセスに関する議論動向への配慮

途上国にとっては、先進国の市場アクセス改善が最大の関心事の一つである。しかしながら、農業分野については農産品の輸出国である途上国と自国の農業の保護を図りたい先進諸国の間で利害対立があり、農産品の輸出向上に資するような案件を考える場合、こうした議論の動向に留意する必要がある。

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施	将来の産業貿易構造へのビジョン策定（産業・貿易振興策の提言）	1、2、4、7、8	経済政策支援、市場経済化支援（開調）
	通商政策立案の助言 × 通商政策立案実施能力の向上 WTO協定履行支援（法整備に必要な知識向上、立法のための組織体制整備）	1、4、7、34 13、34、37、38	産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・ 経済政策支援、市場経済化支援（開調） ・ WTOキャパシティ・ビルディング（開調、研修、専門家） ・ 通商政策に関する担当官の能力向上（研修）
貿易関連法、規則、制度の整備	× 貿易関連法・規則の制定・整備（輸出入に関する基本法、通関に関する基本法、その他の輸入関連法（検疫法、植物防疫法、薬事法等） 貿易関連法・規則の整備に対する助言、能力向上 貿易関連法・規則の運用・執行能力向上	9～13 9、11、 13～19、21	・ 現行法制度の問題と改善に関する助言（研修、専門家） ・ WTOキャパシティ・ビルディング（開調、研修、専門家） ・ 関税政策 / 税関行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 知的財産政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 検疫政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・ 輸出振興戦略策定支援（開調）
	貿易関連制度、組織整備	2、8	
	輸出振興計画策定支援（戦略輸出産業・製品の選定、輸出目標の設定及び戦略的輸出市場の選定、具体的支援施策の策定） 輸出加工区設置に関する計画策定支援 貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の設立・整備 輸出（貿易）振興機関の設置	2、8 24 2、8 2、8	・ 輸出振興戦略策定支援（開調、専門家） ・ 輸出加工区設置に関する調査、助言（開調、専門家）

中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> × 貿易に関する公的手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等の）IT化 × 民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等の間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等の）IT化 		<ul style="list-style-type: none"> ・税関の電算化支援（開調）
	<ul style="list-style-type: none"> 税関業務の適正化 公設技術支援機関の設立・強化（品質の向上） 試験・検査能力の向上 計量・標準能力の向上 検疫に関する能力向上 知的財産権制度の運用・執行能力向上 貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の運用能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 9、13 29、31 26 25 17 16 18、19、21 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関担当官の能力向上（専門家、研修） ・税関における分析能力の強化（専門家） ・公設技術支援機関の強化（技プロ、専門家） ・試験検査機関の能力向上（技プロ） ・計量・標準機関の能力向上（技プロ） ・検疫担当官の能力向上（専門家、研修） ・知的財産権行政の情報化支援（開調、技プロ） ・貿易関連金融制度担当官の能力向上（研修）

中間目標 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
海外の貿易手続き及び国内における手続き・優遇策の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 海外の貿易制度、手続き、商慣習等の調査、紹介 各種優遇政策・制度に関する情報の提供 貿易振興機関の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> 20、22、23、17 22、23 22、23 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、SV）
海外市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> 海外マーケット情報の収集・提供 マーケティングセミナーの開催 見本市、産品展示会の開催 × フェアトレードの開催 × ITインフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 20、22、23、27 27 22、23 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、SV） ・海外市場開拓のための助言（専門家、SV） ・マーケティングに関する知識の向上（研修、SV） ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、専門家、SV）

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
活力ある民間セクターの育成	<ul style="list-style-type: none"> 公的支援機関による企業への経営／技術指導 経営能力向上 製品開発／農産品加工技術訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 29、31、32 28 30、33 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営／技術支援機関の設立・強化（技プロ、専門家） ・経営戦略、マーケティング等に関する知識向上（研修） ・経営／技術支援機関の設立・強化（技プロ、専門家） ・農産品の加工技術向上（専門家、SV） ・輸出産品の開発／品質向上（研修、専門家、SV）
	<ul style="list-style-type: none"> クラスター機能強化 企業診断サービス実施促進 × 民間ベースでの中小企業への経営技術サービス業（BDS）育成 		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター化の促進、クラスター機能強化（研修、開調） ・中小企業診断制度構築（開調、専門家） ・一村一品運動（研修） ・デザイン能力向上（開調、専門家） ・輸出商品開発（専門家、研修、SV）

*「事例番号」は付録1.の別表の案件リストの番号に対応

<p>プロジェクト活動の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動 <p>JICAの主たる事業：</p> <p>実施例は数件であるものの、今後の先行例となりうる事業</p>
--

<p>技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣</p> <p>開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力</p> <p>JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア</p> <p>集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修</p>
--

開発戦略目標 3
外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1
投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

投資した企業が自由で円滑に活動できる環境づくりが必要

この分野では、集団研修による知識移転、開発調査を活用した投資促進政策策定や輸出加工区設置に関するマスタープラン策定やフィジビリティ調査を実施。基準認証関係の協力も多い。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

投資活動は貿易活動と同様、民間セクターが主体となる活動であるが、その促進には途上国に投資した海外の企業が、その国で自由かつ円滑に活動できる環境づくりが重要であり、その意味で途上国政府の役割は大きいといえる。

外国直接投資については、受け入れの促進を政策に掲げている途上国が多いものの、適切な施策を策定するための行政知識、人的資源が不足しているのが現状である。さらに長期間の資本移動を伴う投資活動を推進するためには、安定的、継続的な政策が必要であるにもかかわらず、税制などの制度の頻繁な変更により、結果として継続的な投資促進につながらない例も多い。投資活動を促進し、開発につなげていくためには、まず自国の産業政策、貿易振興政策と整合性のとれた包括的な投資促進政策を策定した上で、各種法制度の整備・改善を行う必要がある。制度整備については、まず投資や競争を制限するような既存の政策・制度を改善し、投資の自由化を促す法整備が必要であり、特に国際的な投資自由化の流れから、市場へのアクセスや、内国民待遇、最恵国待遇の確保に留意していくことが重要である。さらに政策及び法制度については急激な変更を避けるなど一貫性を保ち、実施の段階でも紛争処理制度の整備や腐敗の撲滅など、透明性を高め市場からの信頼を得ることが必要である。また自由化に加え、投資を通じた事業活動や競争を促進するような政策・制度を構築することが必要となる。特に投資した企業が、立地 原材料を国内外から調達 製品を製造 輸送・輸出するまでの一連のプロセスをスムーズに実施していくための制度を整備する必要がある。

また、特に政策的な裏付けの下で輸出加工区を設置し、ハードとソフトの投資優遇策をパッケージ化することは、外国投資家に魅力的な投資環境を効率よく提供することを可能にするばかりでなく、自国における地域振興の観点からも有効である。

JICAの取り組み

投資促進に関するJICAの取り組みとしては、貿易振興への協力とセットにする形でASEAN諸国を中心に投資促進政策、制度整備への提言や、投資関連法整備への協力、及び投資した企業の活動をサポートする資材調達の円滑化（貿易手続き、基準認証等）を主に行ってきている。

投資促進政策・制度整備に対しては、集団研修による知識移転のほか、

各国の状況に合った政策を策定するためにアジア、東欧諸国を中心に**開発調査を活用した投資促進策定支援**や、投資促進アドバイザーの派遣を実施している。また**輸出加工区の設置支援では、開発調査によるマスタープラン策定やフィージビリティ調査、専門家による政策支援**を実施している。

投資関連法、規則・ルールの整備に関する協力は、集団研修による一般的知識の移転や専門家によるアドバイスにより実施している。具体的には「投資環境法整備研修コース」(集団研修)がある。

資材調達の円滑化に関する協力は、原材料の調達や、製品の輸出の円滑化に必要な輸出入制度の整備や手続き、業務の簡素化、効率化などへの政策支援を実施している(p.32中間目標2-1を参照)。工業標準、検査体制の整備については、専門家による工業製品認証制度確立支援などを実施している。

この課題に関する案件形成上の留意点は次のとおり。

投資促進については、多様な課題に留意

投資は、企業の一定期間にわたる継続的な活動を伴うものであり、短期的な物流を意味する貿易とは、その時間軸の長さやリスクの大きさが異なる。そのため、本節で論じる投資分野に直接関連した課題のほか、その基盤として中間目標1-1にある「(企業活動を円滑化するための)経済インフラの整備」や「(良質な労働力を提供するための)人材育成」、あるいは、「良好な労使関係」などが、投資促進の場合は特に重要な要素となる。また本報告書では対象としないので論じていないが、「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」などのカントリー・リスクは、企業が投資を決定する際に極めて重要な判断材料となる。従って、途上国の投資を促進するためには、鉱工業分野等の投資誘致に関連性が高い分野のみならず、**当該国のガバナンスや教育水準、インフラの整備状況などを十分に踏まえた上で協力していくことが重要であり、そのために、協力する側も一企業の立場に立った視点から検討していくことが求められる。**

案件形成上の留意点：
 ・多様な課題に留意
 ・各国の状況を踏まえた政策策定
 ・産業政策・財政との整合性
 ・ニーズを踏まえた輸出加工区の設置

各国の長所、短所を踏まえた国ごとの政策策定

投資促進は、多くの国の中からいかに企業の経営資源を自国に誘致するかという観点から、他国との差別化をすることが重要である。そのために、**各国が有する長所、短所、例えば天然資源、地理的条件、言語、経済圏の中での位置付けなどを踏まえた政策策定が必要となる。**

産業政策、財政との整合性

投資誘致の結果を開発に結び付けるためには、進出外国企業への部品や

原材料の供給が可能な技術水準まで現地中小企業を育成していくなど、**投資誘致と国内の産業振興政策をリンクさせる**ことが重要である。特に投資を通じた技術・経営ノウハウ移転の促進を通じ、国内産業の多様化・高度化・高付加価値化及び生産性の向上など国際競争力の強化を目指すことが求められる。他方で、これまで一部アジア諸国でとられてきたような、特定産業の保護・育成や、国産化要求といったパフォーマンス要求など市場メカニズムをゆがめる恐れのある介入主義的政策は、**国際的な投資自由化の潮流からは、慎重な対処が必要**である。むしろ今後は自由化のメリットを生かせるような政策の策定支援が求められよう。

また、優遇税制などの策定・実施には、一方で国家財政への影響も考えられることから、**貿易・投資関連省庁のみならず、財務省など財政当局も十分に参画させる必要がある**。

輸出加工区の設置には慎重な検討が不可欠

投資促進策として効果的とされる輸出加工区の設置は、グローバルな市場のニーズに合致した条件を整えないと、企業の立地につながらず、ハコモノの整備に終わる可能性があることには留意が必要である。また、東南アジア諸国で指摘されているように、現地企業との経済取引につながらないなど「飛び地経済」を形成する可能性もあるため、計画段階で全国的な開発計画を踏まえておく必要がある。

**開発戦略目標 3 2
民間セクターに対する
情報提供サービスの
充実**

**市場のニーズに合った
情報を整備し、適切かつ
魅力的に発信するこ
とが重要。**

中間目標 3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

直接投資は、経営資源を移転し、長期にわたり事業を展開する関係上、企業側の経営判断に関しては、貿易をする場合よりもさらに慎重な検討がなされる。そのため、投資を促進するためには、途上国政府としては単に政策・制度や人的資源を整備するのみならず、**潜在的な投資家に対し、適切かつ効果的・魅力的に自国の投資環境を発信**することが重要である。また市場のニーズに合った投資環境の整備のためには、**国際的な市場動向や、投資企業が存在する国の経済・産業動向を十分に把握する必要がある**。他方で、多くの途上国では、産業統計など自国の投資環境に関する情報が十分に整備されていないばかりか、そもそもどのような情報の整備が投資促進にとって必要であるかという知識も不足しているのが現状である。また、市場動向や他国の情報についても十分に把握できておらず、潜在的投資企業に適切なアプローチができないことが多い。さらに情報の整理の仕方やアクセスの利便性についても、ユーザーである潜在的投資家にとって扱いやすいものにはなっていない。

このような観点から、潜在的投資企業に対する投資関連情報やサービスの提供が有効である。また、提供する情報の質も重要であり、**信頼性の高い統計の整備と維持管理をするための体制を整備**していくことも必要である。情報提供の方法としては、投資窓口の設置やパンフレットの作成、インターネットなどITの活用が挙げられるが、ユーザーの立場に立った魅力的なコンテンツを作成するための技術・知見の移転や、投資家を発掘し、商談を促進するための投資ミッションの派遣、投資セミナーの企画・開催など、国内外への投資促進活動に対する支援も効果的である。

この分野ではアドバイザー型の専門家派遣を数多く実施している

JICAの取り組み

JICAでは、**投資促進のためのアドバイザー型の専門家を派遣**しており、アジア各国をはじめ、ポーランド、エジプトなど多数の国への実績がある。また、**産業統計の整備**について、タイ、フィリピン等における生産統計開発の開発調査や専門家派遣により支援している。また、投資アドバイザーの業務の一環として、**投資セミナー開催、投資ミッション派遣の企画・運営に関するアドバイス**を実施している。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・投資アドバイザーはキャパシティ・ビルディングを重視
- ・中小企業の投資誘致を重視
- ・多様な国からの投資誘致
- ・魅力的なコンテンツの作成

投資アドバイザーは途上国側のキャパシティ・ビルディングを重視

これまでの投資アドバイザーの専門家は、主に投資促進の窓口支援、とりわけ日本企業からの投資を念頭に置いた協力が多く、実際、途上国側からもそのような役割を期待されることが多いが、ともすれば直接窓口を担当するような役務提供的な協力にとどまる懸念があった。持続的な投資促進を推進するためにもノウハウの移転に努め、キャパシティ・ビルディングを重視していくことが必要である。

中小企業の投資誘致を重視

投資誘致の成果を開発につなげていくためには、規模の大きな多国籍企業のみならず、途上国へ実際に移転できる**有用な技術を有した中小企業の誘致**にも力を入れる必要があり、そのためには、投資した大企業の**関連下請け企業の誘致**や、**中小企業向け投資セミナーの開催**などが考えられる。なお特に低開発国の場合は、投資に伴うリスクが大きくなる、あるいはリスク関連の情報が不足しているため、中小企業のみでの進出は実際上困難であることが多い。従って中小企業の誘致に関する施策は、既にある程度の多国籍企業が活動し、リスクの予測が容易である国（ASEANや中国など）においてより効果的であり、セミナー等を活用した当該国のリスク関連の情報開示も必要である。

多様な国からの投資誘致

前述のように、これまでの協力は途上国側からの要請もあり、日本企業からの投資を念頭に置いたものが多かったが、途上国の開発を達成するというそもそもの目的から、またグローバルな経済関係を構築し、単一の国の景気変動の影響を受けにくい安定した経済を築くためにも、今後は日本企業に限らず多様な国からの投資受け入れを促進する協力が求められる。また、その観点から、地域経済圏の枠組みなどその国を取り巻く国際的な動きに合致した的確なアドバイスが必要である。

情報提供は利用者の視点に立った魅力的な内容及び発信方法とするよう留意

各国の貿易投資振興機関が発行しているパンフレットやホームページなどが提供している投資関連情報を比較すると、特に後発開発途上国（Least Developed Countries: LDC）諸国のものは、情報量として極めて貧弱な上、その内容や発信の方法も一般企業にとってはアクセスしづらいことが多い。情報整備の実現は相応のコストと時間がかかるものであり協力の必要性も高いが、利用者の視点から、とりあえずコンテンツを工夫し既存の情報を使いやすく加工するだけでも大きく改善される可能性がある。またコンテンツを検討する中で、必要な情報の特定もできる。まずは各国の事例を比較分析し、魅力的なコンテンツや発信方法を検討から始めることも重要である。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
投資促進政策の整備	産業政策立案支援 外国直接投資誘致に関する政策面での助言	4、5、7 1～3、7	・経済政策支援、市場経済化支援（開調） ・産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・投資促進政策支援（専門家） ・投資促進セミナー（研修） ・貿易・投資促進実務の能力向上（研修）
投資関連法・制度整備	法律、協定、規則等の整備（投資法、競争法、投資保護協定、外国人就業規則、現地人雇用規則等） 知的財産権の確立、整備 輸出加工区設置に関する組織・法制度整備	10、12 11 8、24	・投資環境法、競争法整備策定支援（研修、専門家） ・知的財産政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修、技プロ） ・工業団地フィージビリティ調査（開調） ・企業誘致支援（専門家）
資材調達の円滑化	× 輸出入制度整備、手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等）の簡素化、効率化（ワンストップサービス、IT化等） × 民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等）の簡素化、効率化 国際的制度（基準・認証）に対する技術向上 関税引き下げに向けた政策助言（税関行政 / 政策）	25、26 9、16	・試験検査機関の能力向上（技プロ） ・計量・標準機関の能力向上（技プロ） ・関税政策策定支援（専門家） ・税関担当官の能力向上（専門家、研修） ・税関における分析能力の強化（専門家）

中間目標3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
投資環境情報/ サービスの整備	投資窓口の機能強化	3	・投資アドバイザー派遣（専門家） ・産業・生産統計整備支援（開調、 専門家、研修）
	ジャパンデスクの設立・運営	3	
	外国企業誘致政策の紹介	3	
	企業データベース作成		
	× 企業コンサルティングサービス		
	産業、生産統計整備	43	
	× 投資対象案件のフィービリティ調査		
投資の相互交流促進	× 地域経済圏対応支援（合意事項履行への政策助言）	3	・貿易振興機関の機能強化（技プロ） ・投資アドバイザー派遣（専門家） ・産業・生産統計整備支援（開調、 専門家、研修）
	投資セミナー開催、投資ミッション派遣	3、22、23	
	企業データベース作成		

*「事例番号」は付録1.の別表の案件リストの番号に対応

プロジェクト活動の例：	JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動
JICAの主たる事業：	実施例は数件であるものの、今後の先行例となりうる事業

技プロ：技術協力プロジェクト	長専：長期専門家派遣	短専：短期専門家派遣
開調：開発調査	草の根：草の根技術協力	無償：無償資金協力
JOCV：青年海外協力隊	SV：シニア・ボランティア	
集団：集団研修	国特：国別特設研修	地特：地域別特設研修
	第三国：第三国研修	

第3章 今後の協力に向けた留意点及び方向性

JICAが協力する上での基本的考え方：

- ・自由貿易体制下において国際的な動向に調和する方向
- ・相手国の発展段階、社会的状況を考慮する
- ・その上でニーズを見極めるとともに日本側のリソース等を勘案しつつ個別的な支援策を検討する。

貿易と直接投資が世界的に急速に拡大し、1995年にWTOが設立されたことにより、通商政策についての国際的なルールが実効性を持って課せられるようになってきている。こうした現状により、国際的な経済活動の場においては途上国といえども国際的な流れと調和を保つことは不可避な状況にある。

このようなWTOを中心とした自由貿易体制の広がりに加え、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）やASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）といった地域経済統合の形成や二国間の自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の締結の動きも急速に拡大している。こうした国際経済環境下では、途上国政府においても現在の自由貿易体制を有効活用する形で貿易や投資といった国際的な経済活動を通じ利益を得ることを進めると同時に、WTO協定で認められている権利を正当に行使し、貿易上の不利益を防止することが重要な政策課題となっている。

貿易や対内直接投資の自由化は、財・サービスの選択の余地や海外市場へのアクセスの可能性を広げたり国内の雇用拡大や技術・技能を移転するなどの正の効果をもたらす一方で、競争力のない地元産業・企業の淘汰、一部実業家層への富の集中による貧富の拡大（都市と農村の格差の拡大）等の負のインパクトを伴うという二面性を持っている。途上国においては、貿易・投資の自由化の流れの中でいかに利益を享受するかという経済政策上の問題と、経済・社会を安定させるという社会政策上の重大な課題を同時に抱えており、JICAが協力する上での基本的な考え方は、自由貿易体制下での貿易・投資に関する国際的な動向に調和する方向で協力していくとともに、相手国の経済の発展段階や社会的状況などを十分に考慮した上でニーズを見極め、併せて日本側のリソースの問題等を勘案しながら個別的な支援策を検討していくことである。

以下に、当分野においてJICAが協力を検討する際の留意事項を挙げる。

3 1 今後の協力に向けた留意点

（1）国家開発戦略・PRSPとの整合性の確認

協力案件形成時には協力対象国の国家開発戦略における貿易・投資の位

留意点：

- ・ 国家開発計画・PRSPとの整合性の確認
- ・ 相手国の取り組み状況／発展段階に応じた支援
- ・ 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容等の調和
- ・ ドナー協調への配慮
- ・ 民間セクターとの連携強化
- ・ 日本の関連機関との調整

置付けを確認し、貿易・投資の自由化の利益が途上国の開発と貧困削減に結び付くという視点も考慮しながら協力内容を組み立てる必要がある。

最近のドナー間の議論においても「貿易」を途上国の国家開発戦略・貧困削減戦略の中において主流化する必要性が提起されている。協力案件形成時には相手国の国家開発戦略の中における貿易・投資問題の位置付けを確認し、開発・貧困削減政策の視点も持ちつつ協力内容を組み立てる必要がある。

(2) 相手国の取り組み状況／発展段階に応じた支援

協力の対象とする国の発展度合いは、当然ながら各国ごとに状況はさまざまであり、体系図の中間目標及びサブ目標の重要度も各国の状況により異なる。開発戦略目標1はほぼ達成されており、かつ開発戦略目標2、3についても取り組みが進められているタイ、マレーシア等の中所得国では、基本的な制度や物的インフラも既にある程度整っているため、既存の法・規則を適切に履行・運用することや手続きの簡素化・適切化といった部分が比較的重要になる。一方、内戦による政情不安、低レベルのガバナンス、不安定なマクロ経済運営、インフラや人材不足といった問題を抱えているアフリカ諸国等の後発開発途上国では、今回、所与の問題とした「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」に対する取り組みを大前提としながら、まずは開発戦略目標1を念頭に経済活動が活発に行われるための基礎条件の整備に力を入れた上で、開発戦略目標2、3に示すような政府介入を伴う貿易振興、投資誘致といった活動を行うことが必要になる。

また、発展段階のほかにWTOや地域協定への加盟状況や取り組み姿勢によっても支援の方法は異なってくる²⁰。

このように各国の取り組む状況／発展段階を踏まえた上で、適切な案件形成を図ることが、効果を上げるには重要である。

(3) 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容との調和

貿易・投資といったテーマでは、WTO、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）、APEC、東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations: ASEAN）等のさまざまな国際機関や国際的組織が存在し、またAFTA、NAFTA、南米南部共同市場（Mercado Común de Sur: MERCOSUR）等の地域協定やさらには二国間のFTAなど国際的な協定が数多く存在している。案件形

²⁰ WTOの加盟段階等によって異なる支援方法については国際協力事業団（2002a）p.14～17及びp.95～96を参照願いたい。

成の際には相手国が参加もしくは加盟している国際機関／組織、国際／地域協定の内容やその場での取り組み状況を把握し、それらと調和のとれる協力内容を検討していくことが不可欠である。

また、WTOなど貿易自由化に向けた交渉の場を担当する機関においては、途上国に対する先進国からの技術協力が多角的交渉の場での各国の政治的な利害関係の立場を超えて、自由貿易体制の維持発展のためのツールとして中立的な立場で実施されているということは、重要な観点として留意しておくべきである。また、**本分野の協力においてはWTO体制の維持発展を掲げる日本政府の立場にも留意することが肝要である。**

(4) ドナー協調への配慮

ドナーの間でも「開発と貿易・投資」という課題の重要性の認識・整理がされ始めたばかりである。現在は各ドナーの経験の蓄積が開始され、この分野の協力に関するガイドラインの整備、協力実績に関する情報交換が行われている。この課題はどのドナーにとっても新しい取り組みであり、「貿易・投資キャパシティ・ビルディング」の定義、支援実施の手法等、考え方の整理段階であるにもかかわらず、世界銀行、WTO等6国際機関による総合フレームワーク(Integrated Framework: IF)に代表されるように、ドナー間の協調が進んでいる点が特徴的である。JICAが協力案件を形成する際にも各ドナーの支援の方向性を参照しつつ、**ドナー協調に配慮する必要がある**。特に、WTO加盟交渉中の国には短期間で多方面の援助ニーズが生じ、ドナーの援助も集中する。WTO体制に関する基礎知識、個別協定の概要説明等、概論的な部分に関する協力は援助が重複する可能性が高いため、ドナー間の調整により不要な重複を回避し、協調して効率的な支援を心がけるべきである。ただし、こうした場合にも、**相手国やドナーとの協議を踏まえた上で、日本が強みを発揮することができ、かつ、対象国側が十分受け入れ可能なプロジェクトにするといった視点は重要である。**

(5) 民間セクターとの連携強化

民間セクターやNGOとの連携・協調を協力のプロセスとして取り込むことの重要性がドナーにも十分に認識されている現在の状況では、例えば、民間が運営するビジネスサポート活動等に対する政府の支援など、**民間と政府の両者の役割を有機的に結び付けた協力内容の検討が、今後は有効になってくるものと考えられる。**

また、特に開発戦略目標2及び3に関する協力は最終的に活動主体が民間セクターであるという点に大きな特徴があり、そうした観点からは、案件形成の際の姿勢として**相手国の行政当局だけではなく実際に現地で活動**

する民間企業や貿易業務に携わる関係者から意見を聞き、彼らが抱える問題点やニーズを把握することは極めて重要である。

(6) 日本の関連機関との調整

途上国に対する貿易・投資促進に資するような活動においては、2-2(2)で述べたように、JICAのほかにJETROやJODCなどさまざまな活動を行う機関が存在しており、多くの知見を有している。こうした機関の事業は、途上国の投資環境に関する情報提供、アドバイザー派遣や現地中小企業の技術支援を通じ、最終的にはわが国企業の海外展開の促進・活発化や、円滑な通商経済関係の構築を図ることを主要な目標としている。他方、JICAは「貿易・投資促進」への協力を通じ、マクロ的な経済成長や雇用の確保、現地中小企業の技術力向上などを達成し、最終的には途上国の経済開発・貧困削減を達成することを目標とする。しかしながら現場での活動レベルでは重複することもあるため、日本の関連機関との密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

3 2 今後の検討課題

今後の検討課題

- ・国内リソースの有効活用及び拡大
- ・指標・評価手法の開発

(1) 国内リソースの有効活用及び拡大

この分野の協力に関しては、通商政策に関する部分はもちろんのこと、政策の下で実施する運用・手続き面についても日本において知見を有しているのは実際に実務を行っている各省庁の行政官や税関等の現場の職員である。また学識経験者のリソースという意味でも、現在JICAで実施している本分野の協力を鑑みるに、WTO協定等の国際経済法の分野や国際的な貿易・投資ルールの下での経済政策のあり方といった観点での国際経済・貿易政策に精通した人材は、現時点では限られているといえる。

限られたリソースで効果のある協力を実施するという点では、地域ごとの優先度の位置付けや、日本の強みを検証した上で効果的な協力を実施するという姿勢は重要な視点であり、今後の検討課題といえる。

また、JICAとしてこの分野の協力を拡大するためには、国内リソースを有効活用し、日本国内の省庁の国際協力展開の考え方・方針といたに協調・調整していくかといった点や、特に人材の裾野の拡大という点では大学との連携という視点が、今後の本分野での協力の展開を考える上で重要であると思われる。

(2) 指標・評価手法の開発

この分野の協力実施の結果を評価する指標としては、例えば外国からの

投資件数の増加やある産業や製品の輸出額の増加等が考えられるが、本分野における主体は民間セクターであり、JICAの支援は原則としてその活動を相手国政府を通じて間接的に支援するといった部分に限られることや、貿易・投資の増減には国際経済の不景気の波などむしろ協力以外の外部要因の影響が圧倒的に大きいため、必ずしも協力の成果を測る適切な指標とはいえない側面を有している。こうした要因により、この分野の協力はその成果を明確には評価しにくく、また短期的に発現するものではないため、評価実施が困難な一面を持っている。しかしながら、協力の評価を実施しないとその成果はアピールしにくく、国内納税者等から理解を得ることも難しい。この分野の評価手法の開発はドナー共通の課題であり、ドナー間のノウハウの共有化が必要と考えられる。

3 3 今後の協力の方向性

今後の協力の方向性：

- ・ 発展段階に応じた協力の実施
- ・ 課題横断的な視点での協力の実施

最後に、本章の冒頭で述べたJICAが協力する上での基本的な考え方に基づき、今後の協力の方向性を考えるための一案として、**発展段階に応じた協力の実施**、ならびに**各国の社会的状況を踏まえた課題横断的な視点での協力の実施**の2点を挙げる。

3 3 1 発展段階に応じた協力の実施

これまでも論じてきたように、開発課題体系図の各項目はすべての国にとって一律に重要というものではなく、国や地域の状況に応じてその重要性は異なるものである。

以下に、発展段階に応じた協力の考え方の概略について記述する。

中所得国：

- ・ WTO協定の適正な運用・執行に対する支援
- ・ 投資や貿易の手続きの簡素化・適正化を通じた貿易円滑化に関する支援
- ・ 南南協力のリソースとしての可能性

(1) 中所得国

WTOへの加盟や地域経済圏の形成、自由貿易協定（FTA）等を積極的に進めており、インフラ整備状況や産業競争力もある程度の水準に達し、貿易や投資誘致を積極的に行っている中所得国（中国及び東南アジア、中南米の一部地域）は、貿易や投資誘致のもたらす経済効果をよく理解しており、WTO協定に整合的な法制度の整備が進んでいる。しかしながら、実際にそうした制度を運用・執行するといった部分で問題を抱えており、**制度の運用・執行を支援するような協力が考えられる**。具体的には、関税評価（実務上、法定関税率が遵守されない、不透明な運用が残存する等）非関税障壁の削減、知的財産権保護など主に問題点が指摘されている分野での適正な運用・実施に対する支援が考えられる。このような発展段階の国々では、**投資や貿易に関する諸手続きの簡素化・適正化を通じた取引費**

用の削減や予見可能性の向上、所要時間の短縮など、貿易円滑化に関する支援のニーズも高いと考えられる。

加えて、これらの国々は低所得国等への協力に対するパートナーとしての位置付けも期待されており、南南協力のリソースとして重要である。

低所得国：

- ・WTO加盟交渉や加盟に向けた支援
- ・貿易・投資自由化に向けた政策を支援
- ・WTO協定の理解促進に向けた支援
- ・一般的な貿易手続きに関する行政能力の向上支援
- ・貿易実務者人材育成

(2) 低所得国

上述(1)の中所得国の下位に位置する発展段階の国々(アジア、中南米地域)のうち、WTO未加盟国に対しては、ニーズとして、まず**加盟交渉や加盟のための自由化約束履行に向けた支援(WTO加盟支援)**が挙げられる。例えば加盟支援の一環として、当該国が貿易・投資の自由化によりどれほどの経済的インパクトを受けるか、正及び負のインパクトをそれぞれ推定し、負の影響を最小化するような形での自由化のタイミングや順序を検討したり、セーフティ・ネット構築等の提言を行い、**自由化に向けた政策を支援**するという協力は重要である。これは、既に加盟しているが更なる自由化を求められている国に対しても、有効な支援であると考えられる。また、既加盟国についてもWTO整合的な国内法制度の整備や制度の運用・執行面で問題を抱えているケースが多く、ASEAN地域で実施したWTO協定の履行、権利の行使に関する**キャパシティ・ビルディング**など基本的な内容の理解促進に向けた支援は有効である。そのほか、**税関、検疫等一般的な貿易手続きにかかわる行政能力向上支援や貿易金融管理、貿易実務者人材育成**などを含めた総合的な貿易振興政策等の協力も重要である。

後発開発途上国：

- ・包括的なアプローチが最も必要とされる地域
- ・(短期)自由化の負のインパクトを最小化していくための支援や主要産品である農産物の更なる競争力強化、輸出振興に向けた支援
- ・(長期)初中等教育や産業界の育成

(3) 後発開発途上国

地域としては、後発開発途上国が最も集中しているアフリカが想定される。この地域は日本にとって通商上の関係は大きくないが、近年の国際援助世界における潮流では重点地域の一つであるといえる。この地域の援助一般についていえば、ドナーが協調してリソースを投入するという援助協調体制の合意が形成されている。貿易・投資の現状では、経済のグローバル化あるいは多角的通商体制からの利益を享受することが困難な地域と認識されており、すべてのセクターにおいて深刻な問題を抱えている状況から、**貧困**という視点は避けて通ることができず、**貧困削減**という共通の戦略の中に**貿易・投資の開発を位置付ける包括的アプローチ**が最も必要とされる地域である。具体的な協力としては、WTOが認めた例外措置等の活用に関する**キャパシティ・ビルディング**など**自由化の負のインパクトを最小化していくための支援**や**主要輸出産品である農産物の更なる競争力強化、輸出振興に向けた技術支援及び政策支援**が短期的には必要といえる。

また、この地域における貿易・投資上の根本的な問題を解決するためには長期的な視点の下で取り組むことが必要であり、**初中等教育や生産技術等の基礎的な人材育成と並び、産業振興政策に関する支援**などを通じて貿易・投資の担い手となる産業界を育成することから着手すべきであろう。

- ・短期的な負のインパクトに対するセーフティ・ネットの構築
- ・長期的には教育機会の拡充（一例）
- ・大局的な見地に立った課題横断的な案件形成

3 3 2 課題横断的な視点での協力の実施

本アプローチで設定した3つの開発戦略目標は、自国の国益に合致した形で現在のグローバル化の流れに参加し、利益をいかに享受するかといった視点でのアプローチの構成である。前述したように、貿易・投資の自由化は長期的には経済成長を促進する正の効果をもたらす一方で、短期的には必然的に外部からの競争圧力を高めるため、国内の競争力のない産業・企業が淘汰されるといった負のインパクトをもたらすことが指摘されている。3-1の今後の留意点でも触れたように、現在ドナーの間でも途上国の開発政策や貧困削減政策と貿易・投資問題の連関は重要な検討課題となっているが、**貿易・投資の自由化を一国の経済成長や貧困削減につなげていくためには、例えば産業・企業の淘汰による失業者の増大など短期的にもたらされる経済的・社会的な不安定への対策といった視点が必要である**。自ら貿易・投資の自由化の影響を予測し、負のインパクトに対処する政策を立案する能力が不足しがちな途上国に対して、JICAが技術協力を通じて果たす役割はあると思われる。具体的にはセーフティ・ネットとしての失業者への訓練の実施、失業保険、解職手当などの公的保護の整備や不利益を被る可能性の高い貧困層の収入の維持・向上といった観点から、NGO等を巻き込んだ形での草の根レベルでの協力等が考えられる。

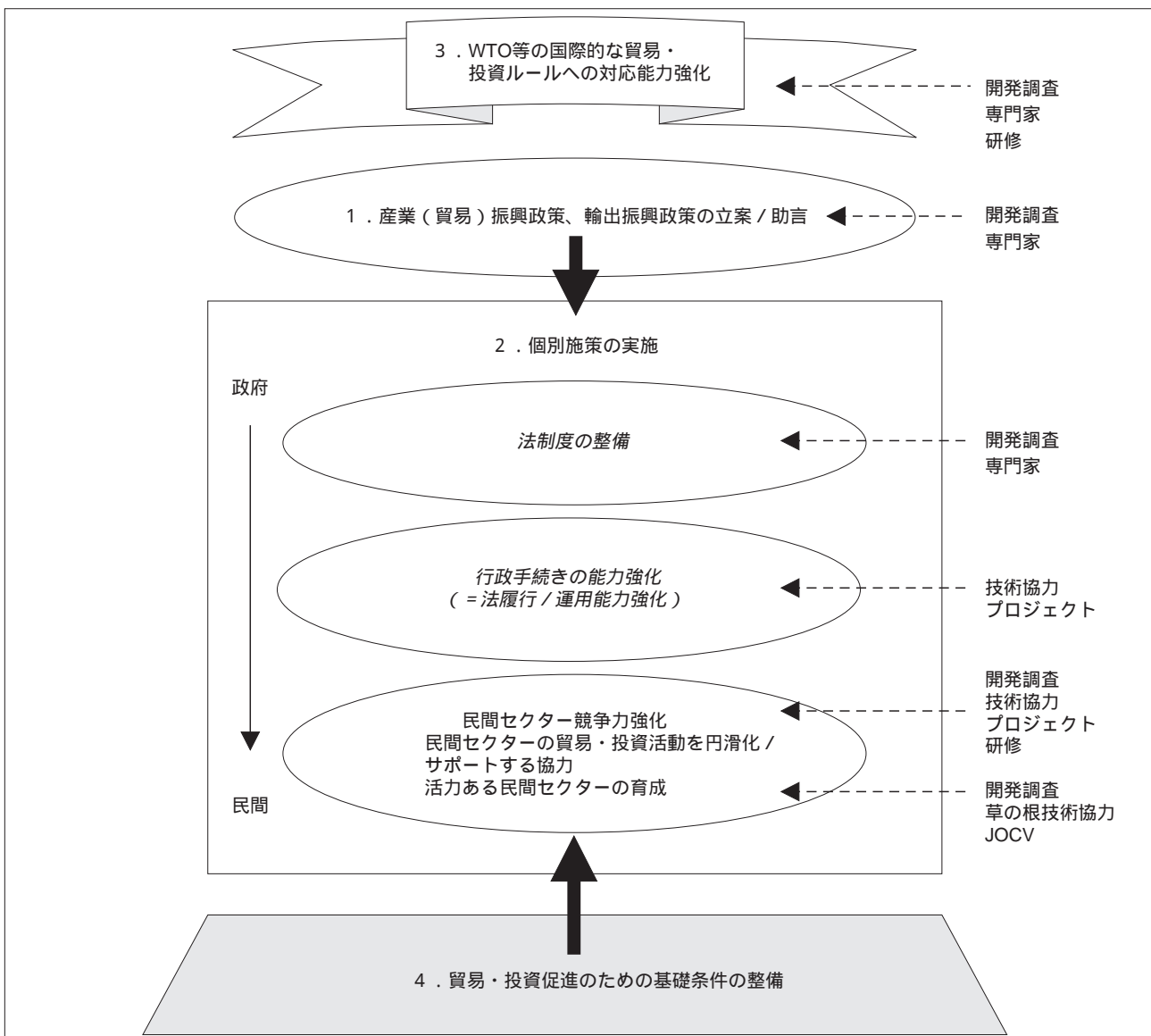
一方、**長期的には貿易・投資の自由化によってもたらされる成長の恩恵を一部の富裕層や都市部の人間のみが享受するのではなく、より広く貧困層も含め国民が享受するための制度・政策づくりへの支援が重要となる**。具体例としては、**教育機会の拡充等、教育の充実に努めることが重要なポイントである**。つまり、国内の非効率な産業・企業が淘汰され新しい産業・企業が生まれるには産業人材の育成が不可欠であり、また新しく生まれた産業・企業で職を得るためにも、長期的な対策としては、基礎教育や高等教育の充実を通じ人材を育成するといった視点が必要である。

以上2つの視点は、概して貿易・投資関連の協力とは称されない類の協力であるが、「貿易・投資関連の協力」、「貧困削減関連の協力」、「教育関連の協力」といった課題ごとの案件形成ではなく、**相手国の開発政策や貧困削減政策の中でその大きな目的を達成するといった大局的な見地に立ち、これらの課題を組み合わせるような形で案件を形成することが、幅広い分野を網羅しているJICAの特長を活かした協力といえる**。

付録 1. 主な協力事例

第 2 章の各開発戦略目標体系図において、サブ目標ごとに JICA におけるプロジェクト活動の例及び主たる事業と協力形態について整理を行った。本章ではそこでの整理を一步進め、これまでの JICA の協力を以下の図のような形で分類した上で分類ごとの協力方法の特徴や取り組み状況について解説を試みるとともに、別表に案件リストとして代表的な事例を取りまとめた。

図 A 1 1 協力事例の体系図



図A 1 1は開発課題体系図を作成した考え方に基づき、JICAの協力事例を体系化したものである。なお、事例番号は別表案件番号に対応したものである。

産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案／助言：
・政策低減型の協力
・政策立案支援（助言）型の協力

1 1 産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案／助言（開発調査、専門家チーム派遣、研修、個別専門家）……事例1～8

産業（貿易）振興及び輸出振興のための包括的な政策策定のための協力としては、（1）政策提言型の協力、（2）政策立案を支援／助言するタイプの協力の2つの協力パターンがある。

（1）政策提言型の協力としては、相手国の置かれた国際経済環境や相手国自身の産業競争力を把握・分析した上で一国の産業振興の方向性を提言するもので、貿易・投資に関する政策提言もその中の一つとして行っている。JICAによるこれまでの協力事例としては以下の2類型がある。

政策対話型（事例4、5）

日本側の学者、専門家と相手国政府高官もしくは学者との間で政策対話を行いながら政策提言を行うといった共同研究型の協力。これまでベトナム、ラオス、ミャンマーにおいて「市場経済化支援」もしくは「経済構造調整政策支援」という形で実施されている。新古典派経済学の考え方に基づき、各国の産業発展は市場メカニズムによる資源の適正配分を通じて実現されるとし、政府の役割は市場メカニズムをうまく機能させるための条件整備にあるとする世界銀行等の考え方とは異なり、相手国の経済発展の段階を研究した上でその段階を一步進めるように政府が特定産業を選んで育成するような視点での協力を実施している。

日本側による提言型（事例2、7、8）

と異なり、対話型ではなく既にある程度相手国側に産業育成に関する認識があり、その中で国際経済環境を踏まえた上で具体的な産業振興策／輸出振興策を提言するもの。1980年代後半のニュー・エイド・プランの下でのASEAN諸国の輸出振興のための協力以来多くの協力実績がある。

政府の積極的な介入による特定産業育成／特定産業輸出振興については世界銀行・IMFによってその有効性が疑問視されており、積極的な政府介入を妥当としない傾向が強い。案件形成の段階から両者との緊密な対話を維持しつつ、実施していくことが必要である。また世界銀行・IMF等の主要ドナーの進めるアプローチが国際開発援助のスタンダードとなる中で、これと異なるアプローチをとった場合、相手国及びその他の関係機関から理解を得られない恐れがあるという点には留意が必要である。

これらの協力は、市場経済移行国やアジア通貨危機後のASEAN諸国等、

その経済社会の根本的課題を改革する必要がある国々や国家としてのビジョンが描けていない国々への一歩目の支援としては非常に有効な協力である。一方、幅広く高度な課題をカバーするため、高い専門性が要求される日本側のリソースの確保がまず課題となるとともに、相手国が提言を実施する体制を構築できるかといった、相手国側リソースの問題も併せて重要なポイントとなる。案件実施の際の留意点としては、特に のタイプの場合は日本側の学識者、コンサルタント、途上国側の学識者、政府関係者といった多数のプロジェクト関係者を適切に調整する能力が求められるとともに、その結果を踏まえ、具体的な貿易・投資の振興に関する協力活動（個別案件）に結び付けていく方策を早いうちから検討することが、提言を具体的な成果につなげるための重要な要素となる。

一方、（２）政策立案支援／助言型の協力は相手国の政策立案能力向上のための協力である。少数の顧問を途上国や体制移行国に派遣する専門家派遣によるアドバイザー型の協力や、実際に政策立案に携わる行政官を招いて研修により日本の経験を伝えるといった形での支援を行っている。

1 2 個別施策の実施

法制度の整備

1 2 1 法制度の整備（開発調査、技術協力プロジェクト）...事例 9～13

実際に国内法を整備するための協力である。途上国が直面する課題の一つに国内法制度の整備がある。特に1995年のWTO協定成立以降はWTO協定に整合的な形での国内法制度の整備が求められている。しかしながら多くの途上国では、WTO整合的な法制度整備または既存の国内法・規制とWTO協定との整合性の精査に関して問題を抱えている。

なお、WTO協定発効により紛争処理機能が強化されたことに伴い、国内法・規制がWTO協定に整合的でない場合（または、その恐れがある場合）、「国内法履行の確保」がなされていない場合と同様、他国から紛争処理案件として提起される可能性が高まることもあり、法制度整備の分野における途上国の支援ニーズは高まっている。

法制度の策定自体は非常に機微なテーマでもあり、貿易・投資に関連する法制度そのものを策定する協力は少ない¹。が、専門家派遣、開発調査による相手国行政官への助言及び研修を通じ、法制度整備のための行政官

¹ 1996年のベトナムへの支援以降JICAにおいて法整備支援が本格化しており、立法・司法制度確立（立法・司法プロセスの明確化・透明化、法執行能力の強化等）立法への参画（法案の起草支援、法律案への助言、既存の法律相互の整合性の確保等）、法曹人材の育成（裁判官、検察官、弁護士等の育成）といった3つの分野で協力を実施している。現在は、カンボジア等での法整備支援の協力が実施されている。また経済法の分野でも、税関や競争法の分野で専門家派遣によって相手国の法策定に対する助言等の協力を実施している。

のキャパシティ・ビルディングを実施している。

法履行・運用能力強化
による行政手続き（税
関、検疫、特許）の能
力強化

1 2 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化（法履行・運用能力強化）技術協力プロジェクト...事例14～16

法制度の整備自体は進んではいるものの、制度の運用・執行面で課題を抱える国は多い。理由としては国内法・規制に関する理解不足、人員の不足、モラルの欠如、法律を実行するための機材の不備、研修・教育機能の不備等が指摘されている。主に以下の分野において問題が指摘されている。

- 関税・関税評価（実務上、法定関税率が遵守されず、不透明な運用が残存）
- 動・植物検疫（審査官の人数・能力不足による審査の遅延、不透明な運用が残存）
- 知的財産権（審査官の人数・能力不足による審査の遅延、海賊版・模造品等の不正商品の製造・流通、知的財産権の侵害に対する権利行使の実効性の欠如）

こうした問題に対しJICAでは、専門家派遣、研修、機材供与を組み合わせ、技術協力プロジェクトによる協力をASEANの国々を中心に実施しており、p.32～33の開発戦略目標2の体系図に明らかなようにこれまでの実績も多い。背景としては、一国の方向性を提言する協力や法制度自体を構築する協りに比べて政策的に機微な面が少なく、かつ日本の行政システムの経験を活用しやすい分野であることが考えられる。

当分野における近年の新たな協力のアプローチとして、ITの活用による行政手続きの効率化/改善がある。具体的にはインドネシアにおける「税関システム改善計画調査（1997～1999年）」、マレーシアにおける「知的財産権IT化計画調査（2002年～）」、フィリピンにおける「工業所有権近代化（1999～2000年）」等の案件がある。

また、最近では一つの省庁の行政の効率化のみならず、省庁横断的に手続きの効率化を進める取り組みも実施されており、貿易手続き全体の円滑化といった観点では今後注目される動向といえる。具体的な取り組みとしては、フィリピンにおいて船の入港から通関が終わり貨物を搬出するまでの所要時間を計測し、問題箇所を明らかにするという意識の下に、現地コンサルタントを活用した形で「貿易手続き所要時間調査」が実施されている。

民間セクターの競争力強化

1 2 3 民間セクター競争力強化

輸出競争力の向上及び外国投資の誘致を促進するための協力である。JICAによるこれまでの協力としては以下の2類型がある。

民間企業の貿易・投資活動を円滑化及び支援する協力

(1) 民間企業の貿易・投資活動を円滑化、支援する協力（開発調査、技術協力プロジェクト、研修）……事例17～27

民間企業の貿易・投資活動を円滑化及び支援する環境を整えるための協力であり、以下のような分類ができる。ここではサービスを効率的／効果的に提供するための協力を意図しており、制度構築のための総合的な協力は含んでいない。

- 貿易関連金融制度（貿易金融、貿易保険等）(事例18、19、21)
- 輸出加工区の設置（事例8、24）
- 海外市場情報収集／提供サービス（事例20、22、23、27）
- 貿易実務人材育成（事例20、22、23、27及びBoxA 1-2）
- 計量・標準、試験検査（事例17、25、26）

貿易関連の金融制度に関する協力は主に本邦研修という形で各国の貿易保険関連の政府機関または関係機関の役職員に対し、制度及びその運用について研修を行っている。また投資環境・事業環境の整備といった観点からの輸出加工区の設置については開発調査によってマスタープランの策定及びフィージビリティ調査が実施されている。その他の分野については、ASEANの国々を中心に技術協力プロジェクトによる協力でさまざまな実績がある。1 2 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化と同様、実際にある法制度の下での実施体制の強化という分野での協力であるため、政策的に機微な点は少なく、協力しやすいといった側面がある。また日本自身の輸出振興策の経験が活かせる分野であると同時に、民間企業が育ちつつある国々では民間企業を育成、支援するという観点で非常に有効な協力分野といえる。

前述した技術協力プロジェクトでの大規模な協力のほかにも、アドバイザー専門家の派遣や、近年ではシニア海外ボランティアの派遣（事例20、27）で途上国における輸出振興のための活動をサポートする協力が実施されている。

また若干これらの協力とは視点が異なるが、この分野では、国内外からの投資を誘致するための一つの手段として投資家向け情報の整備を協力内容に含む協力案件として、グルジアにおける「鉱業振興マスタープラン調査（2000～2002年）」やフィリピンにおける「電力構造改革のためのエネ

ルギー省キャパシティ・ビルディング開発調査（2002年～）」といった実績もある。途上国の貿易・投資環境に関する情報提供としては、JETRO（日本貿易振興会）が日本企業の海外展開の促進・活発化のために活動を実施しており、「貿易・投資促進」という目的での活動レベルでは重複することもあるため、密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

活力ある民間セクターの育成に関する協力：
・民間セクターにサービスを提供する公的機関への支援
・民間セクターへの直接的支援

（2）活力ある民間セクターの育成に関する協力（開発調査、草の根技術協力、シニア海外ボランティア）…事例28～33

これは実際に活力ある民間セクターを育成することに資することを目的とした協力であり、民間セクター（主な裨益主体は中小企業）にサービスを提供する公的機関への支援を通じて、中小企業の経営資源の強化を間接的に支援する協力（事例29、31、32）と民間セクターへ直接的に働きかける協力（事例28、30、33）の2パターンがある。

JICAではこれまで主に、のタイプの協力を技術協力プロジェクトで実施してきた。具体的にはインドネシアの「鑄造技術分野裾野産業育成計画（1999年～）」やタイにおける「金型技術向上事業（1999年～）」といった案件がある。しかしながら近年、世界銀行等ではドナーの支援を受けた公的機関による企業へのサービス提供は持続可能性や提供範囲の点で問題があり、市場経済の枠組みに則って行われるべきと主張している。これはJICAが実施してきた伝統的なアプローチとは異なるものであるが、今後はこうしたアプローチに関する議論も踏まえながら、この分野の協力を進める必要がある。

後者は競争力のある商品の開発や製作・製造を実際に支援する協力である。JICAでは海外技術者研修協会（AOTS）や海外貿易開発協会（JODC）等が行っているような特定企業への直接的な支援は実施していないが、専門家派遣やシニア海外ボランティア、研修で企業の経営者や技術者、産業の従事者（農家等）に対し直接、経営手法や商品開発、製作・製造を指導している。しかしながら相手国の民間セクターの輸出競争力という観点ではJICAの協力のみでは効果が限られるため、前述した他の機関とも連携してオールジャパンとして最大限の効果を上げるという視点で協力方法を検討することが必要である。またこうしたミクロレベルでの協力に加え、その国の民間セクターが抱える構造的な問題や事業環境といったマクロレベルの問題にも配慮しながら、バランスのとれた適切なアプローチを検討することが重要である。

近年の取り組みとしては、インドネシアにおける「中小企業クラスター機能強化計画」やベトナムの「地域振興のための地場産業振興」のように、開発調査の枠組みでパイロットプロジェクトといった形でモデル地域にお

いてマスタープランの計画の妥当性の検証を目的として試行的に民間セクターに働きかけを行うという協力アプローチも実施されている。

WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

貿易・投資自由化の意義の理解向上：
協力のスタート時に実施すると効果的。民間、学界等幅広い層を対象とする。

1 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化... 事例34～40

(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上（開発調査／専門家派遣／研修）

貿易・投資自由化の意義の理解向上については、貿易・投資に関する個々の協力の開始時に、関係者の啓発、これから開始する協力の周知のために行われることが多い。開発調査等ある程度長期的に実施される協力の場合には、キックオフセミナー等の場で、貿易・投資の自由化等の諸要因により経済成長が達成された事例を実証的なデータを用いて学識者が講義すると、説得力がある。また、貿易・投資は民間セクターの活動に関わりの強い分野であるため、政府職員など直接のカウンターパート以外にも、民間セクター、学界等広い層も対象にすると有益である。研修やセミナー等でも、時間的に対応可能であれば、本題に入る前にこのような内容についてのセッションを設けることが望ましい。

WTO等への加盟支援：
加盟準備段階に応じた協力内容の検討が必要。

(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援（専門家派遣／研修）

WTO加盟申請国や未加盟国に対し、専門家を派遣してWTO加盟に対する助言やコンサルテーションを行ったり、本邦研修で日本の制度紹介や現状視察を行ったりしている。このような支援を実施する際には加盟交渉の段階や加盟プロセスの理解度等によって、タイムリーな協力内容を検討することが重要である。

まずは、政府担当職員がWTO体制、協定全般の基本原則、加盟手続きに対する正しい理解を持ち、加盟交渉の過程で進めていく貿易自由化の経済効果、影響について分析を行うことが重要であり、分析の方法論に関する支援が有効である。また加盟交渉の進捗に合わせて、当該国の加盟交渉にとって特に重要な協定に関するワークショップ、コンサルテーション・セッションによる知識移転、助言も有効である。また、ある程度まとまった協力リソースの投入が可能であれば、WTO加盟に際し必要となる国内の法制度・組織改革に対する実施支援も効果が高い。

WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上：
個別テーマに沿った最適な活動形態を選択することが重要。

(3) WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上（開発調査／専門家派遣／研修）

主に研修でWTOに関する各協定の概要や実務の講義、紛争事例について議論や意見交換を行うなどして、能力強化を図っている。

WTO協定は内容が広範かつ多岐にわたっており、個別の協定を完全に理解、履行するためには相当の知識や体制整備が必要となる。対象国のニーズやレベルを個別に診断し、各協定に焦点を当てた協力の実施は、比較的裨益対象が限定されるが、即効性は高い。また、協定、支援対象組織の特性によって、セミナーやワークショップ、幹部レベルの政府職員に対するコンサルテーション、シミュレーション方式の研修、教材作成、法制度等の他国との比較調査といったさまざまな活動形態が検討可能であるため、この分野の過去の協力カリキュラムを検証し、最適な協力方法を採用すべきである。なお、協定によっては日本の経験が不足している等の理由により協力リソースの確保が困難な場合がある点に留意が必要である（具体的には、アンチダンピングやセーフガード²の発動、農業協定関連等）。

また、既存のWTO協定のほか、投資、競争等新しい分野についての対応が求められているため、これらの新しい分野についての論点の紹介、複数国による意見交換の場の提供も意義がある。

**貿易・投資促進のための
基礎条件の整備：**

- ・法制度整備
- ・経済インフラ整備
- ・事業環境整備
- ・人材育成

1 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備...事例41～52

これまでJICAでは、輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー等の物的なインフラに関するマスタープランの策定やフィージビリティ調査の実施など、数多くの協力実績がある。こうした物的インフラの整備に資する協力のほかにも計量・標準、知的財産権制度の確立に関する協力や、また近年ではベトナムやカンボジア等において法整備のための支援（立法・司法制度確立、立法への参画、法曹人材の育成）も実施されている。

² セーフガード措置は輸入増加による同種または直接競争製品の国内産業への深刻な打撃を回避するために、一時的にWTO上の義務を停止し、国内産業を保護する緊急避難的措置。

別表 貿易・投資促進関連案件リスト(代表的な事例)

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
1-1 産業・貿易振興政策、輸出振興計画の立案/助言						
1	中南米諸国、アジア諸国、アフリカ・中近東諸国	貿易・投資促進実務	2002年度	集団	2-1 3-1	政府及び準政府組織の投資促進担当中堅幹部を主な対象とし、貿易・投資問題について包括的な知識と情報の習得、また討論を通じて各国の投資促進政策を考察し、参加各国の投資受入促進と輸出振興による経済促進・産業振興に資することを目的とした。
2	インドネシア	裾野産業フォローアップ調査フェーズ2(輸出振興)	1999.07~ 2000.02	開調	1-1 2-1	6業種(繊維・繊維製品、食品・飲料、木製品、電気・電子部品、自動車部品、機械部品)を対象に、輸出企業を取り巻く環境、輸出企業の実態を調査した上で、輸出産業政策の再構築、輸出競争力の向上、実行計画に関する提言を策定した。
3	インドネシア	投資促進政策	2001.04~ 2004.04(予定)	長専	3-1 3-2	投資促進のための、日本の潜在的投資家に対する適切なカウンセリング、並びに日本の投資家からの要望や問題提起に基づく投資調整に対する政策的助言を担った。
4	ミャンマー	経済構造調整政策支援	2000.12~ 2003.3	開調	1-1 1-2 2-1 3-1	ミャンマーの現政権による経済改革を知的交流・人材育成等により支援していくことで、同政権の民主化に向けた政治改革の環境づくりを助成していくことを目的としている。尾高煌之助一橋大名誉教授を日本側の座長とし、財政・金融、産業貿易、IT、農業・農村の4つの分野について分析し、政策提言を実施。産業貿易の面では産業ビジョン策定、民間企業育成、輸出振興、外資導入の4つの柱で検討を行っている。
5	ベトナム	市場経済化支援開発政策調査	フェーズ1 1995.08~ 1996.06 フェーズ2 1996.07~ 1998.03 フェーズ3 1999.09~ 2001.03	開調	1-1 1-2 2-1 3-1	社会主義経済から市場経済への転換を指向するベトナムに対して、経済移行に伴う諸問題への対応とそれに続く経済開発計画策定に関する具体的、戦略的な提言を行った。日越共同研究という形をとり、石川滋一橋大学名誉教授を日本側の座長とし、農業・農村開発、貿易産業政策、財政金融問題、国有企業改革、中小企業振興、マクロ経済運営、アジア経済危機対応などについて分析し、政策提言を実施。特に産業・貿易分科会では長期開発戦略策定のための産業育成策の提言及び貿易自由化の影響等について研究を行っている。
6	ボリビア	工芸品の商業化・輸出促進	2003.03~ 2003.07	短専	2-1 2-3	手工芸品に関するアジア、ヨーロッパ、米国市場のニーズ、輸入基準等の調査及びボリビア手工芸品生産状況の調査を行い、国際市場に対するボリビア手工芸品の輸出促進のための戦略を策定している。
7	パラグアイ	経済開発調査	1998.10~ 2000.12	開調	1-1 2-1 3-1	MERCOSUR加盟に伴う域内市場自由化による経済環境の変動の中で、パラグアイの経済的自立、発展を確保するために、各産業の潜在力を含めた競争力を検討分析し、農業の多角化及び工業化を促進し、輸出振興による経済発展を促進させるための方策を検討・提示した。
8	ケニア	輸出振興計画調査	1990.09~ 1991.09	開調	2-1	ケニアの貿易促進のために関連する制度、組織及び産業について調査・分析を行い、それを基に輸出振興マスタープランを作成し、各種実行計画を策定した。
1-2 個別施策の実施						
1-2-1 法制度の整備						
9	複数国	税関行政	2002.08~ 2002.10	集団	1-2 2-1 3-1	日本の関税制度・技術を紹介するとともに、日本及び研修参加国の制度・技術を比較研修させることにより、これら諸国の関税行政技術の発展に寄与し、併せて税関職員同士の交流を通して相互理解を深め友好親善に役立てることを目的とした。
10	マレーシア	競争政策と法制度	2000.11~ 2000.12	短専	1-1 2-1 3-1	マレーシア経済の自由化・規制緩和の動きに適した競争政策の策定、競争法のドラフトを実施した。
11	インドネシア	工業所有権行政	2001.02~ 2003.02	長専	1-1 2-1 3-1	工業所有権行政全般にわたる指導及び助言(工業所有権全般にわたる指導及び助言、民間人材育成プロジェクトに対する指導及び助言、総合的な事務処理プロジェクト及び特許情報についての指導及び助言、WIPO(世界知的所有権機関)のJAPAN Trust Fund プロジェクトに対する指導及び助言)。
12	インドネシア	規制緩和・競争政策の策定支援	2001.04~ 2003.03	長専	1-1 2-1 3-1	競争政策はインドネシアにおいて新しい取り組みであるため、企業競争法の経済復興における重要性をインドネシア政府に認識させ、政府として取り組んでいくための体制整備及び競争法運用のための細則整備について助言を行った。
13	ベトナム	関税政策及び税関行政	2001.07~ 2003.07	長専	1-2 2-1 3-1	税関手続きの国際基準の早期導入及び円滑な実施を支援した(電算化導入支援、税関手続きの国際基準導入のための技術協力、税関法施行に伴う政令、通達等の整備に関する助言等)。

開発課題に対する効果的アプローチ・貿易・投資促進

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
1 - 2 - 2 行政手続きの能力強化 (= 法履行 / 運用能力強化)						
14	インドネシア	税関システム改善計画調査	1997 ~ 1999	開調	2 - 1 3 - 1	インドネシアの税関業務の迅速性、的確性、並びに貿易促進を図るため、税関総合データベース構築のためのシステム設計及び通関システムの改善に関する方針案を策定すると同時に、同国関係者への技術移転を行った。
15	インドネシア	税関特殊業務改善 (知的財産権侵害物品取締対策)	2002年度	短専	2 - 1 3 - 1	複雑な法的措置が必要とされる知的財産権侵害物品の取り締まり技法が十分に備わっていないインドネシアにおいて、この分野の業務改善をするために必要な技術移転を行った。
16	タイ	工業所有権情報センター	1995.07 ~ 2000.06	技プロ	2 - 1 3 - 1	工業所有権システムの構築、運用、保守管理、同システムを用いた先行技術調査、情報普及を通じて、工業所有権の活用に関する能力が向上することを目的に実施した。
1 - 2 - 3 民間セクター競争力強化						
(1) 民間企業の貿易・投資活動を円滑化、支援する協力						
17	複数国	植物検疫 (ミバエ類殺虫技術)	2002.05. ~ 2002.09	集団	2 - 1	日本の最新のミバエ類殺虫技術を提供し、最終的にはそれぞれの国の条件下で技術を応用・改良して、生果実に規制したミバエ類の完全殺虫データを作成することによって、当該国の生果実の輸出促進に資することを目的に実施。
18	複数国	貿易保険制度運用	2002.09. ~ 2002.10	集団	2 - 1	各国の貿易保険関連の政府部署または関係機関の役員に対し、貿易保険制度及びその運用について研修を行うことにより、各国の貿易保険制度の整備に資することを目的とした。
19	アジア諸国	輸出管理実務	2002.11. ~ 2002.12	集団	2 - 1	安全保障輸出管理の審査実務に携わる行政官に輸出審査に必要な法制度、手続き及び輸出品目の実例を紹介し、研修員に輸出管理制度整備の必要性を理解させ、アジア地域における同制度の早期導入に資することを目的として実施した。
20	インドネシア	輸出振興 (市場分析、開拓)	2001.08 ~ 2003.08	SV	2 - 2	海外市場開拓に必要な技術や知識を配属先スタッフや輸出業者に対し技術移転するとともに、インドネシア製品が海外市場 (特にアジア) で競争力を持てるように、企業への指導、海外市場調査、分析、開拓を行う。
21	インドネシア	輸出銀行運営	2002.03 ~ 2004.03 (予定)	長専	2 - 1	アジア通貨危機後、インドネシアにおいて金融仲介機能が不全に陥った中で緊急避難的に専門家を派遣し (本来民間商業銀行の固有の分野である) 短期貿易金融についての助言を行った。本専門家の業務は、輸出銀行の本来業務である輸出関連の中長期金融や保証等に関する助言、支援。
22	インドネシア	地方貿易研修センター	2002.07 ~ 2006.06 (予定)	技プロ	1 - 1 2 - 2	インドネシア貿易研修センターは、1989年無償資金協力を受けて建設され、1989年から1993年まで「貿易研修センター協力事業」プロジェクトが実施された。貿易研修、商業日本語、輸出検査、展示研修の4分野で協力が行われた。その後、1997年から2001年まで「貿易センター人材育成計画」プロジェクトが実施され、主に中規模のインドネシア企業に対し、貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画。運営できるようになることを目的に、コースプランナーの育成、インストラクターに対する情報提供、貿易関連情報の外部への提供を実施した。2002年より地方5カ所への展開に向けた協力を実施している。
23	マレーシア	貿易開発公社	1997.07 ~ 1999.06	技プロ	1 - 1 2 - 2	マレーシア輸出センターを改組し、その機能及び人材の面で拡充強化を図り、下記4部門を有する組織を設立してマレーシアの輸出競争力の強化に資することを目的とした (調査部、情報サービス部、展示・商談部、広報・出版部、輸出振興部)。
24	タイ	ラムチャバン臨海部開発計画	1984.01 ~ 1985.03	開調	2 - 1 3 - 1	ラムチャバン地域に構想されている港湾、工業団地、住宅、用水等関連施設に関する長期マスタープラン策定と短期計画としてのフィージビリティ調査を実施。1988年から1991年にかけて同マスタープラン、フィージビリティ調査を基に工事が実施され、実現。
25	タイ	国家計量標準機関	2002.10 ~ 2004.10 (予定)	技プロ	1 - 1 2 - 1 3 - 1	タイ産業の輸出競争力強化のために、タイ国内において国家標準を整備し、国際的同等性を確保した計量標準の体系を確立するために国家計量標準機関の技術者育成を図るもの。
26	スリランカ	繊維製品品質向上計画	1996.04 ~ 2001.03	技プロ	2 - 1 3 - 1	スリランカの最大の輸出産業である繊維製品の価格・品質の両面での競争力強化のために繊維研修・サービスセンター及び研修センターの技術力向上を図った。
27	パラグアイ	貿易実務 / マーケティング	2002.04 ~ 2003.04	SV グループ 派遣	2 - 2	貿易実務担当SVは民間企業の輸出促進に向けて在庫・納期・郵送・保険に関する管理・理論・調査を実践指導及び輸出促進のためプロ・パラグアイ (配属先) と企業との連携強化を図るための活動を実施。マーケティング担当SVは輸出に必要な情報収集、市場分析、顧客開拓に関する指導を実施。

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
(2) 活力ある民間セクターの育成						
28	アジア諸国	アジア企業経営	2001.06～ 2001.07.	集団	2 - 3	各国の企業経営者に日本経済の発展要因とその背後に存在する日本の経営を紹介することにより、各国の産業の成長と経済発展に資することを目的とした。
29	インドネシア	鑄造技術分野裾野産業育成計画	1999.04～ 2003.04	技プロ	2 - 3	金属機械工業研究所の機能を強化し、鑄造技術分野等の裾野産業振興を図ることを目的として、試作品、巡回指導、セミナー等の実施を通じたOJTを中心に、カウンターパートへの技術移転を行う。また現地中小鑄物企業に対する直接指導を実施する。
30	インドネシア	加工食品の商品開発	2001.10～ 2002.10	SV	2 - 3	アグロ産業開発研究所が中小食品企業に対し、食品安全基準やパッケージング等、輸出基準に足る品質の向上を指導を実施するための支援として、食品安全システム、食品規格に関する助言を行った。
31	フィリピン	金型技術向上	1997.09～ 2002.08	技プロ	2 - 3	金属工業開発センターに対しては1980～1986年「フィリピン共和国金属鑄造技術センター事業」プロジェクトを実施。また1988年から1989年にかけて同アフターケアを実施した。このプロジェクトは同センターが金型技術者に対してプラスチック金型に関する研修・技術支援を提供できるようになることを目的に協力を実施した。
32	タイ	生産性向上	1994.02～ 1999.02 (フォローアップ 1999.02～ 2001.02)	技プロ	2 - 3	タイ全土に生産性運動を普及するための指導員育成のために、「生産性コンサルティング技術」、「人材育成・労使関係」及び「普及促進」の3分野でカウンターパートであるタイ生産性研究所への技術移転を実施した。1999年から「生産性コンサルティング技術」、「人材育成・労使関係」の分野でフォローアップを実施中。
33	ケニア	輸出商品開発	2000.11～ 2002.11	長専	2 - 3	従来の伝統的農産物、軽工業製品に加え、新たな付加価値の高い手工芸品等の輸出商品の開発、品質改善に関し、指導、助言を行った。
1 - 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化						
(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上						
(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援						
34	タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン	WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム	2001.07～ 2004.03(予定)	開調	1 - 1 1 - 2 2 - 1	多角的国際貿易体制の利益を享受できるよう、途上国の官民のWTO協定の実施能力の向上(各協定の理解向上、国内法の整備、情報システムの整備、紛争処理能力)を図る。
35	中国	WTO加盟支援	2001～2003年度	国特	1 - 2	WTO加盟前後に、自国の政策立案の参考となるよう、農業、サービス各分野(自由職業、流通、交通、金融等)基準認証に関する日本の制度紹介、日本における現状視察を行っている。
36	カザフスタン	カザフスタンのWTO加盟に関する専門家	1999.08～ 1999.09	短専	1 - 2	加盟交渉中であるカザフスタンに対し、WTOの基本原則及びサービス貿易に関するセミナーを実施するとともに、金融、通信、農業等重要な分野について、関係省庁と個別に加盟交渉の進捗を踏まえた意見交換、コンサルテーションを複数回行った。
(3) WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上						
37	複数国	WTO協定・紛争解決了解の運用コース	2001年度	集団	1 - 2 2 - 1	WTO協定上の義務と将来の交渉に関して概観し、紛争解決手続きをレビュー、事例の分析、事例に関するサブミッションのドラフトを通じ、紛争解決手続きの運用能力の向上を図った。
38	APEC地域	貿易救済措置行政、TBT実施行政、農業・SPS行政	2002年度	地特	1 - 2 2 - 1	AD/SG/SCM各協定の概要と実務に関する講義を実施。併せて参加者からWTO紛争事例を紹介し、議論を行う。貿易救済措置に関しては事前に研修員が自国の関連事例を調査し、取りまとめたカントリー・レポートを発表した。
39	英語圏アフリカ諸国	貿易と投資に関するWTO/JICA共催ワークショップ	2002.11～ 2002.11	第三国	1 - 2	WTOにおける投資分野の作業部会に先立ち、交渉担当官を対象にWTOにおける議論の要点を紹介、各国のスタンスについて意見交換を行った。
40	アフリカ諸国	WTOキャパシティ・ビルディング・セミナー(エジプト/JICA共催ワークショップ)	2003.02	第三国	1 - 2	投資と競争分野に関し、WTO交渉担当大臣に直接助言できるレベルの人材を対象とし、WTOにおける議論の要点を確認し、アフリカ諸国の抱える問題に関し意見交換を行った。
1 - 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備						
(1) 商取引に関する法制度整備						
41	ベトナム	法整備支援	1996～2003	長専、 研修 (技プロ)	1 - 1	各種法律(民商法、会社法、ASEAN投資法、民事訴訟法、民事執行法、海商法、独占禁止法、会社法・証券取引法、知的財産権)整備に関する司法長官との政策対話、ワークショップ、セミナー、研修員受入等を実施している。

開発課題に対する効果的アプローチ・貿易・投資促進

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
42	カンボジア	法整備支援	1999～2003	長専、 研修 (技プロ)	1 - 1	民法、民事訴訟法の草案起草、司法長官との政策対話、関連のセミナーやワークショップの実施、法務行政、檢察業務、裁判制度、弁護士会活動等に関する研修員受入等を実施。
(2) 経済インフラの整備						
43	フィリピン	生産統計開発計画調査	2000.08～ 2002.03	開調	1 - 1 3 - 2	フィリピンの経済・産業政策立案や企業経営に寄与する生産動態統計調査及びそれを基に作成される各指数の開発を行った。
44	タイ	首都圏配電網システム改善 拡張計画調査	1994～1995	開調	1 - 1	バンコク首都圏の配電システム改善計画を策定。開発調査を受け、円借款により事業が実施された
45	ベトナム	工業標準化・計量・検査・ 品質管理マスタープラン調 査	1997.02～ 1998.02	開調	1 - 1	ベトナムにおいて標準化等のシステム全体を整備し、標準化・品質管理の産業への浸透を図り、ベトナムのシステムが国際的に信頼あるものとするを目的としマスタープラン(実施機関の組織改革、計量・検査の技術インフラ発展のための提言等)を策定した。
46	エルサルバドル	ラ・ウニオン県港湾再活性化 計画調査	1997～1998	開調	1 - 1	波浪条件が緩やかな比較的大水深のラ・ウニオン県の港湾整備に関するフィージビリティ調査。円借款より事業が実現し、エルサルバドル最初の本格的なコンテナ港となった。
(3) 国内産業の事業環境整備						
47	インドネシア	中小企業振興支援	1999.12～ 2000.07	短専	1 - 1	1997年のアジア通貨危機からの回復に資することを目的として、早稲田大学社会科学部浦田秀次郎教授がシニア・レベル・アドバイザーとして、経済調整担当大臣に対し、中小企業金融、人材育成、裾野産業・輸出振興からなる政策提言を行った。
48	タイ	中小企業振興支援	1999.01～ 1999.06	短専	1 - 1	通貨危機後のタイ経済の回復のために、大蔵大臣、工業大臣の政策顧問として通産省前局長を派遣し、中小企業振興マスタープランや中小企業金融を含む政策全般について提言を行った。
49	ベトナム	中小企業振興計画調査	1999.03～ 1999.12	開調	1 - 1	中小企業振興に関する基本政策や組織がなかったベトナムに対し、中小製造業を対象とした網羅的なマスタープラン策定を行った。
(4) 人材育成						
50	インドネシア	高等教育行政	2002.10～ 2004.10	技プロ	1 - 1	インドネシア高等教育機関の運営改善、教育研究の活性化、支援事業の効果的な実施及び適切な政策決定を実現させることを目標に、高等教育機関の運営改善調査研究、日本側関係機関との連絡調整等を実施している。
51	ウズベキスタン	日本人材開発センター	2001.08～	専門家	1 - 1	民間の企業活動を活性化するための経営実務面での教育の実施及び、企業幹部や政策立案に携わる政府高官を対象とするコースを開設している。また日本語教育も実施している。
52	ヨルダン	職業訓練技術学院	1997.10～ 2002.09	技プロ	1 - 1 2 - 1	職業訓練技術学院の運営・管理体制(実施体制、訓練コース)が確立し、訓練に必要な施設、機材及び設備が整備され最適な訓練コースが実施されることにより同学院の訓練指導員の能力が向上し、それにより質の高い技術者を育成する。

技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣
 開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力
 JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア
 集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修

Box A1 1 WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム

このプログラムは日本政府のイニシアティブで提案され、2000年11月APEC関係会合において承認された「戦略的APECプラン」に基づくものであり、JICAにとっては初めてのWTOに関する大規模な協力である。APEC域内4カ国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）を対象とし、WTO協定に規定された義務・権利の履行能力の向上を目指すことを目的として実施された。具体的にはWTO主管官庁におけるWTO関連情報共有システムの構築による組織体制の整備、主要協定に関するセミナーやワークショップの開催による知識移転、今後のキャパシティ・ビルディングのための提言策定を行った。

WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラムの概要

目標：WTO協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するため、以下の活動を行う。

- (1)WTO関連政策立案者・実務者がWTO協定の履行に必要な知識を強化するための助言、技術移転活動
- (2)政府内関係機関に対するWTO協定履行能力強化のための政策提言

支援対象協定・分野	タイ (2001年8月～2002年12月)	インドネシア (2002年1月～2003年10月(予定))	マレーシア (2002年3月～2003年5月)	フィリピン (2002年11月～2004年3月(予定))
WTO協定実施に関する組織体制の強化	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築	-	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築
WTO協定全般に関する知識向上	- (協力結果に関するセミナーにおいて一部取り扱った)	- (キックオフセミナーにおいて一部取り扱った)	-	- (キックオフセミナーにおいて一部取り扱った)
農業協定 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)	-	-	農業協定及びSPS協定実施に関する現状分析 農業協定及びSPS協定の理解促進に向けた技術移転 (セミナー等) 提言策定	農業協定及びSPS協定実施に関する現状分析 農業協定及びSPS協定の理解促進に向けた技術移転 (セミナー等) 提言策定
紛争解決了解 (DSU) アンチ・ダンピング協定 (AD) 補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM) セーフガード協定 (SG)	AD/SCM協定実施に関する現状分析 AD/SCM協定に関する行政官・民間に対するワークショップ 提言策定	AD/SCM/SG協定及びDSU実施に関する現状分析 AD/SCM協定に関連する国内法・規則見直し協定に対する理解促進のためのワークショップ、セミナー 提言策定	紛争解決に関する現状分析 DSUに関する理解向上、及び交渉能力の向上及びDSUの習熟を含む能力向上のための技術移転 (ワークショップ、模擬裁判等) 提言策定	AD/SG協定実施に関する現状分析 AD/SG協定実施のための助言、指導 提言策定
サービス貿易に関する一般協定 (GATS)	GATS履行に関する現状分析・関連国内法に関する調査 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定	GATS履行に関する現状分析 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定	-	GATS履行に関する現状分析 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	TRIPSの履行状況・課題 (国内法制の整備等)に関する調査 研修カリキュラムの策定 / 研修教材の開発 トレーナーズ・トレーニング 提言策定	公共意識、履行能力の状況分析 研修教材の開発 トレーナーズ・トレーニング 提言策定	TRIPS協定履行に関する現状分析 協定に関する理解向上及び実施能力向上のための技術移転 (セミナー等) 提言策定	-
貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)	TBT協定履行に関する現状分析 TBT協定の一般的な知識向上及びTBT協定に関する個別イシューに関するワークショップ 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析・国内法規制の整合性調査 一般的な知識向上及び協定の理解促進 (TBT通報、Good Regulatory Practice等)のためのセミナー、ワークショップ 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析 TBT協定履行能力向上、国際標準活動参加のための技術移転 (セミナー等) 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析 協定義務理解及び通報義務履行に関する適切な組織・制度体制に関する助言、指導 提言策定

Box A1 2 貿易研修センター

国際貿易を促進するためには、国内の貿易関係者に対する貿易実務、マーケティング等の知識普及、海外投資情報の集積、見本市開催など、企業に対する支援サービスの充実は不可欠である。JICAでは、フィリピン、マレーシア、インドネシア、エジプトの4カ国で貿易研修センターに対する技術協力を実施してきた。

	フィリピン	マレーシア	インドネシア	エジプト
協力期間	1987～1992	1994～1999	(フェーズ1) 1988～1993 (フォローアップ) 1994～1995 (フェーズ2) 1997～2001 (フォローアップ) 2001～2002 (フェーズ3) 2002～2006 (予定)	2002～2004 (予定)
目 標	貿易研修センターが、現地企業に対して貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画、運営できるようになる。	海外市場調査、投資情報、展示・商談、広報・出版、貿易実務に関する人材育成を通して、貿易開発会社が主体的に輸出促進事業を実施できるようになる。	貿易研修センターが、現地企業に対して貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画、運営できるようになる。 2002年より実施されている協力はこれまでの協力の成果を地方に展開することを目的とする。	貿易研修センターの事業計画、機構定員計画が策定される。
活 動	貿易研修(輸出基礎、金融、輸入、契約、原価計算、輸送)、商業日本語、家具・繊維・食品検査、展示の各分野に関する人材の育成	上記分野の職員育成	・(フェーズ1) 貿易研修、商業日本語、輸出検査、展示研修の4分野における協力 ・(フェーズ2) コースプランナーの育成、インストラクターに対する情報提供、貿易関連情報の外部への提供など貿易研修プログラムの企画・運営能力向上のための人材育成 ・(フェーズ3) 地方4カ所に設立するモデル「地方貿易研修・振興センター」で、中小企業を対象として貿易実務に関する研修、海外市場情報の提供、商品展示などのサービス実施及び貿易振興に関する技術指導	・貿易研修ニーズを把握するための調査実施 ・トライアルセミナー/研修プログラムの実施 ・センターの業務量分析及び分析結果に基づく事業・機構定員計画案の作成
投 入	長期専門家(リーダー、業務調整、貿易研修、商業日本語、家具検査、衣料品検査、食品検査) 研修員受入 検査機器、コンピュータ	長期専門家(リーダー、業務調整、調査指導、情報提供指導、貿易ライブラリー運営) 研修員受入 情報システム、出版機材	長期専門家(リーダー、業務調整、国際貿易、貿易振興) 研修員受入 サーバー、パソコン、AV機器、書籍等	長期専門家(リーダー、業務調整) 研修員受入 コンピュータ、AV機器等
関連協力	無償資金協力(建屋、主要機材、24億円)		無償資金協力(建屋、主要機材、20億円)	
他	活動成果品として73種類のマニュアル類が作成された。			

付録2. 主要ドナーの取り組み

ここでは貿易・投資分野における各ドナーの取り組みを例示的に紹介する。各ドナーともキャパシティ・ビルディングの重視、包括的なアプローチの採用、他ドナーとの連携等、既に紹介した国際的な流れを実践していることが分かる。また、これらのドナーは、貿易と投資のどちらかといえは貿易の方を援助対象分野として重視しているという点が指摘できる。これは、(1) 各ドナーは途上国が適切にWTO体制に取り込まれていくことを重点的な援助の目標としており、そのWTOが一義的には貿易を取り扱う国際機関として発足していること、(2) 投資という経済活動に伴って必要とされる公的部門の機能が、貿易の場合との比較において限られており、従って政府に対するキャパシティ・ビルディングの余地が比較的少なく、明確に投資促進を目標とした協力の企画は困難であることなどの要因によるものと考えられる。なお、WTOの議論の場においては、伝統的な貿易関連のトピックに加え、国際的な投資活動のルールづくりも交渉の議題として取り上げられる方向にあり、この文脈ではWTOを中心に投資分野の協力活動も増えてきているといえる。

2.1 世界銀行グループ

2.1.1 支援方針及び支援の特徴

国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development: IBRD)、国際金融公社 (International Finance Corporation: IFC) 等のグループ内組織をまたがる形で中小企業 (Small and Medium Enterprise: SME) 部を独立させるといった組織改革に見られるように、世界銀行グループは民間セクター開発へ向けての支援に力を入れている。構造調整融資に加え、技術援助 (Technical Assistance: TA) も広範に実施しており、**民間部門の発展の基礎となる健全な政策フレームワーク**を自立的に策定できるように、**政府部門のキャパシティを向上させることを目指している。**

世界銀行グループは、経済の開放が経済の成長及び貧困の削減に貢献するとの強い信念に基づき、貿易分野の協力もこのような民間部門開発へ向けての取り組みの一環として重視している。重点協力対象分野としては、サービス分野の貿易、基準・技術規制 (standard, technical regulation)

世界銀行グループは経済の自由化が経済成長・貧困削減に貢献するとの信念の下、民間部門発展の基礎となる健全な政策フレームワーク策定のためのキャパシティ向上を支援

と貿易、貧困と貿易等が挙げられる。また、協力の対象国としては、低所得国を重点的に支援する姿勢を明確にしている。

さらに、世界銀行グループの活動の特徴として、途上国に対する直接的な協力に加え、事実の分析に基づいたアドボカシー、助言活動を通じ、「地球規模の対話」(Global Dialogue)を促進していく方向を打ち出している点が指摘できる。この一環として、国際的な通商会議への参加や“Development, Trade and the WTO”と題するハンドブックの発行といった活動を行っている。

世界銀行グループの取り組み：

- ・ Global Dialogue
- ・ 遠隔研修
- ・ WTOキャパシティ・ビルディング・プログラム
- ・ Integrated Framework (IF)

2 1 2 主な協力事例の概要

世界銀行グループの貿易分野の協力活動例としては、まず研修プログラムが挙げられる。世界銀行研究所 (World Bank Institute) にて提供される研修プログラムのほか、最近では**遠隔研修**にも力を入れており、“Global Integration and the New Trade Agenda for Africa”はその一例である。エチオピア、ガーナ、タンザニア、ウガンダの貿易関連実務者や研究者を対象に、通商政策のツールとそのアフリカ経済におけるインプリケーション、多国間通商体制、貧困と貿易の関連といったトピックについて、**ビデオ会議、途上国の大学・研究機関のファシリテーターを介したディスカッション、CD-ROMを用いた情報提供**などを通じて研修の機会を提供するものである。

世界銀行グループのキャパシティ・ビルディングに向けての取り組み事例としては、WTO交渉における途上国の参加・交渉能力の向上を目的とした「**WTOキャパシティ・ビルディング・プロジェクト**」が挙げられる。40の国・地域を対象として、英国、オランダ、イタリア等の資金協力も得て実施されているこのWTOとの連携プロジェクトにおいては、まず途上国の研究者が、国際的な専門家との協働を通じ、各地域・国ごとの通商政策の現状、多角的通商交渉の文脈においてこれらの国・地域がとり得る政策オプション及びその費用便益分析についての研究論文を作成する（このこと自体、途上国の研究能力の向上に資することが期待されている）。この研究結果はWTOの交渉議事が途上国の利害に沿った形で確立されるよう活用を図るとともに、各国の交渉担当官が多角的通商交渉の現場で活用できるハンドブックとして取りまとめられる。さらに、研究結果はマスコミ、商工会議所、NGO等の関係者とも共有され、政府関係者の政策立案に資することが期待されている。

最後に、世界銀行グループも関与している特徴的な取り組みとして、「**後発開発途上国向け貿易関連技術支援の統合的枠組み** (Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Developed

Countries: IF)』を紹介する。これは世界銀行のほか、WTO、UNCTAD、国際貿易センター（International Trade Center: ITC）、IMF、UNDPの6国際機関が中核となり、二国間のドナーの関与も得て進めている取り組みで、先進国から拠出される信託基金を原資として活動を行っている。

IFはアフリカ諸国を中心とする49カ国の後発開発途上国を対象とし、これら途上国が国際社会における独立した貿易パートナーとなり多角的通商体制に統合されていくことを目標としている。この背景には、このような目標を達成するためには、例えば単にWTO協定実施のための義務等を教えるだけでは不十分であり、国内政策や生産面の制約にも配慮して、貿易関連のインフラ、キャパシティの構築支援を行う必要があるという考えがある。

IFの具体的な協力対象国は、貿易拡大を通じた経済成長・貧困削減へ向けての政府のコミットメント、PRSPの準備状況のほか、IFが機能する国内環境にあるかといった視点も踏まえ選定されている。カンボジア、マダガスカル、モーリタニアの3カ国で試行的に適用され、現在ではこれに加えて11の途上国で活動が始まっている。

IFの実施は3段階からなる。まず、経済の競争力を評価するとともに、多角的通商体制への統合を図っていく上での制約条件を特定することを目的とした“diagnostic trade integration study”(DTIS)を実施する。次に、この調査結果に基づき、関係者との協議を通じて実行計画を策定、制約条件を克服するための政策提言や必要な技術支援活動の優先付けがなされる。最終段階として、実行計画中の政策提言はPRSPの中に取り込まれ、優先度の高い技術支援については世界銀行の支援国(Consultative Group: CG)会合等の場で予算の手当てが図られることになる。このようなプロセスを経ることにより、各ドナーは各々の得意分野に重点的にリソースを投入することが可能になり、効率的な協力の実施が期待される。

IFについては、2001年のWTOドーハ閣僚宣言においても実行可能性のある(viable)モデルとして認知され、ドナーがIFの信託基金への拠出を増やすよう求められていることもあり、今後ともその動向に注視する必要があると思われる。

2.2 WTO等国連グループ

2.2.1 支援方針及び支援の特徴

WTOの一義的な使命は貿易自由化の推進であり、WTOの技術協力活動もこの上位目標の達成に資する形で実施されている。特にドーハ閣僚会議以降、技術協力の必要性を随所にうたった閣僚宣言の内容を実施に移すた

WTOの方針：

- ・途上国が貿易自由化に対応できるように支援活動を強化
- ・他機関との連携を重視

めに、途上国への支援活動をWTOの中核的機能と位置付けるに至っている。WTOには技術協力部門（Technical Cooperation Division）があるが、途上国に対する支援をこのセクションが一元的に実施するというよりは、WTO事務局全体をあげてドナーとしての機能強化に取り組むという姿勢が明確に打ち出されている。

WTOのドナーとしての特徴としては、まさに貿易分野における多国間交渉の中核に位置していることから、途上国の技術協力に対するニーズを把握しやすい立場にある点を指摘できる。WTOによれば、途上国のニーズの高いトピックはWTOへの加盟、通商交渉の能力・技術、農業・サービス分野の交渉、新分野（投資、競争等）に関する交渉、実施問題、基準・技術的規制等とされている。またWTOの技術協力はすべての途上国を対象としうが、アフリカ諸国をはじめとする後発開発途上国に優先度があるとされている。

WTOは本来援助機関ではないことから、途上国への協力を展開していく上でのリソースを十分に保有していないことを自ら強く認識しており³、他ドナーとの連携を極めて重視している。特に、同じ国連関連機関であるUNCTAD、ITCとは緊密な連携関係にあり、WTOが開催するセミナー・ワークショップ等もこれらの機関との共催となっているケースが多い。また、ジュネーブ所在という地の利を活かして、例えば、知的所有権については世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）、関税については世界税関機関（World Customs Organization: WCO）、標準分野については国際標準化機関（International Organization for Standardization: ISO）というように、援助機関ではない他の国際機関との連携も視野に入れている点は特筆に値する。

WTOの取り組み：

- ・各国ジュネーブ代表部に対する支援
- ・アフリカ地域レベルの協力としてのJITAP

2 2 2 主な協力事例の概要

WTOのドナーとしての主要な活動は、ジュネーブに所在するという地理的な利点を活かした**各国の在ジュネーブ代表部に対する定期的助言サービスの提供、セミナーやワークショップ、研修コースの開催**であり、途上国のWTOルールに対する理解向上、多角的通商体制への参加促進を目的としている。また、ジュネーブ以外の各開発途上地域でのセミナー、ワークショップ、短期通商政策コースの開催、“How to”冊子の作成、情報技術の活用等技術協力のためのツール開発（ビデオ会議、CD-ROM等）といった協力活動についても規模を拡大しつつある。

³ この関連では、WTOの援助活動の中で最も一般的な形態であるセミナーやワークショップについて、安上がりではあるものの、その効果が累積的であるかという問題意識がWTO内にもあり、これらのプログラムをより大きな途上国の国家開発計画の枠組みの中に取り込んでいく必要性が認識されている点を指摘できる。

WTOの個別の取り組みとして、UNCTAD、ITCと共同で取り組んでいる“Joint Integrated Technical Assistance Programme (JITAP)”を紹介しておく。このプログラムは、アフリカの後発開発途上国が抱える貿易関連の人的・制度的キャパシティの不足という課題に対処するために、**8カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ケニア、タンザニア、チュニジア、ウガンダ）に対して同時に包括的な支援プログラムを提供するものである。**IFと同様、信託基金が設けられており、13のドナーが資金の拠出を行っている。実施体制については、WTO、UNCTAD、ITCの代表からなるジュネーブの調整グループとアフリカ諸国との間に2つの地域調整拠点（西アフリカのコートジボワール及び東アフリカのウガンダ）が設けられ、援助リソース投入の調整、各国のプログラム実施支援、ジュネーブとの連絡調整にあたっていることが特徴的である。またジュネーブと各国間のコミュニケーションにあたっては、インターネットの積極活用が図られている（Internet-based Communication and Discussion Facility）。

本プログラムの目標は、**多角的通商体制及びその体制が自国の貿易に与える影響についての理解を養い、多角的通商体制の義務、規律に対応できる国内の通商システムを構築し、さらに民間の貿易業者が多角的通商体制から最大限の利得を得ることができるようになることとされている。**

具体的な活動内容は、WTO関連課題に対応するための国内調整メカニズムと多国間通商体制に関する知識ベースの構築、**多角的通商体制の国家経済に対する影響分析（優先セクターの特定）、税関改革に関する技術情報支援、通商関連法制、規制の調整に関する助言、セクター、製品レベルの戦略策定、貿易関連情報、品質管理、輸出金融等輸出企業の関心に応じた技術協力、官民学の利用に資するレファレンスセンターの設立、多国間通商体制に関する訓練者、専門家のネットワーク構築等のカテゴリーに分類することができる。**

このプログラムに関し特筆すべきは、**広範な受益者の参画に特徴付けられる協力の「プロセス」である。各国においてステアリング・コミッティ（関係者連絡会議）が形成されており、具体的な政策立案のほか、技術支援、トレーニング、ワークショップやセミナー等を通じ、関連省庁、貿易振興機関、商工会議所、学術機関、一般市民等、幅広い関係者間のコミュニケーションの深化、ネットワークの形成が図られている。**各関係者の責任分担を通じ、貿易政策を策定するプロセス自体を構築しようとする試みがなされている。

また、本プログラムは複数国で同時に実施されているものであることが

ら、効率的なリソースの活用、運営面における規模の経済、各国の成果に関する情報共有といった、いわば「シナジー効果」が得られるとともに、各国間に構築したネットワークはプログラムの終了後も持続的に活用されることが期待されている。

以上説明した8カ国に対するJITAPの成果は一般に肯定的に評価されており、WTO、UNCTAD、ITCは2003年より対象国を拡大し、新たな8カ国（ボツワナ、カメルーン、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、ザンビア）を加えた計16カ国を対象として、JITAPフェーズ2を開始した。

2 3 米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）

USAIDの方針：

- ・物理的、人的、制度的キャパシティの形成・向上を支援
- ・米国企業と途上国とのリンク強化

2 3 1 支援方針及び支援の特徴

USAIDは機能別局（functional bureaus）の一つとして経済成長・農業・貿易局を設置しており、貿易関連の援助が重視されていることがうかがわれる。途上国が物理的、人的、制度的キャパシティの形成・向上を通じ、多角的通商システムに統合されていくプロセスを支援していく姿勢を明確にしている。具体的な活動内容は多岐にわたっており、以下のように分類されている。

- WTO認知と加盟（WTO Awareness and Accession）
- WTO協定（WTO Agreements）
- 貿易促進（Trade Facilitation）
- 人材と労働基準（Human Resources and Labor standard）
- 金融セクター開発（Financial Sector Development）
- 貿易関連インフラ開発（Trade-Related Infrastructure Development）
- 環境（Environment）
- 競争政策（Competition Policy）
- 農業開発（Agricultural Development）
- サービス（Services）
- ガバナンス及び機関間調整（Governance and Inter-Agency Coordination）

インフラといったハード面の協力分野まで「物理的なキャパシティ・ビルディング」と位置付けている点が特徴的といえよう。

上記に関し、より具体的な内容を例示的に示すと、WTO認知と加盟に

については、WTO体系に整合的な国内制度構築のための技術アドバイザーの派遣、意識喚起のためのワークショップの開催等を行っている。また、貿易促進のカテゴリーに関しては、信頼できる市場情報と統計を提供できる公的機関のキャパシティ強化やビジネス界の意向を代表する民間貿易機関の育成（米国企業との関係強化）、あるいは小規模事業者に対する情報技術の導入を目指している。すなわち、日本の協力においてはJETROが実施しているような活動まで、USAIDがカバーしている。

USAIDの取り組み例：

- エジプト貿易改革支援
- ・輸出業者から成る民間団体の設立・運営支援
 - ・貿易省に対するキャパシティ・ビルディング支援
 - ・現地の学識経験者の活用

2 3 2 主な協力事例の概要

USAIDの具体的な活動事例として、エジプトにおける「貿易改革支援」プロジェクトを紹介する。このプロジェクトにおいては、輸出業者から成る民間団体の設立・運営支援を行い、輸出セクター強化による経済成長促進を目指している一方、貿易省の能力向上支援も行っており、貿易政策・規制に関するフレームワークの改善を通じて、エジプト経済を国際的な貿易・投資環境に適合させることを目指している。貿易省内にWTOユニットを設置し、国際ルールに対応可能な省内・省庁間のメカニズムを形成するとともに、外国貿易局に対しては、情報技術の導入を通じた行政機能の効率化・自動化を進めている。

具体的なプロジェクトへの投入は日本の協力事業と大差なく、専門家の派遣や研修機会の提供から成っているが、「制度構築」の専門家を派遣している点や、**現地の学識経験者をアドバイザーとして活用している点**が特徴である。

付録3. 基本チェック項目

チェック項目 / 指標	備 考
(WTOの協議の場におけるプレゼンスの拡大)	
紛争解決手続き利用数 (紛争案件数)	申立数、被申立数、第三国参加数 出所：経済産業省「不公正貿易報告書」、 出所：WTOホームページ、 (http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_e.htm)
(自国政策における自由貿易の取り込み)	
貿易制限的措置数	WTOの貿易政策審査 (TPR) 時に指摘される貿易上の問題点 (国内助成措置、輸出補助金) 等 出所：WTO「Annual Report 2002」
自由貿易協定数	出所：UNCTADホームページ、 (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1914&lang=1)
AD (アンチ・ダンピング) / SG (セーフガード) 措置発動数	出所：WTO「Annual Report 2002」
(行政担当官及び関係者のWTO協定内容に対する理解の進展)	
TBT (Technical barriers to trade、貿易の技術的障害) 通報件数	強制規格等 出所：日本貿易振興会ホームページ (http://www.jetro.go.jp/se/jjousa/wto/) 出所：WTOホームページ (http://www.wto.org/english/tratop_e/tbt_e/tbt_e.htm)
模倣品取り締まり件数 (日本企業の被害例等)	出所：特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/indexj.htm) 出所：WIPOホームページ (http://www.wipo.org/ipstats/en/)
(貿易量・構造の動向⁴)	
貿易額	輸出入額、貿易収支、経常収支 出所：INTERNATIONAL FINANCIAL STATISTICS YEARBOOK, IMF 出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1914&lang=1)
貿易額 (各国別、地域別、経済圏別)	出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1584&lang=1)
貿易構造 (各国輸出先内訳、輸入元内訳 / 各国商品別)	出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1584&lang=1)
日本の貿易関連指標	日本との貿易関係を調べるための指標 出所：税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/toukei/info/topmenu_j.htm)

⁴ 備考欄には詳細なデータを得るための統計資料を挙げているが、各国の貿易量・構造等の概要を知るには総務省の「世界の統計」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>) や日本貿易振興会「海外情報ファイル」(<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>) が手軽で便利。

チェック項目/指標	備 考
(貿易関連政策・制度の整備状況)	
WTO・他協定加盟状況 貿易管理制度 ・管轄官庁 ・輸入品目規制、輸入地域規制 ・輸出入関連法、輸出入管理 関税制度 ・管轄官庁 ・関税体系、品目分類 ・関税の種類、課税基準 ・関連法 輸出入手続き ・輸出入許可申請	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会ホームページ海外情報ファイルより入手可能 ⁵ 。 出所：日本貿易振興会ホームページ (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
(貿易関連の手続きに関する日系企業の評価)	
各国・地域の貿易・投資上の問題点	出所：各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 (日本機械輸出組合ホームページ) (http://www.jmcti.org/mondai/top.html) 日系企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題をまとめたもの。 出所：アジアの投資環境比較 (JETRO) アジア諸国・地域の投資環境を、投資為替制度と投資コスト、産業基盤整備状況、人材・技術開発状況、情報インフラ整備状況、物流インフラ整備状況といった分野に分け、横並びに比較したもの。
(投資額・件数の動向)	
直接投資受入額 推移	UNCTAD World Investment Report (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intlItemID=1397&lang=1)
直接投資受入額 対内直接投資 (国別・業種別) 対外直接投資 (国別・業種別)	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会のホームページ海外情報ファイルより入手可能。 (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
直接投資受入件数・推移 (含む撤退件数) 進出外国企業数 進出企業国別内訳 規制緩和件数 外国投資企業の生産額のGDPに占める割合 外国投資企業雇用者数・伸び率	直接投資の現状及びその環境を把握する上で重要な項目。 途上国の場合、データ自体の整備状況も悪くホームページ上での入手は、困難な場合が多いが、各国の投資関連機関、統計局等に照会する。
(投資関連政策・制度の整備状況)	
投資促進機関の有無 外資に関する規制 ・規制業種・禁止業種 ・出資比率 ・外国企業の土地所有の可否 ・資本金に関する規制 ・その他規制 外資に関する規制 ・奨励業種 ・各種優遇措置 税制 ・法人税 ・二国間租税条約 ・その他税制 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 ・外国人就業規制 ・在留許可 ・現地人の雇用義務 現地での資金調達制度 為替管理と外貨交換制度 技術・工業及び知的財産権供与にかかわる制度 外国企業の会社設立手続き	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会ホームページ海外情報ファイルより入手可能。 (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
(当該国の投資環境に対する対外的評価)	
国際金融機関や格付け機関による評価	世界銀行 World Development IndicatorsのInvestment Climateの欄に複数の機関による評価・格付けが記載されている。

⁵ 国によっては、データが入手できない項目がある。またこのサイトでは各国の基礎データ (政治体制、経済状況等)、統計 (GDP、消費者物価上昇率、失業率、貿易収支、為替レートなどの基礎的経済指標) 等も入手可能。複数の国を比較するような形での印刷機能も付いている。

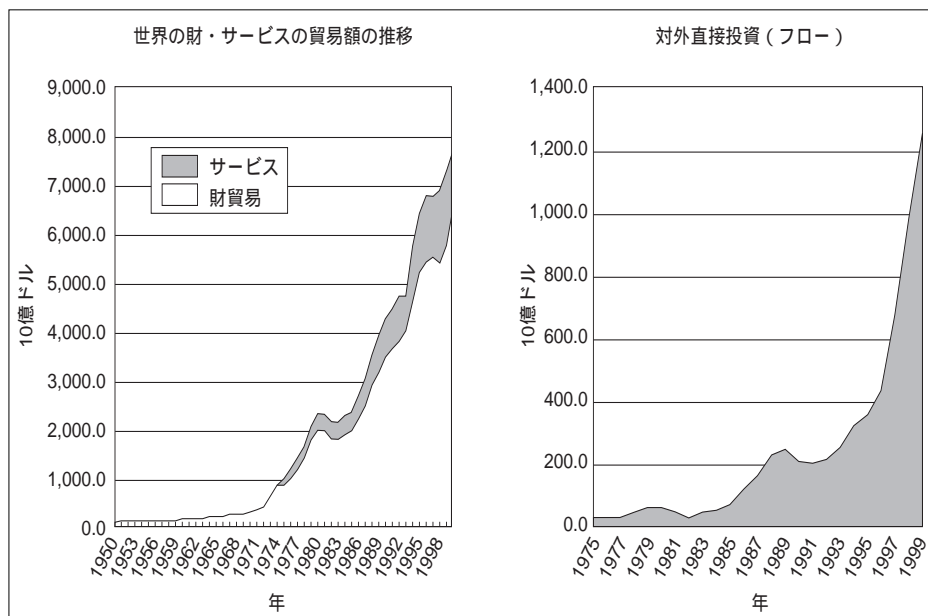
付録4. 地域別の現状と優先課題

貿易・投資の概観：
GATTでの貿易障壁撤廃の取り組みや通信・輸送分野の技術進歩によりグローバル化が急速に進み、貿易額や対外直接投資額が急速に伸びている。

4 1 世界の貿易・投資の概観

第2次世界大戦後、貿易や直接投資を中心として国際経済活動が活発に行われた頃から、経済のグローバル化は急速に拡大した（図A 4 1 参照）。第2次大戦以降のグローバル化の進展の要因には、「関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariff and Trade: GATT）」の下での8回の多角的貿易交渉による貿易障壁撤廃への取り組みや、通信・輸送分野における技術進歩等が指摘されている。

図A 4 1 世界貿易（財・サービス）・対外直接投資の推移



出所：IMF（2001）International Financial Statistics 2001

次に貿易（財貿易の輸出額）、直接投資の内訳を示すのが、表A 4 1である。貿易においては、図A 4 1のように総額としては大幅な伸びを示しているものの、アフリカに関しては1973年から2001年の間でその割合がむしろ減少しているという状況がある。直接投資については、流入先の80%以上及び輸出国の90%以上が先進国であり、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development: OECD）加盟国の対外投資の内訳を示すものである。表A 4 1から、OECD加盟国から

表A4 1 対外投資と財貿易（輸出）の地域別内訳⁷

OECD加盟国の対外投資：地域別内訳（％）

	1985	1990	1995	2000
世界全体	100	100	100	100
うち				
OECD加盟国	68.6	80.2	79.7	84.6
OECD非加盟国	31.4	19.8	21.3	12.9
うち				
アフリカ	0.7	0.1	0.9	0.7
アジア	3.5	5.4	7.5	2.8
ヨーロッパ	0.0	0.2	1.1	1.3
中南米 及びカリブ海諸国	14.9	8.0	7.1	6.4
中近東	0.3	0.4	0.6	0.1
非配分	12.0	5.7	4.2	1.6

世界の財貿易（輸出）：地域別内訳（％）

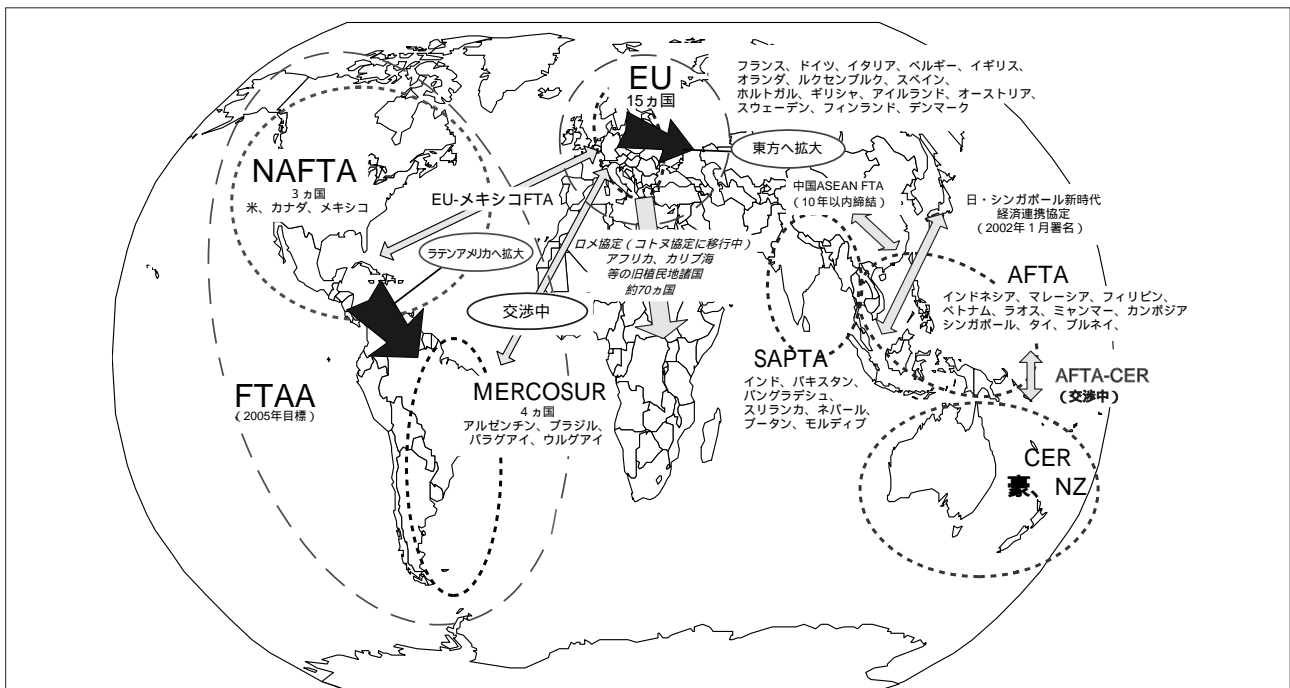
	1973	1983	1993	2001
世界全体	100	100	100	100
うち				
北米	16.9	17.8	19.8	22.5
中南米	4.7	4.5	5.2	6.1
西欧	45.4	40	43.1	40.3
アジア	14.9	18.5	23.4	21.9
アフリカ	4.8	4.6	2.6	2.2
中東	4.1	6.3	3.4	2.9
中・東欧/ バルト/ CIS諸国	9.1	8.4	2.9	4.3

出所：WTO（2002）*International Statistics 2002*

出所：OECD（2002）*Foreign Direct Investment for Development：Maximising Benefits, Minimising Costs.*

非加盟国に流入する直接投資の3分の2はアジアと中南米諸国に対するものであり、アフリカ⁶、中近東においてはこの15年間、非常に低い割合のまま推移していることが分かる。

図A4 2 世界の主な貿易協定



出所：「産業空洞化」と関税政策に関する研究会（2002）『「産業空洞化」と関税政策に関する研究会座長報告 資料編』p.108
財務省ホームページ（http://www.mof.go.jp/singikai/sangyokanze/tosin/sk1406mt_96.pdf）

⁶ アフリカ諸国が外国からの投資を引き付けられない理由を探る研究はいくつか行われており、OECD（2002）にいくつか紹介されている。

⁷ 左表と右表とでは地域割りの概念が異なるため、単純比較はできないものの、直接投資、貿易（輸出）の内訳を大まかにとらえるには有効と思われる、この2つの表を引用した。

グローバル化が進展する一方で地域化（リージョナリズム）の動きも活発化しており、特に1990年代以降、自由貿易協定（FTA）は世界各国・地域に広がり、2002年6月末時点までにGATT/WTOに通報されたものは143に上る。特に欧州や南北米大陸でのFTA締結の動きが活発である（図A4-2）。

4-2～4-7では、各地域のWTO、FTA、地域経済統合とのかかわりや主要貿易・投資相手国とのつながり等の概況と援助実施の方向性について、整理を行った。

4-2 東南アジア地域・中国

アジア諸国の貿易投資を考察する場合、第2次世界大戦後に著しい経済発展を遂げた東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）加盟国と21世紀の経済大国の有力候補と見なされている中国が、開発課題を検討する上においても着目される。なお、中国はASEANに対し、中国・ASEAN自由貿易地域構想を提案しており、2001年11月の中国・ASEAN首脳会議において10年以内にFTAを設立することが合意された。

4-2-1 ASEAN諸国の概況

（1）ASEANの成り立ち

ASEANは1967年の5カ国（インドネシア・シンガポール・タイ・フィリピン・マレーシア）による発足以降、加盟国が順次増加し、現在では10カ国の体制となっている（1980年代のブルネイ加盟以後、1990年代にベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが新規に加盟）。

ASEAN発足の目的の一つに、経済発展のための域内協力がうたわれており、2002年までにASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）が創設され、現在では原加盟5カ国にブルネイを加えた6カ国が域内の国々との通商において、一部の例外を除き、原則的にすべての域内産品の関税を0～5％に引き下げ、**域内貿易の自由化**を図っている。投資についても目標年次を定めて、原則全業種に対して、投資を自由化するとの方針をもっている。新規加盟の5カ国の貿易・投資についても、それぞれ目標年次を定めて開放・自由化を順次進めていく方針である⁸。

⁸ 1992年のASEAN首脳会議において、AFTAの設立が合意され、現在では原加盟5カ国及びブルネイにおいて原則すべてのASEAN産品の関税率を0～5％としており、新規加盟4カ国についても、ベトナムは2003年、ラオス、ミャンマーは2005年、カンボジアは2007年までの関税率引き下げが目標年次として合意されている。関税引き下げの対象外としているのは、国家安全保障、公共の安全面の配慮に係る品目等極めて限定されており、引き下げ対象は域内貿易額

(2) ASEAN諸国の経済発展

ASEAN諸国では、1980年代から1990年代前半にかけて、貿易と直接投資の流入が著しく伸びた。この急速な伸びと並行し、域内貿易と域内直接投資も大幅な増加を見せた。ASEAN地域で形成された貿易と投資の関係は、域外諸国に対しても開かれているという特色がある。ASEAN地域においては、貿易の自由化を通じた輸出拡大策が取られてきており、その反応として外国企業はASEAN地域に輸出の拠点を設置した。その結果、同地域の直接投資と輸出が拡大してきた。この投資と貿易の拡大の結果として、ASEANの国々は国際競争力があるものとの評価を得、さらに直接投資を引き付けるという良循環が形成され、経済成長を達成してきている⁹。

(3) 貿易・投資の現状

2001年の貿易統計では、ベトナム以外のASEAN諸国においては、輸出・輸入とも軒並み2000年実績を下回る結果となっている。これは、世界的IT不況、主要輸出先である欧米諸国及び日本の景気不振や労働集約型産業の競争力低下、原油などの国際市況の軟化などの影響が各国の貿易に現れたためである。ベトナムは輸出全体では5.5%の伸びであったが、米越通商協定締結への期待感から米国向け輸出が前年比45.4%と急増した。

2001年の海外直接投資受入では、政情不安や2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降のイスラム教に対するマイナスイメージなどから前年比41.5%減の激減となったインドネシア、4年連続で投資が減り2001年は前年比27.3%減であったフィリピン、外資法制定以来最低水準となったマニラ等、大幅に投資が減った国、8.7%減のシンガポール、5.2%減のマレーシア等、中程度に減少した国、1.4%の微減でほぼ横ばいのタイというように、国によって実績にばらつきが見られる¹⁰。

の85%以上を占めることになる。

1998年のASEAN経済閣僚会議において「ASEAN投資地域枠組み協定」の署名が行われた。本協定の目的は、(i) 域内及び域外からの投資促進、(ii) ASEANを魅力的な投資地域とするための協同の取組促進、(iii) ASEAN経済の競争力の強化、(iv) 域内における投資の障害となる規則・条件の軽減、の4つである。また、特色としては、加盟各国ごとの域内・域外からの投資促進及び投資自由化に向けた協力プログラムが作成されていること、一部の例外業種を除いて2003年までに他の加盟国の投資家に対する内国民待遇を適用し、2020年までにすべての国の投資家に内国民待遇を適用するという努力目標が設定されていること、やはり一部の例外を除いて、2010年までの加盟国間の投資をすべての産業に対する自由化し、2020年までにすべての国にこれを拡大するとの方針であること、資本や熟練労働、プロフェッショナルの域内の自由な移動が挙げられる。(出所：外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/index.html>))

⁹ 青木昌彦・寺西重郎編(2000)第7章「東アジアにおける貿易と投資の地域依存パターンの変化」(浦田秀次郎・瓜生不二夫・米川進)

¹⁰ 日本貿易振興会(2002b)

4 2 2 中国の概況

(1) 中国の経済発展

1992年1～2月の鄧小平氏の南方視察における重要講話を契機として改革・開放政策が加速化され、同年10月の第14回党大会では「社会主義市場経済」という新たな概念が提起され、1993年3月の全国人民代表大会ではこれが憲法に盛り込まれるなど、中国経済の「市場経済化」の方向が定着した。

1998年3月には、江沢民国家主席が再選されるとともに、李鵬全人代常務委員長、朱鎔基総理らの指導部を選出、国有企業改革、金融体制改革、行政機構改革の3大改革に積極的に取り組んでいる。

2001年末のWTO加盟を契機に、対外経済は順調に推移している。第3四半期までの輸出入総額は4451億ドルで18.3%の増加。1～9月の対外直接投資も高い伸び（契約額684億ドルで38.4%増、実行額396億ドルで22.6%増）を示している。また、2002年11月の党大会における党規約改正により、中国経済の牽引役としてますます期待される私営企業主等が「中国の特色ある社会主義事業の建設者」として中国共産党へ入党する道が正式に開かれた¹¹。

(2) 貿易・投資の現状

2001年の貿易を見ると、中国の輸出は前年比6.8%増、輸入が8.2%増であったが、これは、世界経済の低迷、経済の牽引役である米国の9月11日同時多発テロ等の影響を背景として、中国の貿易の伸び率も鈍化傾向を示したものと見える（2000年は前年比27.8%の輸出増加があった）。

一方、海外直接投資の受け入れでは、世界の直接投資に占める中国の比率は1994年の13.5%をピークに減少傾向にあるが、2000年には3.2%、2001年には6.2%のシェアとなっている。

WTO加盟に関しては、中国は計2,300本にも及ぶ法令の見直しを行い、830本を廃止し、325本を改正したといわれている。投資関連では、基本法である「中外合資経営企業法」（合弁法）、「中外合作経営企業法」（合作法）、「外資企業法」（独資法）の3法とその実施細則が2000年から2001年にかけて改正された。主な改正点は、i）外貨バランス維持義務の廃止、ii）ローカルコンテンツ（現地調達率）要求の廃止、iii）輸出義務要求の撤廃、iv）企業の生産経営計画の政府への届け出規定の削除などである。

さらに、中国政府は「奨励・許可・制限・禁止」の4分類から成る外国投資産業指導目録を発表し、2002年4月から施行した。これにより、制限

¹¹ 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>）

業種を112から75に縮小、奨励業種を186から262に拡大した。2002年上半期の直接投資は前年同期比18.7%増となり増傾向が出てきている。

なお、中国はWTO加盟国の一員としての義務の履行を進める一方、権利を行使して国内産業を保護することが可能となり、中国が提訴するアンチ・ダンピング案件が急増している（WTO加盟後半年間で7件発動された）¹²。

4 2 3 課題

ASEANについては、1990年代と同様、貿易と直接投資を促進するための自由化政策を継続することが必要である。そのためには、直接投資の障害となる**未整備なインフラ**（輸送や通信といったハードインフラと、良好に機能する統治システムといったソフトインフラの両方）や**良質な人的資源の不足**に対し早急な改善策が必要となっており、これらに対する支援が求められている。さらに、1997年からの通貨・経済危機の原因となった脆弱な金融システムや不適切な為替政策の改善が必要である¹³。

また、ASEANと中国に共通する貿易・投資における課題として、**知的財産権保護**に関する問題がある。中国での現状として、2001年11月のJETROによる3,265社の日系企業へのアンケート調査¹⁴では、回答企業の54%が模倣品による被害を訴えており、中国の貿易投資上の課題として、知的財産権保護に関する取り組みが挙げられる。

4 3 南西アジア地域

4 3 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

南西アジア地域は、**大国インドとそれ以外の国**の間で、**政治的・経済的規模の圧倒的な格差**がある。**各国の経済とも農業が中心**であり、工業のGDPへの貢献度は大きくない。この地域はインドをはじめ多くの人口を擁し、潜在的市場としての魅力は大きいものの、各国とも電力、道路、鉄道などのインフラ整備が遅れており、投資促進や貿易振興の障壁となっている。また、多くの国がWTOに既に加盟しており、自由化に向けた取り組みが見られるが、**外国人・外国企業を対象とした恣意的な課税、国内権益保護のための諸制度等**がいまだに存在することが課題となっている。

¹² 日本貿易振興会（2002b）

¹³ 青木昌彦・寺西重郎編（2000）第7章「東アジアにおける貿易と投資の地域依存パターンの変化」（浦田秀次郎・瓜生不二夫・米川進）

¹⁴ 日本貿易振興会（2001）

特に域内の大国であるインドに関しては、GDPに占める対外貿易の割合は1998 - 99年で25%と小さいことから、輸出振興のインセンティブが低く、逆に国内産業を保護し、結果として国際競争力が低下するという悪循環が生じている。また、同国では、近年ソフトウェア産業の発展が注目されているものの、ソフトを支えるコンピュータなどハード面の産業が発展しておらず、外国投資の誘致が必要となっている。

南西アジア地域での**域内協力の枠組み**としては、1985年に結成された**南アジア域内協力連合**（South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC）がある。貿易関係では、その枠組みの下で1995年に**南アジア特惠貿易協定**（South Asian Preferential Trade Agreement: SAPTA）が締結され、貿易の活発化及び域内協力の強化を目指して、関税を互いに引き下げること合意、以降、第2ラウンド、第3ラウンドの交渉を経て、過去5年間の対象品目を拡大してきた。また、SAPTAの発展形態として南アジア自由貿易地域（South Asian Free Trade Area: SAFTA）条約が検討されているが、インドとパキスタンの緊張により検討が進んでいない状況である。インド以外の加盟国にある根強い「インド嫌い」の感情や加盟国間の政治的・軍事的対立、農産物（穀物や紅茶など）を中心とした類似の経済構造による競合関係など、将来の域内協力体制の構築や域内貿易の活性化には多くの課題が残されている。

他方で、**民間ベースでの域内協力の動きは継続**している。なかでもインド商工会議所などのイニシアティブの下、インド東地域、バングラデシュ、ネパール、ブータンをカバーする**南アジア・サブリージョン経済協力**（South Asian Subregional Economic Cooperation: SASEC）の枠組みは注目されており、米国、カナダやアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）が協力している。

域内のFTA協定締結の動きは、インドを中心に活発である。インドはネパール、スリランカ、ブータンとFTAを締結し、また、モルディブ、バングラデシュと締結する動きもある。

（2）主要貿易・投資相手国とのつながり

輸出の相手国は米国やEUが中心であり、主に農産物、繊維製品、宝石等を輸出している。特にインドに関しては、ソフトウェア関連の伸びが著しく、「ルック・イースト政策」以降、ASEAN諸国との貿易量も増加している。また、**中国からの輸入の伸びが顕著**であり、**中国製品の急速な浸透が国内産業に打撃**を与えている。

4 3 2 課題

以上を踏まえ、南西アジア諸国では、貿易振興・投資促進に関し、以下の方策が重要と考えられる。

(1) 投資促進、貿易振興をするための基礎的なインフラの整備

上述のように電力、運輸など基礎的なインフラの不備が貿易振興・投資促進の足かせとなっている。まずこれらインフラ整備のために、有償・無償資金協力を念頭に置いたマスタープラン策定やフィージビリティ調査等の協力が重要である。また、広大な市場を背景に卸電力事業者 (Independent Power Producer: IPP) など民間資本が進出する動きが活発なことにも留意し、これらとの連携を図る必要がある。

(2) 自由で公正な法制度整備

投資誘致のもう一つの障壁である複雑で恣意的な税体系、国内権益保護のための諸制度、不透明な行政手続き等を改善し、自由で円滑な企業活動を確保するための協力が重要である。

(3) 産業構造の転換や競争力強化を促す産業振興策

同地域の主要輸出産品を現在の一次産品や軽工業製品からさらに付加価値の高い工業製品へとシフトしていくための輸出志向型産業の振興政策策定を支援するとともに、これら産業のための資金的・技術的支援が重要である。また自由化に伴う国内産業への影響を緩和するために、国際市場のみならず国内市場も視野に入れた競争力強化に向けた技術的支援が重要である。

4 4 中東地域

4 4 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

中東地域は、その豊富な石油・ガス資源が特色といえるが、その資源の多寡により、大きく「産油国」(サウジアラビア、アラブ首長国連邦など)と「非産油国」(ヨルダン、シリアなど)に分類される。

産油国では、その産業構造は、石油、エネルギー関連の国営・公営企業が大きな割合を占めるモノカルチャーな状況である。これらの国の多くは、貿易収支が黒字であり、所得水準も中進国レベル以上であるが、原油価格の変動に大きく左右される経済構造により、所得水準に比べ実際の開発の進展が遅れている。一方、非産油国は安価な労働力を活かした労働集約型

の製品が輸出の中心を占め、所得水準などの経済開発指標も産油国に比べ低くなっている。

また、中東地域では、2000年から2010年にかけての**労働力人口の増加率が年間3～4%と他の途上国よりも高く**、年間400万人の若年労働力が市場に参入することが見込まれており、民間部門の開発と雇用の創出が急務となっている。

このような背景の下、各国は、国有企業の民営化、産業の多角化といった経済構造改革を課題とし、そのための貿易振興・投資促進に向けた取り組みを活発化している。しかしながら、**安定性を欠いた政策運営や政策面での公的部門の優遇、法律・諸規則の整備の遅れ、ネポティズム（縁故主義）、金融市場の未発達、汚職の蔓延などにより、貿易振興・投資促進は思うように進展していない。**

地域経済圏構築への動きは、アラブ連盟の枠組みで1950年代に締結された共同防衛・経済協力協定が始まりといえるが、その後、1990年代に入り、サウジアラビアなどを除き**中東諸国の多くがWTOに加盟、それに伴いアラブ諸国の通商外交の取り組みも加速化している。**現在の枠組みとしては、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council: GCC）（産油国中心）、アラブ共通市場（Arab Common Market: ACM）（エジプト、イラク、ヨルダン、リビア等）、アラブ・マグレブ連合（Arab-Maghreb Union: AMU）（モロッコ、チュニジア、アルジェリア等）が挙げられる。GCCは2003年を目標とした加盟国間での共通関税の創設への合意や、2005年までの共通通貨導入を計画、EUとのFTA交渉も実施するなど活動は活発な一方、ACM、AMUは活動が停滞気味である。また、将来に向けた取り組みとして、これらをまたがる**大アラブ自由貿易地域（Greater Arab Free Trade Area: GAFTA）**構想がある。GAFTA構築への動きについては、1998年にその創設に向けて合意、合意事項の中には、1998年からの10年の移行期間で年10%の関税率削減により2007年までに関税率をゼロにすることなどを含んでいる。なお、FTAについては、イラン、モーリタニア以外のほとんどの国が関係している。

これら活発な**中東諸国における通商関係強化の動向の課題としては、その対象が、物品の輸出入に関する障壁をなくすというレベルにとどまっている場合が多い点**である。今後、サービス貿易や制度改革につながるような合意を模索していかない限り、その経済効果は限定的となる可能性がある。

(2) 主要貿易・投資相手国とのつながり

中東諸国は、米国、日本が2大貿易相手国で、EUとも関係が深い。2002年の時点では、米国がヨルダンをはじめとするアラブ諸国とFTAを締結しようとする動きや、EUが2010年を目標にEU・地中海自由貿易地域(EU-Mediterranean Free Trade Area: EMFTA)の締結を計画し、アラブ諸国への貿易投資の拡大を目指していることが特筆される。

4 4 2 課題

以上を踏まえ、中東諸国における貿易振興・投資促進に関しては、以下の方策が重要と考えられる。

(1) 民間活動を円滑化・活発化させるための法制度整備・民営化の推進

中東諸国で投資促進を支援する際には、まずは投資関連法を整備し、投資の自由化・円滑化を図るとともに、その一環として国営・公営企業を民営化し、これら産業に対する市場アクセスを広げることにより、国際競争力を付けていくことが求められる。

(2) ガバナンスの強化

中東諸国では、不安定な政策運営や汚職の蔓延が問題視されていることから、紛争処理制度の構築、汚職の摘発などガバナンスの強化が重要である。

(3) 製造業を中心とした外国投資の誘致、輸出振興

モノカルチャーな産業構造を脱却するためには、製造業を中心とした外国投資の誘致とその製品の海外市場への輸出振興が必要であり、援助としても成長のターゲットとする産業の選定やその振興政策の策定に関する支援が重要である。

(4) 雇用の創出

今後10年間にわたり若年労働力が急増することから、投資促進・輸出振興の政策とともに、適切な雇用政策の策定支援や、労働力の質の向上を目指した教育や職業訓練の充実など人的資源の開発への支援を重視する必要がある。

4 5 アフリカ地域

4 5 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

内戦による政情不安、低レベルのガバナンス、割高な為替レートなど市場歪曲的な経済政策、インフラや官民の人的資本の不足等の要因により、経済のグローバル化あるいは多国間通商体制による利益を最も享受できていない地域といえる。多くの国が典型的なモノカルチャー経済であり、高付加価値製品の生産が困難であることから、急激な貿易の自由化はこれらの国から産業発展の機会を奪い、比較優位のある一次産品の輸出国としての地位に固定化する危険性がある。また、国家財政の比較的多くの部分を関税収入に頼っているケースが多いことから、急激な貿易自由化は国家財政の悪化を招きかねないという問題を抱えている。一方、上述の諸要因により、先進国からの投資誘致が思うように進まず、積極的な外資受け入れにより技術力向上といったメリットを享受して発展しつつあるアジア諸国等との格差はますます広がる傾向にある。

(2) WTO体制への参画、地域経済統合の状況

アフリカ諸国の多くはWTOの原加盟国である¹⁵。しかしながら、政府部門のキャパシティ不足から、通商交渉の場において上述のような問題点を踏まえて効果的に交渉に参加することが困難な状況にあり、またWTO協定に伴う義務の履行に関しても深刻な問題を抱えている地域である。

他地域との経済関係に関しては、ロメ協定により、植民地時代の宗主国から成る欧州連合（European Union: EU）市場に対する特恵的アクセスが認められてきたことが特筆に値する¹⁶。事実、EU諸国との取引高はアフリカ地域の総輸出額の48%、総輸入額の47%（2001年）を占めており、両地域の結び付きの強さを物語っている。一方で、アフリカ域内の貿易は輸出額ベースで8%にとどまっており、日本との関係においては総輸出額、総輸入額双方の3%を占めるに過ぎない。

4 5 2 課題

(1) 国際機関等との協調

付録2で紹介したとおり、各ドナーはアフリカ地域を主要な対象として

¹⁵ WTO未加盟国はエチオピア、エリトリア、赤道ギニア、リビア、サントメ・プリンシペ、リベリアの6カ国、加盟申請中の国はセーシェル、アルジェリア、カーボヴェルデ、スーダンの4カ国である。

¹⁶ なお、ロメ協定は2000年に失効し、新たに両地域間のより双務的なパートナーシップ関係を志向したコトヌ協定が締結されている。

IF、JITAPといった包括的アプローチに基づく協力活動を展開している。わが国の協力を検討するにあたっては、これらの取り組みとの関連に留意する必要があるとともに、望ましくは積極的な連携を通じ、日本として比較優位のある協力分野を見いだし、ドナーの活動を補完していくべきであろう。

また、案件の計画・実施にあたっては、アフリカ諸国の主要な貿易相手であるEU諸国の二国間ドナーとの協調を図ることも有益であろう。

(2) 基礎条件整備の重視

上述のような複合的要因がそもそもアフリカ諸国の貿易・投資の伸びを阻んでいることを考慮すれば、開発戦略目標2、3に示すような積極的な政府の介入を伴う貿易振興、投資誘致支援よりも、**まずは開発戦略目標1を念頭に、これらの経済活動が盛んになるための基礎条件整備に力を入れるべきである**。仮に、政府介入的な取り組みを支援する場合においても、ドナーや先方政府と協調しつつ、協力のプロセスを重視し、全体計画の中での位置付けを明確にした上で、進めるべきであろう。

また、アフリカ諸国の現状を鑑みれば、実体経済面での著しい改善を短期的に期待することは現実問題として困難である。この意味でも、従来型の輸出振興・投資誘致を前面に打ち出したプロジェクト形成は、事業の成果を指標で明確に示すことが求められる昨今、賢明とはいえないものと思われる。

(3) 地域的取り組みの推進

日本経済との結び付きがアジア諸国と比べて弱く、一国に投入できる援助リソースも限られていることに鑑みれば、**個別の国に対する援助を企画するよりも、第三国研修等のスキームを用い、地域全体に裨益するような案件形成を行っていくのが現実的である**。特定の国の事例をケース・スタディとして共有するといったアプローチが積極的に探られるべきと思われる。また、アフリカ開発銀行(African Development Bank: AfDB)や国連アフリカ経済委員会(Economic Commission for Africa: ECA)といった地域レベルの国際機関との連携を図ることも有益であろう。

(4) 政治的配慮の重要性

アフリカ地域は国の数も多く、潜在的にこれらの国の意向がWTO等における国際的な議論に大きな影響を与える可能性がある¹⁷。よって、**先進**

¹⁷ 特に、農業貿易分野については、農産品の輸出国であるアフリカ諸国と、自国の農業の保護を図りたい先進諸国との間には深刻な利害の対立がある点に留意が必要である。

国としては、**アフリカ諸国との意識の共有を図りつつ、国際公共財ともいえる多国間通商体制の維持を図ることが重要**である。アフリカ諸国に対する貿易・投資分野の協力活動は、(ドナーの意識にかかわらず)先進国と途上国間の通商上の利害関係に影響を与えうるという意味で政治的色合いを孕んでいるので、**ドナーとしては協力内容の中立性が確保されるよう留意**すべきであろう。

また、最貧国が集まるアフリカ地域は、日本のODA政策上極めて重要である。アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development: TICAD)の開催に見られるように、日本政府としてアフリカ支援へ向けて、ドナー間のイニシアティブをとっていく姿勢を打ち出しており、貿易・投資分野の援助についても積極的な取り組みが望まれていることに配慮が必要である。

4 6 欧州地域

4 6 1 地域の概況

1993年11月に発効したマーストリヒト条約により発足した欧州連合(European Union: EU)は、関税同盟、共通農業政策(Common Agricultural Policy: CAP)により、**加盟国間の貿易に対する関税・数量制限を撤廃し、域外に対する共通関税率と共通通商政策を適用し、農業分野では域外との貿易に対する輸出補助金、域内での市場介入等を通じ農産品の域内価格の安定を試みてきた**。また、域内市場統合のために1992年末までに物理的・技術的・財政的障害の除去を目的とした約270項目の自由化・共通化のためのEU法令を採択し、さらに**単一通貨ユーロの導入により、経済通貨統合を進めている**。

EUには現在15ヵ国が加盟中であるが、中・東欧諸国及びバルト3国との間で欧州協定を締結し、EU加盟支援が行われてきた。2002年12月には10ヵ国と新規加盟交渉が終了し、2004年5月1日に正式加盟が予定されている。ルーマニア及びブルガリアも2007年を加盟目標として交渉を継続しており、EUの拡大が続いている(表A 4 2参照)。

WTOへは欧州共同体(European Community: EC)が主体となり加盟するほか、EU加盟各国も独自にWTOに加盟している。中・東欧諸国、バルト3国、新独立国家(New Independent States: NIS)の中ではGATT時代から加盟を果たしている国は多くなく、バルト3国及び中・東欧の4ヵ国の加盟はWTO発足後の1995年以降、現在加盟申請・交渉中の国は6ヵ国に上る。

表A4 2 EU主要加盟国・地域の市場規模

	人口(2001年)	GDP(2001年)
EU現加盟15カ国	3億7804万人	8兆8169億ユーロ
現加盟国 + 2004年加盟予定国(10カ国) + 2007年加盟目標国(2カ国)	4億8349万人	9兆2805億ユーロ
日本	1億2655万人	4兆6326億ユーロ
米国	2億7681万人	11兆3977億ユーロ

出所：外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)

4 6 2 課題

1989年以來の共産主義体制崩壊後、中・東欧諸国、バルト3国、NIS諸国は市場経済化に向けた努力を行っているものの、改革が順調に進展している国がある一方で、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア、ユーゴスラビア等紛争の影響で改革が停滞している国もあり、**格差の拡大が著しい**。2000年の中・東欧10カ国¹⁸の直接投資受入額は、前年比12.5%増の199億6100万ドルとなり過去最高を記録しているが、1989年からの累計額で見た国別比較では、ポーランドが31.5%、ハンガリー21.1%、チェコ23.5%で、この3カ国で全体の76.2%を占めていることはこの証左である¹⁹。このため各国の実情に応じた適切な支援を実施する必要がある²⁰。

また、JICAの支援対象国には、EU・WTO加盟を控えている国が少なくないが、加盟準備、加盟に伴う法制度の改正状況、EU加盟後の共通通商政策はECの排他的権限に属すること、また、現在のEUの貿易量は圧倒的にEU域内が多いため、**EU域内の産業連関、EC通商法にも留意が必要**である。

協力の実施にあたっては、以上のような、欧州域内の政策の特性、貿易・投資の実状を踏まえつつ、G24(対中・東欧諸国支援国会合)での協調を図ることが肝要である。

日本としては、この地域の特殊性を前提条件として、日本との産業連関、日本の産業発展経験の適用可能性も考慮に入れた供給側のキャパシティ・ビルディング、日本やアジアをターゲットにした貿易・投資拡大のノウハウ移転といった協力を行うことが有効と考えられる。

¹⁸ ここではポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア及びバルト3国を指す。

¹⁹ 日本貿易振興会(2002a)

²⁰ 外務省(2001b)

表A 4 3 主要貿易相手国・地域（2000年）

	EU域内	米国	日本
輸出	62.0%	9.5%	1.8%
輸入	58.7%	8.0%	3.4%

出所：外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>）

4 7 中南米地域

4 7 1 地域の概況

（1）経済自由化（ネオ・リベラリズム）による経済成長

中南米地域は1982年のメキシコに端を発した累積債務危機以降、深刻な経済停滞に陥り、約10年にわたり1人当たりGDPの成長率がマイナスとなり、1980年代は「失われた10年」と呼ばれた。この債務危機、経済危機の回避のため、債務の大幅な削減や国際機関からの資金協力を得る条件として構造改革が開始された²¹。その後、国による相違はあるものの、**金融自由化、貿易自由化、外国直接投資の自由化、政府系企業や公営企業の民営化等**からなる「ネオ・リベラリズム」と呼ばれる**経済改革**を各国が自ら積極的に進めることにより、**経済の自由化が極めて短期間にかつ徹底的に実施された**²²。この結果、中南米地域は1980年代の「失われた10年」から一転し、1990年代は大幅な経済成長を達成し、アジア諸国に並ぶ発展市場として評価されている。

成長の背景として、特に1990年代半ば以降の直接投資の流入の急増が特徴として挙げられる。国別の統計でも中国に続き、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンが世界の投資受入国の上位を占めている。なお、これら中南米諸国への直接投資の増加の要因は1990年代に実施されたネオ・リベラリズム下での外国投資に対する規制緩和や経済自由化だけでなく、同じく1990年代以降に活発になった地域経済統合の影響が大きいといわれている²³。

（2）地域経済統合の深化、拡大

中南米地域においては1960年にラテン・アメリカ自由貿易連合（Latin America Free Trade Association: LAFTA）、1961年に中米共同市場が発

²¹ 1989年の米国財務長官のブレディ案等。

²² 各国が自ら積極的に改革を行った背景として、東アジアにおけるめざましい経済発展を目の当たりにしたことと、既に80年代半ばからチリにおいて先行して実施されていた経済改革が成功したこと等が挙げられる。

²³ 一般的に、経済統合には国際的なシステムの中で個別の国の経済の自由化を後戻りさせないための仕組み（Locking-in 効果）が機能する。また、細野昭雄教授は1990年代のラテン・アメリカへの外国直接投資の特徴を経済改革や経済統合によってもたらされた変化と多国籍企業の戦略とから詳細に分析している。

足するなど、他の地域に先がけ早くから地域経済統合が進められてきた。1960年代には域内貿易の拡大などの効果があったものの、その後の経済停滞や債務危機、関係国間の紛争等もあり、1980年代まで経済統合の動きは後退していた。

1990年代に入り、**南米南部共同市場²⁴（MERCOSUR）や北米自由貿易協定²⁵（NAFTA）等²⁶**が相次いで発足し、米州域内の貿易を拡大し、同時期中南米の経済成長に大きく貢献した。また、中南米の地域経済統合は2005年までに発足を目指した米州自由貿易地域（Free Trade Area of the Americas: FTAA）構想²⁷やMERCOSURとアンデス共同市場（Andean Common Market: ANCOM）との経済ブロック同士の自由貿易地域創設に向けた動きがあるように、各国の政策や事情が複雑に交錯しながらも、**既存の地域経済統合が重層化し、拡大、深化する方向に向かっている。**

一方で、チリやメキシコは1992年に相互に自由貿易協定（FTA）を締結したことを皮切りに、多国間の枠組みだけでなく、二国間の自由貿易協定を積極的に推進している。特にチリはMERCOSURの準加盟を除き、現在特定の地域経済統合協定に参加せず、FTAを次々に締結し、多くの国の市場へより有利なアクセスを確保する戦略を展開している。チリとメキシコはFTAの対象を米州域外に拡大²⁸し、地理的に近接する地域にとどまらず、重要な貿易・投資相手国との経済関係強化を図っている。

4 7 2 課題

上述のように中南米地域は1990年代以降、経済自由化政策の下で貿易自由化、積極的な直接投資受け入れにより高い経済成長を達成し、東アジアと並んで評価されている。あるいは東アジアに比べ短期間で経済改革と経済成長を達成したとして東アジア以上に評価されるケースもある。政府の過度な介入（政府の失敗）を排し、市場メカニズムを導入することにより成長を果たしたが、以下のような点が課題として考えられ、それは政府の役割として期待される点でもある。

²⁴ ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイにより構成。1991年アスンシオン条約が署名され、1995年に関税同盟として正式に発足。その後チリ、ボリビアが準加盟。

²⁵ 1992年調印、1994年発効した米国、カナダ、メキシコ3カ国間の貿易協定。1989年に米加自由貿易協定が締結され、その翌年米国とメキシコ間の自由貿易協定締結の動きに際し、カナダが米加自由貿易協定の既得の権益を失うことを恐れ、結果として米国、カナダ、メキシコの3カ国の協定締結となったもの。

²⁶ そのほか、アンデス共同体（コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラ）、中米共同市場（コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、エルサルバドル）、カリブ共同体（ジャマイカ、ガイアナ等カリブ地域14カ国1地域より構成）など。

²⁷ 1994年キューバを除く米州34カ国の首脳を集めて開催された米州サミットにおいてクリントン前米国大統領が提案。実現すれば人口約8億人、GDP合計約11兆ドルの世界最大の経済圏となる。

²⁸ メキシコ、チリは共にEUとFTAを締結済。チリは韓国とFTAを締結、ニュージーランドと交渉中。メキシコはシンガポールとの締結を交渉中。

(1) 法的・制度的枠組の整備、マクロ経済運営、貿易政策

中南米諸国は市場メカニズムを有効に機能させる法的・制度的枠組みが不十分であること、具体例として少数の独占、寡占企業が市場を支配し、非競争的であることが指摘される。

また、経済成長下においても1994年のメキシコの金融危機、1998年のブラジルの経済通貨危機、2002年のアルゼンチンにおける事実上のデフォルト等が発生し、近隣のみならず世界経済に影響を及ぼしかねない事態が生じた。危機の背景や要因についてはさまざまな研究がなされているが、例えば1992年のメキシコにおいては自由化を急激に進める中で為替が過大評価されていたと指摘されており、また、1998年のブラジル、2002年のアルゼンチンにおいては危機によりドルペッグ制²⁹の為替制度が維持できなくなったことから見ても、政府が**為替政策、金融政策等のマクロ経済運営**をきちんと実施していくことが引き続き最も重要な課題と考えられる。

チリは狭隘な市場、貿易依存度の高さという自らの制約や特徴を踏まえて一律関税³⁰の採用等、通商政策として対外開放政策を明確にし、二国間のFTAを積極的に実施する一方で、多国間の場でも、WTOでは自由貿易の推進役を務めるとともにFTAA交渉でも積極的に協議に加わり、APECにも加盟するなど、積極的な貿易政策を進めている。経済のグローバル化が急速に進む中、多角的自由貿易体制の下で、自国の経済成長にとってより有益な貿易政策を策定していくことも重要な課題となる。

(2) 通信、運輸、流通システムなどのインフラ整備

中南米諸国はカリブ地域のような島嶼国もあるが、広大な国土を有する国が比較的多く、特に地方における通信、運輸、流通システムなどの社会資本が未整備となっている。これらの国は農業生産力も高く、鉱物資源も豊富であり、国内の通信、運輸、流通システムが整備されることで、国内での生産向上や国際市場アクセスの改善により更なる経済成長の可能性がある。

また、地域経済統合が拡大、深化する動きの中でこれら**域内統合に貢献するインフラ整備（統合インフラ）も重要な課題**となっている。

(3) 貧困対策

東アジアは成長が貧困の削減に大きく寄与したと評価されるのに対し、中南米地域は経済成長を達成したにもかかわらず、貧困問題が解消されず

²⁹ 為替レートをドルに固定した為替制度のこと。

³⁰ 全品目に共通の関税率を適用すること。

大きな社会問題となっている。中南米の貧困問題は、歴史的に大土地所有制度が温存され所得分配の不平等による社会の階層分化が形成されたもので、構造的な要因によるといわれている。富裕層と貧困層の階層化は教育機会の不平等、高学歴層と低学歴層の分化を生み、低学歴層は経済の自由化の中で十分な国際競争力の準備ができていないことから、むしろ雇用機会を失う可能性がある。これらの理由により中南米の経済成長は雇用の創出効果が低いと指摘されることがある。

中南米の歴史が示しているように貧困問題や所得格差の拡大は激しい階級対立や政治的不安定を生じる可能性もあり、社会や政治が安定しないと適正な経済政策やマクロ経済運営にも大きな支障をきたすこととなる。政府の役割として、**貧困対策等を通じて、所得の分配、社会の公正さを確保する等、市場機能を補完する（「市場の失敗」を是正する）制度的枠組みを創り出す必要がある**、それらを市場に歪みをきたさないように運営することが課題となる。

Box A 4 1 メキシコの保税加工制度（マキラドーラ）について

マキラドーラとはメキシコと米国との国境沿いに延びる輸出保税加工地区及び制度である。その変遷と影響は貿易、投資、WTO、FTA等のテーマから興味深い。

1. メキシコ政府は1965年にマキラドーラと呼ばれる保税加工区制度を導入した。これによりメキシコから米国向け輸出を目的とした商品に組み込まれる原材料や部品の無税輸入措置（保税輸入）が適用された。企業は米国に親会社を設立し、材料、生産設備のすべての資産を親会社が保有する。また、マキラドーラ（メキシコ側）に100%外資による委託加工会社（メキシコ法人）を設立する。メキシコの安価な労働力を使い、保税輸入された部品を組み立て米国へ輸出することにより、米国オフシア生産の最大の拠点となった。

この制度によりメキシコは外国資本を誘致し、雇用を促進し、非石油部門の生産を拡大し、外貨を獲得することを目的とした。1994年にはNAFTAの発足により米国、メキシコの産業、経済が一体化したこと、また、メキシコの通貨危機によるペソ切り下げによる労働力の更なる低下もあり、メキシコに多額の直接投資を呼び込み、米国との貿易を拡大させ、先進国と途上国の貿易拡大の好例となった。日系メーカーも電気、自動車関連を中心にこの制度を利用しメキシコに進出した。

なお、直接投資の導入は一般的に外国から知識や技術を波及する効果が高いといわれているが、マキラドーラ制度下の工場では米国からの輸入原材料の加工、組み立てを基盤としているため、雇用（そのほとんどが低技術労働者³¹）以外にメキシコ経済とほとんどつながりを持たないという見方もある。

³¹ マキラドーラという名称は、もともとはスペイン語の「粉ひき小屋」の意味。現在は賃加工をする場所、低労賃労働集約工場の意味でも使われる。

2. NAFTAの発足によりマキラドーラは一層発展する一方で、NAFTAの規定（第303条の関税のドローバック制³²の禁止）遵守及びWTOの規定（輸出を条件とする機械や設備の輸入免除の禁止）との整合性確保のため、2000年末をもって実質的なマキラドーラ制度と輸出のための一時輸入制度が廃止されたため対米向け製品輸出のための部品輸入に関税を支払うこととなった。また、メキシコが2000年3月にEUとFTAを締結したため、NAFTA加盟国である米国・カナダ企業に加えEU企業に対しても日系企業が相対的に競争力を低下させることになった。このため、日本の産業界からはメキシコとのFTA締結を求めるとともに、他の国との間でも戦略的にFTAを締結する必要を訴える声が大きくなっている。

現状において部品の輸入関税の負担を低減するためにはローカル・コンテンツ（現地調達率）を高める方策があるが、マキラドーラ制度の下で裾野産業が未成熟であったこともあり、日系企業は必要な部品・原材料がメキシコ国内で調達が困難なため高い調達コストをかけても輸入に頼らざるを得ない事情がある。一方で、この状況がメキシコの中小企業や裾野産業の成長の機会となる可能性、また、従来マキラドーラ企業は製品を米国向けに輸出することが前提でメキシコ国内向けの販売には規制があったが、マキラドーラの廃止に伴い国内向け販売が自由になることから新たに事業展開や産業振興の可能性を期待する見方もある。

³² 輸出のための輸入関税の払い戻し制度。

付録5. 日本の通商政策と投資政策

本章の内容・目的：

- ・戦後日本が貿易・投資の自由化を進めていった際の政策を概観する。
- ・これまでの日本の協力は自身の経験を踏まえて実施しているため、日本の政策をレビューすることは途上国の貿易促進・投資受け入れを検討する上では有益であるため。

本章の目的は、これまでの章を踏まえ、第2次大戦後に日本が次第に国際経済社会に復帰し、GATT、IMF、OECD加盟を経て、貿易・資本（対内直接投資）の自由化が進む中で採った通商・投資政策を、概観するものである。その当時、日本がとった具体的対策の中には現在ではWTOルール上認められないものも含まれるが、**対外的な貿易活動を一つのきっかけとして経済成長を遂げた日本の経験は途上国の貿易振興・投資受け入れを検討する上で参考になると考えられる。また日本はこれらの施策を踏まえ、この課題に対し国際的な協力を実施してきた³³。**

なお、ここではあくまでこの課題別アプローチの中で取り上げた開発課題から日本を一つの事例とした場合どのような取り組みであったかを見るのが主目的であるため、戦後復興から貿易・資本（対内直接投資）の自由化へ取り組んだ時期を主に取り上げ、最後に近年の日本の通商・投資政策の取り組みを紹介することとし、1968年に国際収支が黒字に転じ、「日米貿易摩擦」に突入していく時期は取り上げない。

5 1 戦後復興から貿易・資本の自由化へ向けた取り組み (終戦～1960年代)

1945～1954年：

- ・正常貿易に向けて輸出環境・体制を整備・改正

(1) 1945～1954年

米国による管理貿易から正常貿易に向けて早急に作り上げられた輸出環境・体制をより一層の貿易発展を目指して整備・改正していった時期である。

1945～1946年末にかけては専ら米国の対外援助に支えられた「生存のための貿易」であり、「一切の商品輸出入、外国為替及び金融取引に対しては統制が実施される」という1945年9月の『降伏後の日本に対する米国の初期の政策』が実施された。1947年からは米国による対日通商統制が緩和され、民間貿易が一部再開された。

³³ 例えば日本においても、1967年に国際経済人育成を目的に通商産業省（現経済産業省）の指導の下に貿易研修センターが設立され、事業を実施しているが、そうした経験を踏まえ、JICAの協力としてマレーシア、インドネシア等4カ国で貿易実務者の育成、市場情報提供等を目的として貿易研修センターによる協力を実施している（p.60Box A1-2）。

³⁴ その他の貿易関連法としては輸出入取引法（1953年）、外為法を補完し、不公正な輸出入取引方法の防止と輸出入取引秩序を確立するために、内外における取引に対して、価格/数量/品質等について組合/業者間の協定や団体協約の締結を認めるものや輸出検査法（1957年）、輸出品デザイン法（1959年）等が制定された。

1949年10月、GHQによって日本からの輸出は12月から、輸入は1950年1月から民間企業によって行うことが発表された。これに対応して日本は1949年12月「外国為替及び外国貿易管理法³⁴」、「外国為替特別会計法」及び「外国為替委員会設置法」を制定、公布し、続いて「輸出貿易管理令」、「輸入貿易及び対外支払管理令」を制定し、民間貿易発足のための法的体制が整えられた。

1950年に入ってから、6月の朝鮮戦争の勃発により特需景気が起こり、貿易の拡大、貿易収支の改善が見られた。このような戦後復興期の日本貿易は、貿易赤字を続け、援助資金と特需によって支えられた。

1955～1967年：

・「貿易の自由化」、「資本の自由化（対内直接投資の自由化）」に取り組み始めた時代

（2）1955～1967年

日本のGATTに加盟による「貿易の自由化」とそれより少し遅れて「資本の自由化（対内直接投資の自由化）」の政策が進められ、輸入と国内市場における外国企業との競争が厳しく制限されていた時代からの移行の時期である。

その当時、日本の対米貿易は大幅赤字であったため、ドル不足が日本経済の成長を制約する基本的要因となった。日本経済の自立発展のためには輸出を人為的に促進し、他方で輸入は極力抑制するといった政策がとられた時期である。

1955年にGATTへ正式加盟し、西ヨーロッパその他の地域との間の貿易が正常化され、自由主義世界の中で日本の国際社会の復帰が実現した。ただし、日本からの低賃金製品の流入を恐れた英国、フランス、インドなど14カ国はGATT35条を適用して、日本とGATT関係を持つことを拒否した。その結果、1960年ごろまで日本はGATT加盟国であったが、日本に対して最恵国待遇を適用した主要国は米国・カナダ・西ドイツ・イタリア・北欧諸国にとどまった。GATTに加盟したものの日本は12条国³⁵の規定によって輸入数量制限を行っており、GATT加入時の貿易の自由化率は極めて低かった。しかしながら1959年秋のGATT総会で、世界から貿易の自由化を強く求められるようになり、日本は1960年に自由化率を3年後に90%に高めることを目的に「貿易為替自由化大綱」を発表、1961年には更なる自由化を進めるために「貿易・為替自由化促進計画」を決定した³⁶。こうして

³⁵ GATT12条国とは、自国の対外資金状況及び国際収支を擁護する目的で、一定の条件下で輸入制限を認められている国のことを指す。

³⁶ この時期に自由化を進めた背景としては、日本の貿易収支が黒字基調になり、外貨確保を目的とする輸入抑制の必要性が減ったこと、米国自体が国際収支の悪化によってドル流出が目立ち、諸外国に自由化を要求し始めたこと、1958年末に始まった「通貨の交換性回復」を機に、ドル地域に対する西ヨーロッパ諸国の輸入制限撤廃がさらに進められ、日本の遅れが目立ったことが挙げられる。

日本は世界の自由化要求を受けて、1963年にGATT11条国³⁷に移行し、同年8月には日本の自由化率は9割を超える水準に達した。そして1964年にIMF8条国への移行とOECDへの加盟を果たした。OECDへの加盟に際して、加盟国となったことに伴う義務として資本の自由化（対内直接投資の自由化）が求められた。

この時期の経済政策の基本的な方向性としては、輸出を促進し、輸入需要を極力抑制する、日本において近代的製造業を発展させることの2つがある。

以下、こうした方向性の下での貿易・資本の自由化に対する日本の取り組みを概観する。

貿易の自由化：

・関税措置により国内産業を保護しつつ、輸出促進のための振興策を実施。

5 1 1 貿易の自由化

貿易の自由化に関して（1）関税措置、（2）輸出振興政策の2つの視点からこの時期の日本の政策を概観する。この時代の日本の政策の特徴としては、（1）の関税措置により海外との競争から国内産業を保護しつつ（しかし、国内の競争は阻害せず）競争力がついた時点で市場を開放するという政策を採りながら、輸出促進のために（2）のような積極的に政府介入を行うといった政策を実施し貿易の自由化に取り組んでいた点にある³⁸。

（1）関税措置

貿易自由化を前に、日本政府は1961年に関税率の大改正を行ったが、この改正の基本的性格はかなり保護主義的なものであり、育成途上にあった国内産業は、長期にわたって輸入制限により保護された。具体的な例を挙げると、1960年代に自由化されたものとして、バス・トラック（1961年）、カラーテレビ（1964年）、乗用自動車（1965年）、1970年代では電子計算機及びその周辺装置（1975年）等々があるが、これらの品目の自由化時期と当該部門の育成時期³⁹を比べると、自動車では方針が政策として具体化された1952年の自動車産業保護の政府決定と1955年の通商産業省による「国民車育成要綱集」発表、機械・電子工業では「機械工業振興臨時措置法」（1956年）と「電子工業振興臨時措置法」（1957年）の制定というように、育成時期よりかなり時間が過ぎてから自由化が開始された。

³⁷ IMF8条国、GATT11条国とは、輸入をはじめ経常収支取引を自由化し、国際収支上の理由により輸入数量制限や為替制限を行わない加盟国を指す。

³⁸ 現在のWTO体制下では、途上国の発展段階に合わせて多少時間の猶予が与えられているものの、時限を決めて積極的な市場開放を迫られるため、国内産業を保護しつつ、積極的な政府介入により輸出産業を育ててきた、日本の例に追随することを難しくしている。

³⁹ この時期の日本の産業政策については小宮・奥野・鈴木編（1997）に詳しい。

『通商政策史』では、当時の関税の役割について以下のように述べている。

「昭和36年に実施された関税改正の骨子（特色）は、輸入税表の分類改正、関税率の全面改正、自由化に対処した関税制度の弾力化、の三つで、**関税の役割の中心は産業構造政策の目的に即して、成長産業の積極的な育成におかれ、保護関税の強化が図られた。**」⁴⁰

（２）輸出振興政策

関税措置により輸入制限を行うことで外貨の出費抑制を図るとともに、外貨不足解消のために金融、税制、保険、市場調査、広告宣伝など多岐にわたる輸出振興策の拡充が政府によって実施された。

１）輸出振興国民運動

この時期、通商産業省が力を入れた政策の一つに輸出振興国民運動がある。通商政策の実施について、業界自身が真剣に輸出伸長に取り組むことが必要であり、国民各層の貿易に対する重要性の認識が喚起されなければならないと、国民の意識啓発の目的として実施された。具体的には貿易振興推進本部の設立（1959年）と日本貿易憲章の制定（1959年）等がある。貿易振興推進本部では輸出に対する国民のマインドの高揚のために貿易振興映画の作成配布、パンフレットの作成配布、貿易展覧会の開催等の取り組みを行った。

２）輸出振興助成制度の拡充

輸出振興のために税制／金融措置による支援が行われ、輸出金融⁴¹の円滑化⁴²、輸出優遇税制⁴³の実施、輸出保険制度の改善⁴⁴等が実施された。

３）市場開拓

市場調査、広告宣伝に関するものとしては日本貿易振興会（1951年前

⁴⁰ 通商産業省（1991）第 期高度成長期（1）

⁴¹ 輸出金融の優遇の問題は、一連の金融引締措置が一般的に実施されると、振興すべき輸出貿易の金融にまでその影響が及ぶので、これを是正し、輸出を積極的に奨励する必要から生じた。

⁴² 短期輸出金融の代表的なものとしては日本銀行の「輸出貿易手形」、「外国為替資金貸付制度」がある。1960年代後半に国際収支の黒字が定着するに伴い、短期輸出金融の必要性は失われていった。一方、中長期輸出金融としては日本輸出銀行、海外経済協力基金による融資がある。

⁴³ 輸出業者に対するインセンティブの付与としての輸出所得控除制度（GATTにおける「一次産品以外の産品に対する輸出補助金の全廃宣言」の署名により1964年に廃止）や輸出割増償却制度（1964～1971年）、海外市場開拓準備金制度（1962年～1972年）等があった。

⁴⁴ 民間企業と保険会社によってカバーすることができない輸出取引に関するリスクから輸出業者を守る役割を果たした。

身の海外市場調査会設立)の活動があり、海外市場調査、国際見本市、海外広報宣伝、貿易斡旋、産業意匠の改善事業等の貿易振興事業を総合的に実施した。

4) 貿易行政の諸改善

こうした輸出振興策と並んで、この時期、貿易行政も国際経済に即応する形態へと改善が行われた。具体的には輸出手続きの簡素化や貿易振興局の設置や製品の非価格競争力を強化するという視点で輸出品の品質維持向上を図るための輸出品検査や、デザインの改善のために政府が助成を行ったデザイン行政、また国際的な見識と能力を備えた人材の育成を目的に貿易研修センター⁴⁵が設立された。

資本（対内直接投資）
の自由化：
極めて慎重かつ段階的
に実施された。

5 1 2 資本（対内直接投資）の自由化

対内直接投資の自由化は、日本においては極めて慎重かつ段階的に実施され、1967年7月の第1次自由化以降、漸進的な資本の自由化が実施された。資本自由化の検討に先立って、通商産業省内において、主要104業種についての影響調査が行われ、調査結果等を踏まえ、1967年6月に外資審議会答申「対外直接投資の自由化について」の閣議決定がなされた。対内直接投資の自由化のテンポは極めて遅く、原則100%自由化が実現するのは1973年からであった。こうした規制により日本への対内直接投資流入の割合は、他の先進国と比較しても極めて小さかった。背景には以下のような懸念があった。

「戦後の日本経済は、欧米に比べて資本ストックや技術水準が劣り、原材料・資本財の輸入に必要な外貨準備が不足していた。外資導入は、早期の復興・発展を図る際にこれらの足枷を一挙に取り払ってくれるものと考えられる。しかし、他方では、経営資源に恵まれた外国企業、とくに米国企業が日本の国内市場に直接参入してくることによって、本国産業の成長・発展や国産技術の開発が阻害されるものと考えられていた。とくに「関連産業に波及度の高い産業分野や育成途上にある幼稚産業分野」の日本企業の外資提携や合併・吸収が懸念されたが、そのような分野においては「企業の経営権の問題（合併比率など）も必ずしも企業の自主性にまったく委ねて良い問題であるかは大いに疑問が残る」との意見さえ出していたのである」⁴⁶

⁴⁵ 財団法人貿易研修センターホームページ（http://www.iist.or.jp/j/top_news-j.html）

⁴⁶ 小宮・奥野・鈴木（1997）

近年の通商政策：
多角的通商体制を中心
に置きつつも、FTAを
活用するという方向へ

5 2 近年の日本の通商・投資政策の取り組み（2000年頃～）

これまで日本の通商政策は多国間の取り組みを重視し、多角的貿易体制の維持に努力してきた。しかしながら、1990年代に入ってから「自由貿易体制（Free Trade Area: FTA）」を中心とした地域化が世界各国・地域で活発化し、2001年末時点で実際に活動中のものは約150に上ると推定されている⁴⁷。日本においても1999年12月のWTOシアトル閣僚会議における新ラウンド開始の失敗を機にFTAを形成すべきという声が強まり、**実際、日本の通商政策もWTO等多角的通商体制を中心に置きつつも、FTAを活用するという方向へ進んでいる**。2002年1月にシンガポールと初めてFTAを締結し、現在では他のアジア諸国やメキシコ等とのFTA締結に向けた可能性が検討されている。

平成13年度版『通商白書』及び平成14年度版『通商白書』ではFTAの活用について以下のように述べている。

我が国経済の活性化を図る際には、従来実施されていたマクロ経済政策協調に見られる「国家間の政策の調和」の更なる促進に加えて、我が国が実施する国内政策と対外政策との間の相乗効果を最大化することが重要な課題となりつつある。このような目的を達成するため、対外経済政策については、**従来どおり多国間（マルチ）の枠組みを主軸に据えながらも、地域、二国間（バイ）等、さまざまなフォーラムを重層的に活用するという方向へ既に方針の転換を行っている**⁴⁸。

東アジアにおける経済の緊密化が加速する中で、我が国が東アジアの成長要素を取り込んで国内経済の活性化を図っていく観点から、東アジア地域との経済連携を強化する取り組みを進める必要性が高まっている。このような対外経済政策を推進していく上での具体的な枠組みは、WTOにおける多国間の取組みを中心としつつ、これを補完するものとして、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）のような地域、二国間の取組みも活用した多層的なものとなっている。我が国が自由貿易の利益を最大限に享受し、経済の活性化に結びつけていくためには、多層的な枠組みを戦略的かつ柔軟に活用していくことが必要である⁴⁹。

⁴⁷ 世界的にFTAが急速に拡大している理由については、FTAが新たな資本流入の呼び水になりうること、安全保障上の結びつきを強化するための配慮などが指摘されている。しかしながら最大の理由としてはWTOにおける多国間貿易協定より二国間・地域間FTAの方が締結が容易であることが言われている。

⁴⁸ 経済産業省より「通商白書」平成13年度版

⁴⁹ 経済産業省より「通商白書」平成14年度版

近年の投資政策：
日本経済活性化のため
対内直接投資の積極
的活用へ

対内直接投資に関して、最近では外資系企業の進出が増えてはいるが、現在でもその規模は欧米と比べて極めて低い。日本の対内直接投資残高はGDPの1.2%と、他の先進国では20%を超えているのに比べ低水準にとどまっている。これまで「日本的経営」がある程度成功し経営資源が自給自足できたことが、対内直接投資が少なかった理由として考えられている。しかしながら1990年代を通じての経済不況を克服するための一つの方策として対内直接投資を積極的に活用するという観点がでてきており、**経済財政諮問会議⁵⁰**や**総理大臣の施政方針演説⁵¹**においても日本経済活性化の方策の一つとして対内直接投資を活用するといった方向性が示されている。

⁵⁰ 「対内直接投資の増大は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先端技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらす。阻害要因を計画的に是正し、対内直接投資を促進し、頭脳流入を拡大する」

⁵¹ 「海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながります。脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための施策を講じ、5年後には日本への投資残高の倍増を目指します」第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説平成15年1月31日。首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sisei.html>）

引用・参考文献・Webサイト

1. 引用・参考文献

(1) 国際的動向、ドナーの取り組み

Hoekman, B. et al. (2002) *Development, Trade, and the WTO - A Handbook*, World Bank, Washington, D.C.

OECD (2001) *The DAC Guidelines: Strengthening Trade Capacity for Development*

(2002) *Foreign Direct Investment for Development : Maximising Benefits, Minimising Costs*

Pengelly, T. , Goerge, M. (2001) *Building trade policy capacity in developing countries and transition economies - A practical guide to planning technical co-operation programmes*, DFID

UNCTAD (1999) *World Investment Report, 1999*

(2002) *World Investment Report, 2002*

United Nations Conference on Trade and Development (2001) *FDI in Least Developed Countries at a Glance*

WTO (2001) *Annual Report 2001*

(2002) *Technical Cooperation for Capacity Building, Growth and Integration*

(2) 日本の援助動向、通商・産業政策

浦田秀次郎・日本経済研究センター編 (2002) 『日本のFTA戦略』 日本経済新聞社

小野五郎 (1999) 『現代日本の産業政策』 日本経済新聞社

外務省編 (2001a) 『政府開発援助 (ODA) 白書2001年版』 財団法人国際協力推進協会

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/01_hakusho/index.htm)

(2001b) 『政府開発援助 (ODA) 国別データブック』 財団法人国際協力推進協会

外務省 (2002a) 『日本のFTA戦略』

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>)

(2002b) 『WTO新ラウンド交渉における基本的戦略』

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/new_r_soron.html)

経済財政諮問会議 (2002) 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』

(<http://www5.cao.go.jp/shimon/2002/0625kakugikettei.pdf>)

経済産業省 『通商白書データベース』 (<http://www.meti.go.jp/hakusho/>)

小寺彰・木村福成 (2001) 『東アジア自由貿易地域形成の課題と戦略』 日本機械輸出組合

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎 (1997) 『日本の産業政策』 第2版、東京大学出版会

小宮隆太郎（1988）「現代日本経済」東京大学出版会
首相官邸（2002）「第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説」
（<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sisei.html>）
通商産業省（1991）『通商産業政策史』通商産業調査会

（3）WTO及びFTAに関する解説

浦田秀次郎（2002）『FTAガイドブック』ジェトロ
経済産業省通商政策局編（2002）『不公正貿易報告書 2002年版』
田村次朗（2001）『WTOガイドブック』弘文堂

（4）世界各国の経済状況及び投資環境について

日本貿易振興会（2001）「中国進出日系企業模倣被害実態アンケート調査」
（2002a）『2002年版ジェトロ投資白書』
（2002b）『2002年版ジェトロ貿易投資白書』
（2002c）『アジアの投資環境比較』

（5）JICAにおける関連報告書

国際協力事業団（2002a）『WTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会報告書』
和文（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report1.html>）
英文（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report2.html>）
（2002b）『鉱工業プロジェクトフォローアップ調査（民間セクター開発）産業・貿易振興分野
に係るキャパシティ・ビルディングにおけるドナーの取組み』
（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report3.html>）
（2003）『途上国への制度整備協力の方向性（貿易・投資・競争関連制度）』

（6）その他

青木 昌彦・寺西 重郎編（2000）『転換期の東アジアと日本企業』東洋経済新報社
大野健一（1999）『東アジアの開発経済学』有斐閣
OECD編・河合伸訳（1998）『市場自由化の重要性』中央経済社
高阪章・大野幸一編（2002）『新たな開発戦略を求めて』アジア経済研究所
（財）国際通貨研究所（2001）『南アジア経済問題研究会』財務省
（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou009.htm>）
世界銀行（1994）『東アジアの奇跡 経済成長と政府の役割』東洋経済新報社
畑中美樹（2002）『2001年の中東主要経済実績』（財）中東協力センター
（<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>）
（2002）『改めて経済改革を求められる中東諸国』（財）中東協力センター
（<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>）

前田高行 (2001) 『統計で見るGCC湾岸諸国の社会と経済 (その6～8)』 (財)中東協力センター
(<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>)

昌谷泉 (2002) 『印派関係の改善がカギとなる今後のSAARCf』 日本総研
(<http://www.jri.co.jp/reseach/pacific/monthly/2001/200107/AM200107saarc.html>)

Kimura, Fukunari (2001) “Policy Measures for Industrial Promotion and Foreign Direct Investment,” Prepared for the Hanoi Workshop for the Joint Vietnam Japan Research, Phase 3, Ministry of Planning and Investment, the Social Republic of Vietnam and Japan International Cooperation Agency, March

2 . Webサイト

(1) 国際機関・地域機構

財団法人海外技術者研修協会	http://www.aots.or.jp/
海外投融資情報財団	http://www.joi.or.jp/
財団法人海外貿易開発協会	http://www.jodc.or.jp/
外務省	
(TOP)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html
(FTA関連)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html
(投資)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html
環境・民活・投資推進協力センター	http://www.jci-plant.or.jp/sub8-2.htm
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
公正貿易センター	http://web.infoweb.ne.jp/fairtradec/
国際協力銀行 (JBIC)	http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php
財団法人国際貿易投資研究所	http://www.iti.or.jp/
財務省 (関税局)	http://www.customs.go.jp/index.htm
通関情報処理センター (NACCS)	http://www.naccs.go.jp/
財団法人日本関税協会	http://www.kanzei.or.jp/
社団法人日本経済団体連合会	http://www.keidanren.or.jp/indexj.html
社団法人日本通関業連合会	http://www.tsukangyo.or.jp/
日本貿易振興会 (JETRO)	
(TOP)	http://www.jetro.go.jp/top-j/
(開発途上国の経済協力)	http://www.jetro.go.jp/ged/j/about/about5.html
(投資促進)	http://www.jetro.go.jp/ged/j/about/about3.html
(海外投資情報サービス)	http://www3.jetro.go.jp/iv/j/fdi/index.html
独立行政法人日本貿易保険	http://nexi.go.jp/
財団法人貿易保険機構	http://www.jtio.or.jp/

- ABAC (APECビジネス諮問委員会) <http://www.keidanren.or.jp/abac/top.html>
- APEC (アジア太平洋経済協力)
- (貿易) <http://www.apecsec.org.sg/committee/tf.html>
 - (貿易投資委員会) http://www.apecsec.org.sg/committee/cti_upd.html
 - (税関手続小委員会) <http://www.sccp.org/>
 - (投資) <http://www.apecsec.org.sg/committee/investment.html>
 - (投資専門家会合) http://www.apecsec.org.sg/committee/investment_upd.html
- ASEM (アジア欧州会合) http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/asem/html/activity.html
- Asian Trade Promotion Forum (アジア貿易促進フォーラム)
- <http://www.atpf.org/index.html>
- Department of Foreign Affairs and International Trade, Canada (カナダ外務国際貿易省)
- <http://www.dfait-maeci.gc.ca/>
- Development Gateway
- (貿易と開発) <http://www.developmentgateway.org/node/137197/>
 - (FDI) <http://www.developmentgateway.org/node/130616/>
- DFID (英国国際開発庁)
- (国際貿易部) <http://www.dfid.gov.uk/AboutDFID/files/itd/itd1.html>
- EU (貿易) http://europa.eu.int/comm/trade/index_en.htm
- IF (Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to LDCs)
- <http://if.wto.org/>
- IISDネットワーク / 貿易・投資 <http://iisd1.iisd.ca/trade/default.htm>
- ITC (国際貿易センター) <http://www.intracen.org/>
- JITAP (The Joint Technical Assistance Programme)
- <http://www.jitap.org/>
- MIGA (多数国間投資保証機関)
- (TOP) <http://www.miga.org/>
 - (投資促進ネットワーク: IPAnet) <http://www.ipanet.net/>
- MIGA-IPAnet (投資関連機関リンク集)
- <http://www.ipanet.net/ilink/drilldown.cfm?type=20&family=364&child=364>
- OECD (経済協力開発機構)
- (貿易) <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-24-nodirectorate-no-no-24,00.html>
 - (金融・投資) <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-9-nodirectorate-no-no-9,00.html>
- The Trade Knowledge Network <http://www.iisd.org/tkn/default.htm>
- Trade and Development Centre <http://www.itd.org/>
- UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) <http://www.uncitral.org/>
- UNCTAD (国連貿易開発会議)
- (TOP) <http://www.unctad.org/>

(投資・技術・企業振興局：DITE) <http://www.unctad.org/en/subsites/dite/>

(投資・トレーニング諮問サービス：ASIT)

<http://www.unctad.org/asit/index2.html>

UNIDO (国連工業開発機関)

(TOP) <http://www.unido.org/>

(東京技術移転促進事務局) <http://www.unido.or.jp/index.html>

USAID (米国国際開発庁)

(貿易キャパシティ・ビルディング・データベース)

http://www.usaid.gov/economic_growth/

(通商部) <http://www.commerce.gov/>

(貿易開発庁) <http://www.tda.gov/>

WAIPA (World Association of Investment Promotion Agencies)

<http://www.waipa.org/index.html>

WCO (世界税関機構)

<http://www.wcoomd.org/ie/index.html>

World Bank (世界銀行)

(貿易) <http://www1.worldbank.org/wbiep/trade/>

(投資環境) <http://www.worldbank.org/privatesector/ic/index.htm>

WTO (TOP)

<http://www.wto.org/index.htm>

(貿易開発委員会)

http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/d3ctte_e.htm

(2) 統計

日本の品目別の貿易動向統計 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/trade_db/index.html (経済産業省)

日本の貿易統計 <http://www.jetro.go.jp/ec/j/trade/index.html> (日本貿易振興会)

UNCTAD貿易・FDI統計 (先進国・途上国分類)

<http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intlItemID=1584&lang=1>

WTO貿易統計 (地域別分類)

http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/statis_e.htm

(3) WTO関連

外務省・WTO特集 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/index.html>

経済産業省・WTO特集 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/index.html

農林水産省・農業交渉関連 <http://www.maff.go.jp/wto/index.html>

WTOドーハ・アジェンダ http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/dda_e.htm

(4) MDGs 貿易関連

外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_2/mdgs_gai.html

経済協力開発機構 <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-66-nodirectorate-no-no-no-15,00.html>

国連開発基金 <http://www.undp.org/mdg/>

World Bank (世界銀行)
(MDGs)
(指標の定義)

<http://www.developmentgoals.org/Partnership.htm>

http://www.developmentgoals.org/Definitions_Sources.htm

貿易・投資促進 開発課題体系全体図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
1. 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化	1-1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備	<p>商取引に関する法制整備</p> <p>経済インフラの整備</p> <p>国内産業の事業環境整備</p> <p>人材育成</p>	<p>商法等の整備（個別立法作業の助言、現行法令の鳥瞰図作成、法曹養成等）</p> <p>空港・港湾・道路等物流インフラの整備計画支援</p> <p>電力セクター政策立案、電源開発計画の策定支援</p> <p>ITに関する政策・制度整備</p> <p>銀行セクター、資本市場整備</p> <p>金融分野における人材の育成</p> <p>標準に関する能力・技術向上</p> <p>計量、試験に関する能力・技術向上</p> <p>統計整備に対する支援</p> <p>知的財産権の確立、整備に対する支援</p> <p>産業振興マスタープラン策定</p> <p>中小企業振興、裾野産業育成政策策定</p> <p>基礎技術（金型、鋳造等）の育成、基礎研究、R&D</p> <p>公的セクターの人材育成（貿易・投資自由化の意義の理解向上プログラム、国際経済・貿易に関する教育</p> <p>民間セクターのビジネス人材の育成（日本センター、貿易研修センター等）</p> <p>労働者の質の向上（理数科教育の充実、職業訓練・産業技術教育の充実等）</p> <p>WTO協定全般、貿易・投資自由化の意義の理解向上</p> <p>官民の対話促進</p>
2. 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング	2-1 貿易関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備	<p>貿易・投資自由化の意義の理解向上</p> <p>WTO等の国際的な規律への加盟支援</p> <p>WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上</p> <p>中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施</p> <p>貿易関連法、規則、制度の整備</p> <p>貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施</p>	<p>WTOに整合的な通商政策、国内法制度整備、新規権利義務の理解向上（WTO加盟支援プログラム）</p> <p>WTOが国内経済・産業に与えるインパクト理解向上</p> <p>加盟手続きに関する理解向上</p> <p>WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）</p> <p>×加盟交渉に関する個別具体的助言</p> <p>WTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備</p> <p>整合的な政策、制度の運用、執行面に関する支援</p> <p>個別協定に関する理解向上</p> <p>×WTO等の交渉の場における交渉能力強化</p> <p>×WTO等の交渉に関する個別具体的助言</p> <p>各国のWTO協定履行状況に関する調査</p> <p>WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）</p> <p>将来の産業貿易構造へのビジョン策定/産業・貿易振興策の提言）</p> <p>通商政策立案の助言</p> <p>×通商政策立案実施能力の向上</p> <p>WTO協定履行支援（法整備に必要な知識向上、立法のための組織体制整備）</p> <p>×貿易関連法・規則の整備（輸出入に関する基本法、通関に関する基本法、その他の輸入関連法（検疫法、植物貿易法、薬事法等）</p> <p>貿易関連法・規則の整備に対する助言、能力向上</p> <p>貿易関連法・規則の運用、執行能力向上</p> <p>貿易関連制度、組織整備</p> <p>輸出振興計画策定支援（戦略輸出産業・製品の選定、輸出目標の設定及び戦略的輸出市場の選定、輸出目標の設定、具体的支援策の策定）</p> <p>輸出加工区設置に関する計画策定支援</p> <p>貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の整備</p> <p>輸出（貿易）振興機関の設置</p> <p>×輸出入制度整備、手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等）の簡素化、効率化（ワンストップサービス、IT化等）</p> <p>×民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等）の間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等）の簡素化、効率化</p> <p>税関業務の適正化</p> <p>試験・検査能力の向上</p> <p>計量・標準能力の向上</p> <p>検疫に関する能力向上</p> <p>知的財産権制度の運用・執行能力向上</p> <p>貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の運用能力向上</p> <p>海外の貿易制度、手続き、商慣習等の調査、紹介</p> <p>各種優遇政策・制度に関する情報の提供</p> <p>貿易振興機関の機能強化</p> <p>海外マーケット情報の収集・提供</p> <p>マーケティングセミナーの開催</p> <p>見本市、商品展示会の開催</p> <p>×フェアトレードの開催</p> <p>×ITインフラの整備</p> <p>公的支援機関による企業への経営/技術指導</p> <p>経営能力向上</p> <p>製品開発/農産品加工技術訓練</p> <p>クラスター機能強化</p> <p>企業診断サービス実施促進</p> <p>×民間ベースでの中小企業への経営技術サービス業（BDS）育成</p> <p>産業政策立案支援</p> <p>外国直接投資誘致に関する政策面での助言</p> <p>法律、協定、規則等の整備（投資法、競争法、投資保護協定、外国人就業規則、現地人雇用規則等）</p> <p>知的財産権の確立、整備</p> <p>輸出加工区設置に関する組織・法制度整備</p> <p>×輸出入制度整備、手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等）の簡素化、効率化（ワンストップサービス、IT化等）</p> <p>×民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等）の間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等）の簡素化、効率化</p> <p>国際的協定（基準・認証）に対する技術向上</p> <p>関税引き下げに向けた政策助言（税関行政/政策）</p> <p>投資窓口の機能強化</p> <p>チャハンデスクの設立・運営</p> <p>外国企業誘致政策の紹介</p> <p>企業データベース作成</p> <p>×企業コンサルティングサービス</p> <p>産業、生産統計整備</p> <p>×投資対象案件のフィージビリティ調査</p> <p>×地域経済圏対応支援（合意事項履行への政策助言）</p> <p>投資セミナー開催、投資ミッション派遣</p> <p>企業データベース作成</p>
3. 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング	3-1 投資関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備	<p>活力ある民間セクターの育成</p> <p>投資関連政策の整備</p> <p>投資関連法・制度整備</p> <p>資材調達への円滑化</p> <p>投資環境情報/サービスの整備</p> <p>投資の相互交流促進</p>	<p>活力ある民間セクターの育成</p> <p>投資関連政策の整備</p> <p>投資関連法・制度整備</p> <p>資材調達の円滑化</p> <p>投資環境情報/サービスの整備</p> <p>投資の相互交流促進</p>

プロジェクト活動の例：
 JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動
 JICAの協力事業において事業実績のある活動
 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動
 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動